

火薬類取締法に基づく

許可申請等の手引

(令和 6 年改訂版)

令和 6 年 4 月

一般社団法人富山県火薬類保安協会
(監修) 富山県危機管理局消防課

火薬類取締法に基づく許可申請等の手引

目 次

I 許可申請等の概要	1
1 はじめに	1
2 申請、報告等についての心得	1
3 申請者	1
4 申請書等の種類及び提出先	2
5 申請書等作成上の一般的留意事項	2
II 火薬類取締法に係る手続	8
§ 1 土木、採石等において火薬類を消費する場合	8
1 火薬類譲受・消費許可申請	8
2 保安教育計画の認可（変更）申請等	9
3 各種届出	9
4 許可証の再交付申請	10
5 各種報告	11
6 帳簿の備付等	11
§ 2 建設用びょう打ち銃用空包を消費する場合	37
1 火薬類譲受・消費許可申請	37
2 各種届出	37
3 許可証の再交付申請	37
§ 3 コンクリート破碎器を消費する場合	48
1 火薬類譲受・消費許可申請	48
2 各種届出	48
3 許可証の再交付申請	48

§ 4 煙火を消費する場合	51
1 火薬類消費許可申請	51
2 各種届出	51
3 許可証の再交付申請	51
§ 5 救命索発射銃用空包等を消費する場合	56
1 火薬類譲受・消費許可申請	56
2 各種届出	56
3 許可証の再交付申請	56
§ 6 その他の空包等を消費する場合	60
1 火薬類譲受・消費許可申請	60
2 各種届出	60
3 許可証の再交付申請	60
§ 7 火薬類の消費が終了した場合	63
1 残火薬類がないとき	63
2 残火薬類があるとき	63
3 火薬類譲渡許可証の再交付申請	63
§ 8 火薬庫外に火薬類を貯蔵する場合	65
§ 9 火薬庫の設置、移転等をする場合	70
1 火薬庫の設置、移転又は構造、設備の変更許可申請	70
2 火薬庫完成検査申請	70
3 火薬庫保安検査申請	71
4 各種届出	71
5 定期自主検査	72
6 各種報告	72
7 帳簿の備付等	72

§ 10 火薬類の販売の業を営む場合	92
1 火薬類販売営業許可申請	92
2 保安教育計画の認可（変更）申請	92
3 販売営業の廃止届	92
4 各種報告	93
5 帳簿の備付等	93
§ 11 火薬類を廃棄する場合	100
1 火薬類廃棄許可申請	100
2 各種届出	100
3 許可証の再交付申請	100
§ 12 火薬類を運搬する場合	104
1 火薬類の運搬届出	104
2 火薬類等危険物積載車両の通行の禁止又は制限	105
3 運搬に係る届出書等提出先	107
§ 13 火薬類保安責任者免状の交付等	115
1 免状の交付申請	115
2 免状の再交付申請	115
3 免状の書換申請	115
§ 14 災害・事故があった場合	119
§ 15 相続・遺贈・合併・分割により火薬類の所有権を取得した場合	119
§ 16 火薬庫の譲渡・引渡があった場合	119

〔参考資料〕

1 火薬庫等の構造	124
(1) 一級・二級火薬庫	124
(2) 三級・煙火火薬庫	127
(3) 火薬庫外貯蔵場所（土木事業等に係るもの）	130
(4) 火薬類取扱所	131
(5) 火工所	133
2 保安教育	135
(1) 保安教育を施す義務のある者	135
(2) 保安教育計画の認可を受ける義務のある者	135
(3) 保安教育計画を定めるべき消費者の指定	135
(4) 保安教育の実施	135
(5) 保安教育の実施記録	136
3 取扱保安責任者の職務	139
(1) 火薬類の貯蔵に係る保安に関する職務	139
(2) 火薬類の消費に係る保安に関する職務	139
(3) 取扱副保安責任者の職務	139
4 取扱従事者の区分と作業内容	140
5 火薬類手帳制度	144
6 火薬類の消費に係る帳簿等の記載	145
(1) 土木工事に係る火薬類取扱所、火工所、発破場所の帳簿類の管理	145
(2) その他の消費に係る帳簿類の管理	145
・火薬類取扱所帳簿	146
・火工所帳簿	147
・発破記録	148
・帳簿類の記載にあたっての留意事項	149
・建設用びょう打銃用空包消費場所帳簿	150
・コンクリート破砕器火工所帳簿	151
・コンクリート破砕器の消費記録	152

付表

1 火薬庫等に掲示する「法規及び取扱心得」一覧	153
2 関係機関等一覧	155
3 市町村消防	156
4 火薬類許可申請手数料一覧表	157

火薬類取締法に基づく許可申請等の手引

I 許可申請等の概要

1 はじめに

この手引は、火薬類取締法（以下「法」という。）、火薬類取締法施行令（以下「政令」という。）、火薬類取締法施行規則（以下「規則」という。）、富山県火薬類取締法施行規則（以下「県規則」という。）に基づく火薬類の販売、貯蔵、譲渡、譲受及び消費等の許可、認可、届出及び報告等に関する必要な書類、様式を示すとともに、許可等に伴う基準や遵守事項等について解説したものである。なお、火薬類取締法の体系は、図一1のとおりである。

2 申請、報告等についての心得

- (1) 各種申請・報告対象者は、火薬類取扱保安責任者その他内容の説明が十分にできる者が持参すること。
- (2) 火薬類譲受・消費申請の場合は、許可を受けようとする10日以上前に申請書を提出すること。ただし、当該許可が政令第13条第1項第2号及び第3号に該当する場合（消費場所における保安距離が50m以内である場合等公安委員会の意見聴取が必要な場合。）は、申請書を20日以上前までに提出すること。
- (3) 交付を受けた許可証、指示証等は、保管管理に留意すること。
- (4) 交付を受けた許可証は、次のとき速やかに返納すること。
 - ア 許可が取り消されたとき。
 - イ その目的を達成したとき。
 - ウ 許可証の有効期間が満了したとき。
 - エ 目的を失ったとき。
 - オ 許可証の再交付を受けた場合において、旧許可証を発見し、又は回復したとき。
- (5) 申請者は、申請書等の控えを1部保管すること。

3 申請者

- (1) 申請者は、個人経営の事業所にあつてはその経営者とし、法人にあつてはその代表者とする。
- (2) 事業主体が共同企業体の場合の申請者は、火薬類の消費に係る事業の実施法人又は企業体の代表法人とする。

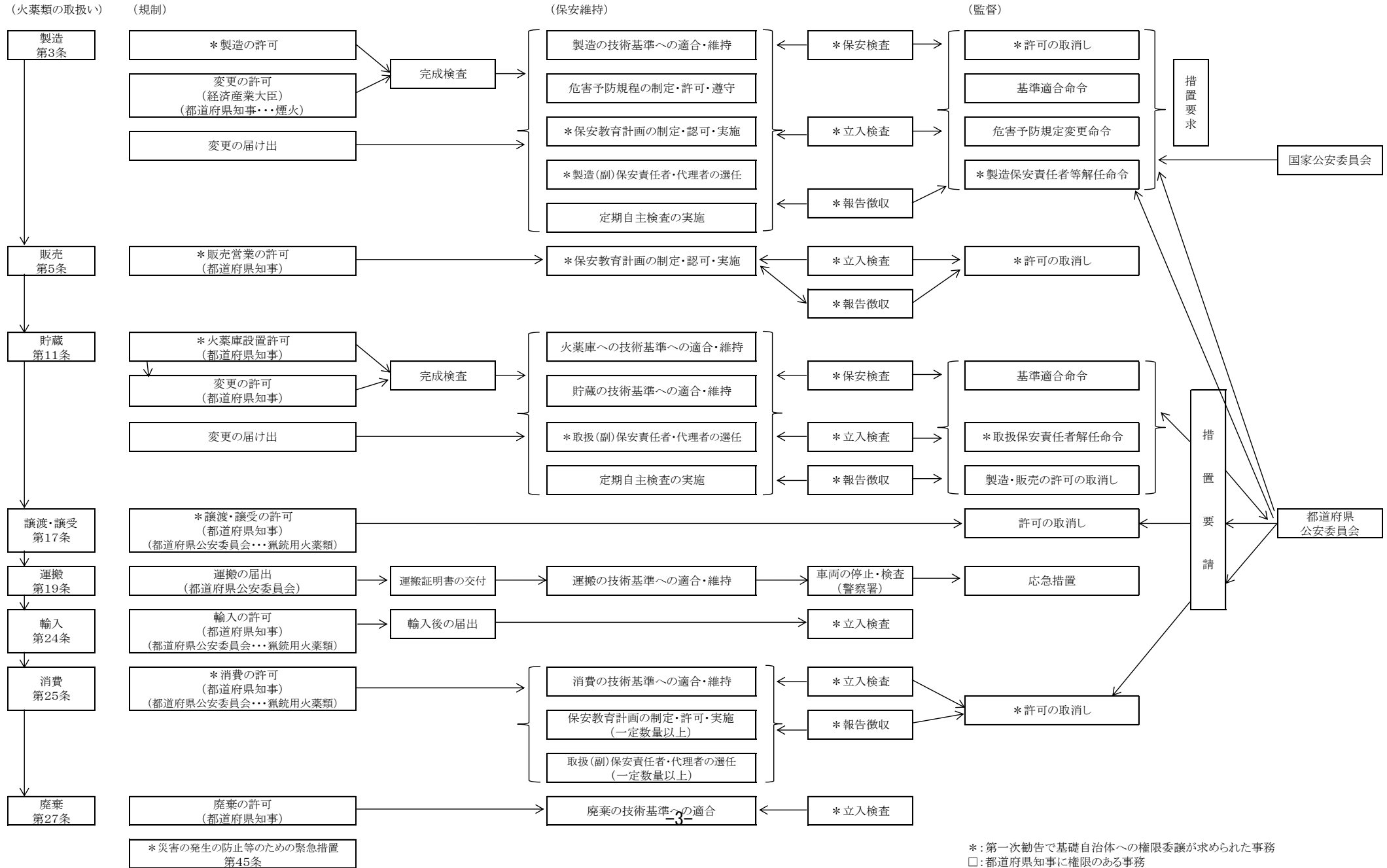
4 申請書等の種類及び提出先

火薬類の許可申請、届出等に伴う書類は、概ね表－１の「申請書、届出書等一覧表」のとおりであり、富山県危機管理局消防課に提出すること。

5 申請書等作成上の一般的留意事項

- (1) 申請者が法人であって、支店長又は出張所長等現場の代表者に申請等を委任する場合は、法人の代表者の委任状（記載例 30ページ）を申請書等に添付すること。
- (2) 知事に提出する書類の日付は、県の窓口へ書類を提出した日を記入すること。
- (3) （代表者）氏名欄には、申請者が法人の場合はその法人の名称並びに登録されている代表権を有する者の役職名及び氏名を記入すること。個人の場合は氏名を記入すること。
- (4) 名称欄には、法人である場合は登記されている名称を記入すること。
なお、申請等に係る事業主体が支店、出張所等である場合は、支店名等を（ ）書きで併記すること。
また、申請者が個人である場合は屋号（店名）も併記すること。
- (5) 事務所所在地（電話）欄には、申請者が個人である場合は、営業活動を行っている場所を記入し、法人の場合は登記されている住所を記入し、現場事務所等があるときは、その所在地を（ ）書きで併記すること。
- (6) 職業欄には、主たる業務内容に係る職業を記入すること。

図一 1 火薬類取締法の体系



*: 第一次勧告で基礎自治体への権限委譲が求められた事務
□: 都道府県知事に権限のある事務

表－１ 申請書、届出書等一覧表

書 類 名	様式番号	ページ
１．土木、採石等の火薬類消費		
・火薬類譲受・消費許可申請書	1	12
・火薬類消費計画書	2	15・16
・火薬類取扱保安責任者選任（解任）届	3	17
・火薬類取扱従事者名簿	4	19
・火薬類保安管理組織図（消費見込量 25kg／月未満の場合）	5	20
・ 〃 （ 〃 25kg／日以下の 〃 ）	6	21
・ 〃 （ 〃 25kg／日を超える 〃 ）	7	22
・火薬類消費現場付近の見取図	8	23
・保管承諾書	9	26
・火薬類消費許可申請書（火薬類消費計画書）記載事項変更届	10	28
・火薬類譲渡（譲受）許可証書換申請書	11	29
・火薬類譲渡（譲受）許可証再交付申請書	12	30
・火薬類輸入（消費・廃棄）許可証再交付申請書	13	31
・火薬類の消費に関する報告書	14	32
・火薬類消費日報	14-1	33
・火薬類の安定度試験に関する報告書	15	35
・保安教育計画認可（変更）申請書	16	36
２．建設用びょう打ち銃用空包の消費		
・火薬類譲受許可申請書	17	39
・火薬類消費計画書（建設用びょう打ち銃用空包消費）	18	41
・火薬類取扱従事者名簿（建設用びょう打ち銃用空包用）	4-1	43

書 類 名	様式番号	ページ
3. コンクリート破砕器の消費		
・ 火薬類消費計画書（コンクリート破砕器消費）	19	49
・ 火薬類取扱従事者名簿（コンクリート破砕器用）	4-2	50
4. 煙火の消費		
・ 火薬類消費許可申請書	20	52
・ 煙火消費計画書	21	53・54
・ 火薬類取扱従事者名簿（煙火用）	4-3	55
5. 救命索発射銃用空包等の消費		
・ 火薬類譲受・消費許可申請書	22	57
・ 火薬類消費計画書（救命索発射銃用空包消費）	23	58
・ 火薬類取扱従事者名簿（救命索発射銃用空包、その他の空包等用）	4-4	59
6. その他の空包等の消費		
・ 火薬類譲受・消費許可申請書	22-1	61
・ 火薬類消費計画書（その他の空包等消費）	23-1	62
7. 火薬類の譲渡		
・ 火薬類譲渡許可申請書	24	64
8. 火薬庫外の火薬類貯蔵		
・ 火薬庫外貯蔵場所指示申請書	25	66
・ 火薬庫外貯蔵場所工事設計明細書	26	67
・ 火薬庫外貯蔵場所の付近見取図	27	68
・ 敷地使用承諾書	28	69

書 類 名	様式番号	ページ
9. 火薬庫の設置		
・火薬庫設置等許可申請書	29	73
・火薬庫工事設計明細書	30	74・75
・警鳴装置設置明細書	30-1	76～78
・火薬庫設置同意書	31	79
・完成検査申請書	32	80
・保安検査申請書	33	81
・火薬庫の休止届	34	82
・火薬庫使用再開届	35	83
・営業（火薬庫の用途）廃止届	36	84
・貯蔵火薬類（火薬庫工事設計明細書）変更届	37	85
・火薬庫軽微変更届	38	86
・定期自主検査計画（変更）届	39	87
・定期自主検査報告書	40	88
・火薬類の出納に関する報告書	41	89
・火薬類出納明細簿	41-1	90
・貯蔵施設・自動警報（警鳴）装置点検簿	42	91
10. 火薬類の販売		
・火薬類販売営業許可申請書	43	94
・事業計画書	44	95
・欠格事由非該当誓約書	45	96
・火薬類販売変更報告書	46	97
・火薬類の販売に関する報告書	47	98
・火薬類販売明細簿	47-1	99

書 類 名	様式番号	ページ
11. 火薬類の廃棄		
・ 火薬類廃棄許可申請書	48	101
・ 廃棄従事者名簿	49	102
・ 火薬類廃棄許可申請書記載事項変更届	50	103
12. 火薬類の運搬		
・ 火薬類運搬届	51	109
・ 運搬計画表	52	112
13. 火薬類保安責任者免状		
・ 丙種火薬類製造、甲種、乙種火薬類取扱保安責任者免状 交付申請書	53	116
・ 〃 再交付申請書	54	117
・ 〃 書換申請書	55	118
14. 災害・事故		
・ 火薬類災害等報告書	56	120
15. 相続・遺贈・合併・分割		
・ 火薬類所有権取得届	57	121
・ 火薬庫承継届	58	122

Ⅱ 火薬類取締法に係る手続

§ 1 土木、採石等において火薬類を消費する場合

1 火薬類譲受・消費許可申請

(1) 火薬類譲受・消費許可申請に必要な書類

火薬類譲受・消費許可申請に必要な書類を次表に示す。

提出書類等	様式	提出 部数	ページ
火薬類譲受・消費許可申請書	1	2	12
火薬類消費計画書	2	2	15・16
火薬類取扱保安責任者選任（解任）届	3	2	17
火薬類取扱従事者名簿	4	2	19
火薬類保安管理組織図（1 か月の火薬又は爆薬の消費見込量が25kg未満の場合）	5	2	20
火薬類保安管理組織図（1 日の火薬又は爆薬の消費見込量が25kg以下の場合）	6	2	21
火薬類保安管理組織図（1 日の火薬又は爆薬の消費見込量が25kgを超える場合）	7	2	22
火薬類消費場所付近の見取図（縮尺 1/25, 000程度） ※保安物件が消費場所の境界から50m以内にある場合は、その位置関係等 がわかる資料2部（図面又は写真等）を添付すること。	8	2	23
※保管承諾書（火薬類貯蔵場所を所有又は占有していない場合）	9	2	26
請負契約書又は工事発注証明書の写し（土木工事の場合） 採石認可書の写し（採石の場合）		2	
火薬類取扱所、火工所の写真 （前面、側面、裏面、内部及び境界柵等を含む全景）		2	
手帳のコピー（手帳番号欄、保安教育講習受講欄） （火薬類取扱保安責任者選任者は、選解任記録欄も必要。）		2	
※委任状（法人の代表者以外の者が申請する場合）		2	27

※は必要に応じて提出する書類

(注) 1 許可証受領の際は、保安手帳を持参し、火薬類取扱保安責任者等の選任の確認を受けること。

◎ 申請手数料

申請には、157ページに示すとおり申請内容に応じて申請手数料（富山県収入証紙の貼付）が必要である。

(2) 火薬類取扱保安責任者選任基準（消費）

火薬類取扱保安責任者の選任は、次表のとおりとする。ただし、昼夜作業を行う場合は、代理者及び副保安責任者の人数を複数とすること。

1 か月の火薬又は爆薬消費見込量	取扱保安責任者の 資格及び選任数	同代理者の資格 及び選任数	取扱副保安責任者 の資格及び選任数
25kg 未満	—	—	—
25kg 以上 50kg 未満	乙種又は甲種 1 人	乙種又は甲種 1 人	—
50kg 以上 1 トン未満			火工所 1 か所に 乙種又は甲種 1 人
1 トン以上	甲種 1 人	甲種 1 人	

(注) 表中「甲種」とは甲種火薬類取扱保安責任者免状の所有者をいう。

「乙種」とは乙種火薬類取扱保安責任者免状の所有者をいう。

(3) 火薬類取扱所及び火工所の設置

ア 火薬類取扱所は、1つの消費場所に1か所とすること。

ただし、1日の火薬類消費見込量が火薬又は爆薬にあつては25kg以下、工業雷管、電気雷管又は導火管付き雷管にあつては250個以下、導爆線にあつては500m以下、制御発破用コードにあつては100m以下の消費場所については、設けなくてよい。1回の消費ごとに火薬類を火薬庫から直接消費場所に持ち込み、火薬類を直ちに返納できる場合も、設けなくてよい。火薬類取扱所を設けることができない消費場所であつて、1日の消費回数が1回であり、かつ、火工所として、火薬類取扱所の構造基準に適合する建物を設けた場合も、設けなくてよい。

イ 火工所は、火薬類取扱所を設けなくてよい場合は1つの消費場所について1か所とするが、火薬類取扱所を設けた場合は、必要に応じていくつ設置してもよい。

ウ 火薬類取扱所と火工所の相互の距離は、10m以上とすること。

2 保安教育計画の認可（変更）申請等

(1) 保安教育計画の認可（変更）申請

都道府県知事から保安教育計画を定めるべき消費者として指定された場合は、その従事者に対する保安教育計画を定め、都道府県知事の認可を受けるとともに、これを変更しようとするときも同様とする。

保安教育計画認可（変更）申請書

→ 様式 16 1 部 ページ 36

(2) (1)以外の者の場合

従事者に火薬類による災害の防止に必要な教育を施すこと。

3 各種届出

(1) 火薬類消費許可申請書（火薬類消費計画書）記載事項の変更

消費許可申請書の記載事項（火薬類の種類及び数量、目的、場所、日時並びに危険予防の方法を除く。）及び消費計画書の記載事項に変更があつたときは、遅滞なく都道府県知事に届け出ること。

火薬類消費許可申請書
(火薬類消費計画書) 記載事項変更届

→ 様式 10 2 部 ページ 28

(注)「変更前」及び「変更後」を添付し、変更部分が分かるようにすること。

(2) 火薬類取扱保安責任者等の選任(解任)

火薬類取扱保安責任者等を選任(解任)したときは、遅滞なく都道府県知事に届け出ること。

火薬類取扱保安責任者選任(解任)届

→ 様式 3 2 部 ページ 17

(変更のあった者のみ、新旧を記載すること。)

(注)「火薬類取扱従事者名簿」及び「火薬類保安管理組織図」を添付すること。

(変更のあった者の部分が分かるようにすること。)

(3) 火薬類取扱従事者の変更

火薬類取扱従事者に変更があったときは、遅滞なく都道府県知事に届け出ること。

火薬類消費許可申請書
(火薬類消費計画書) 記載事項変更届

→ 様式 10 2 部 ページ 28

(注)「火薬類取扱従事者名簿」及び「火薬類保安管理組織図」を添付すること。(変更のあった者の部分が分かるようにすること。)

(4) 譲渡(譲受)許可証の記載事項の変更

譲渡(譲受)許可証の記載事項に変更があったときは、遅滞なく都道府県知事に届け出て、その書換を受けること。

火薬類譲渡(譲受)許可証書換申請書

→ 様式 11 2 部 ページ 29

(注) 許可証を添付すること。

4 許可証の再交付申請

(1) 火薬類譲渡(譲受)許可証の再交付申請

火薬類譲渡(譲受)許可証を喪失し、汚損し、又は盗取されたときは、都道府県知事にその再交付を申請すること。

火薬類譲渡(譲受)許可証再交付申請書

→ 様式 12 2 部 ページ 30

(注) 許可証を喪失し又は盗取された場合は、直ちに警察官等に届け出るとともに都道府県知事に報告すること。なお、旧許可証を発見した場合は、直ちに知事に返納すること。

(2) 火薬類消費許可証の再交付

火薬類消費許可証の再交付を受けようとするときは、都道府県知事にその再交付を申請すること。

火薬類輸入(消費・廃棄)許可証再交付 申請書

→ 様式 13 2 部 ページ 31

5 各種報告

(1) 火薬類の消費に関する報告

火薬又は爆薬を1か月に25kg以上消費する旨を申請した者は、消費数量等を集計したものを年度終了後30日以内に都道府県知事に報告すること。

火薬類の消費に関する報告書

→ 様式 14 1 部 ページ 32

(2) 火薬類の安定度試験に関する報告

法に定める期間を経過した火薬類を所有する場合は、安定度試験を行い、その結果を都道府県知事に報告すること。

火薬類の安定度試験に関する報告書

→ 様式 15 2 部 ページ 35

6 帳簿の備付等

火薬又は爆薬を1か月に25kg以上消費する者は、消費についての帳簿を備え、必要事項を記載するとともに、この帳簿を記載の日から1年間保存しなければならない。

火 薬 類 消 費 日 報

→ 様式14-1 ページ33

(注) この帳簿とは別に、消費者については、その量の多少にかかわらず、資料様式2 149ページ「火薬類取扱所帳簿」、資料様式3 147ページ「火工所帳簿」等の記載が義務付けられている。

様式 1 規則様式第 50（第 90 条の 2 関係）

×整理番号	
×審査結果	
×受 理 日	年 月 日
×許可番号	

火薬類譲受・消費許可申請書

年 月 日

富山県知事 殿

住 所

氏 名

(代表者)

名 称		
事務所所在地 (電 話)	〒 (電話 :)	
職 業		
(代表者) 住所 氏名 (年齢)		
火薬類の種類 及び数量		
目 的		
譲 受 期 間 (1 年を超えないこと)	年 月 日から 年 月 日まで	
貯蔵又は保管場所		
消費に関する事項	場 所	(別紙火薬類消費場所付近の見取図のとおり)
	日時 (期間)	年 月 日から 年 月 日まで
	危険予防の方法	別紙「火薬類消費計画書」中の「7 危険予防の方法」のとおり

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

2 ×印の欄は、記載しないこと。

(注) 申請書記入上の注意事項

- 1 申請者は、法人にあつては代表者、個人にあつては本人とすること。
なお、作業所長等現場の代表者が申請する場合は、その者に対する法人の代表者の委任状を添付すること。
- 2 「名称」及び「事務所所在地（電話）」は、法人にあつては本社の名称及び事務所所在地並びに電話番号を記入すること。
- 3 「火薬類の種類及び数量」は、必要最小限の火薬類とすること。
- 4 「目的」は、工事名等を具体的に記入すること。
- 5 「貯蔵又は保管場所」は、その所在地及び「〇〇工業（株）所有〇〇式〇級火薬庫」又は「自社所有〇〇式〇級火薬庫」等と記入すること。
- 6 「消費に関する事項」の「場所」は、地番まで記入すること。
- 7 「消費に関する事項」の「日時（期間）」は火薬類の消費期間とし、譲受期間と一致させること。

×整理番号	
×審査結果	
×受 理 日	年 月 日
×許可番号	

火薬類譲受・消費許可申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

富山県知事 殿

住 所 〇〇郡〇〇町〇〇番地の〇
氏 名 〇〇建設株式会社
(代表者) 作業所長 〇〇〇〇

名 称	〇〇建設株式会社 (〇〇作業所)	
事務所所在地 (電 話)	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号 (電話: 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇) 〇〇郡〇〇町〇〇番地の〇 (電話: 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇)	
職 業	建設業	
(代表者) 住所 氏名 (年齢)	〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号 〇〇〇〇 (〇〇才)	
火薬類の種類 及び数量	爆 薬	電気雷管
	〇〇kg	〇〇個
目 的	〇〇〇〇工事	
譲 受 期 間 (1年を超えないこと)	令和〇〇年〇〇月〇〇日から 令和〇〇年〇〇月〇〇日まで	
貯蔵又は保管場所	〇〇郡〇〇町〇〇地内 〇〇火薬所有 地上式〇〇火薬庫	
消費に関する事項	場 所	〇〇郡〇〇町〇〇地内 (別紙火薬類消費場所付近の見取図のとおり)
	日時 (期間)	令和〇〇年〇〇月〇〇日から 令和〇〇年〇〇月〇〇日まで
	危険予防の 方 法	別紙「火薬類消費計画書」中の「7 危険予防の方法」のとおり

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 ×印の欄は、記載しないこと。

火薬類消費計画書（その1）

1. 工 事	・工事の種類 ・契 約 先																						
2. 発 破 の 種 類 (○印で囲んだ方法による。)	・装薬別：孔発破、蛇穴発破、張付発破、坑道発破、その他() ・用途別：切取発破、坑内発破、地上発破、小割発破、採石発破、採土発破、ベンチカット発破、抜根発破、水中発破、坑道式発破、高温孔発破、人工地震発破、建築物発破、その他()																						
3. 発 破 方 法 (○印で囲んだ方法による。)	・発破実施時刻 <table border="0" style="width:100%;"> <tr> <td>第1回</td><td>時</td><td>分</td><td>第4回</td><td>時</td><td>分</td></tr> <tr> <td>第2回</td><td>時</td><td>分</td><td>第5回</td><td>時</td><td>分</td></tr> <tr> <td>第3回</td><td>時</td><td>分</td><td>第6回</td><td>時</td><td>分</td></tr> </table> ・1日の消費見込量(最大)爆薬又は火薬 kg、電気雷管 個 ・月間の爆薬又は火薬消費見込量(最大) kg		第1回	時	分	第4回	時	分	第2回	時	分	第5回	時	分	第3回	時	分	第6回	時	分			
第1回	時	分	第4回	時	分																		
第2回	時	分	第5回	時	分																		
第3回	時	分	第6回	時	分																		
・電気雷管の斉発数(最大) 個 ・導火線発破の連続点火数(最大) 個																							
・導火線点火 (1) 点火具：線香・TMライター (2) 退避遅延防止具：発破時計 捨て導火線 点火指揮者	・電気点火 (1) 電気雷管の種類：瞬発、DS、MS (2) 電気発破用器具 発破器(発掛) 発破母線の長さ m 補助母線・絶縁用具・テスター 光電池導通試験器 漏洩電流検知器 雷探知器																						
4. 申請所要数量の基礎計算	土木工事等	<table border="0" style="width:100%;"> <tr> <td>発破対象物</td><td>発破対象物の量</td><td>申請所要量</td></tr> <tr> <td>1 m³当り</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>・爆 薬 量</td><td>kg × m³ =</td><td>kg</td></tr> <tr> <td>・火 薬 量</td><td>kg × m³ =</td><td>kg</td></tr> <tr> <td>・電 気 雷 管</td><td>個 × m³ =</td><td>個</td></tr> <tr> <td>・工 業 雷 管</td><td>個 × m³ =</td><td>個</td></tr> <tr> <td>・導 火 線</td><td>kg × m³ =</td><td>kg</td></tr> </table>	発破対象物	発破対象物の量	申請所要量	1 m ³ 当り			・爆 薬 量	kg × m ³ =	kg	・火 薬 量	kg × m ³ =	kg	・電 気 雷 管	個 × m ³ =	個	・工 業 雷 管	個 × m ³ =	個	・導 火 線	kg × m ³ =	kg
発破対象物	発破対象物の量	申請所要量																					
1 m ³ 当り																							
・爆 薬 量	kg × m ³ =	kg																					
・火 薬 量	kg × m ³ =	kg																					
・電 気 雷 管	個 × m ³ =	個																					
・工 業 雷 管	個 × m ³ =	個																					
・導 火 線	kg × m ³ =	kg																					
人工地震による物理探査等	<table border="0" style="width:100%;"> <tr> <td>孔数</td><td>1孔の平均装薬量</td><td>1孔の平均使用回数</td><td>申請所要量</td></tr> <tr> <td>・爆 薬 量</td><td>× ×</td><td>=</td><td>kg</td></tr> <tr> <td>・電 気 雷 管</td><td>× ×</td><td>=</td><td>個</td></tr> </table>	孔数	1孔の平均装薬量	1孔の平均使用回数	申請所要量	・爆 薬 量	× ×	=	kg	・電 気 雷 管	× ×	=	個										
孔数	1孔の平均装薬量	1孔の平均使用回数	申請所要量																				
・爆 薬 量	× ×	=	kg																				
・電 気 雷 管	× ×	=	個																				
5. 火薬類取扱所の構造																							
6. 火工所の構造																							

火薬類消費計画書（その２）

7. 危険予防の方法	・警戒の方法		
	・警告の方法		
	・防護装置		
	・交通制限		
8. 作業従事者氏名	別紙、火薬類取扱従事者名簿のとおり		
9. 消費場所付近の見取図	別紙、火薬類消費場所付近の見取図のとおり		
10. 運搬	貯蔵所から消費場所までの距離 km	運搬に用いる器具又は容器	運搬方法
11. 購入先名			
12. 製造業者の氏名又は名称			
13. 火薬類の取扱及び消費方法 (該当条文を○印で囲むこと。)	・火薬類の取扱及び消費方法は、規則（第５１条、第５２条、第５２条の２、第５３条、第５３条の２、第５３条の３、第５３条の４、第５４条、第５４条の２、第５４条の３、第５５条、第５６条）を遵守します。		

- (注) 1. 「火薬類取扱所の構造」、「火工所の構造」については、構造図面及び建物の周辺を含めた配置図を添付すること。
2. 「消費場所付近の見取図」は、様式８を用いるとともに案内図(国土地理院等発行の1/25,000程度の地形図に消費場所を記入したもの)を添付すること

火薬類取扱保安責任者選任（解任）届		
保 安 責 任 者	本 籍	
	住 所	
	氏 名	年 月 日生（満 歳）
	免 状	種 年 月 日付 県発行第 号
保 安 責 任 者 代 理 者	本 籍	
	住 所	
	氏 名	年 月 日生（満 歳）
	免 状	種 年 月 日付 県発行第 号
副 保 安 責 任 者	本 籍	
	住 所	
	氏 名	年 月 日生（満 歳）
	免 状	種 年 月 日付 県発行第 号
副 保 安 責 任 者	本 籍	
	住 所	
	氏 名	年 月 日生（満 歳）
	免 状	種 年 月 日付 県発行第 号
選任（解任）年月日		年 月 日
備 考		（理由） （関係許可の番号及び年月日）第 号、 年 月 日
年 月 日 住 所 代表者氏名 富 山 県 知 事 殿		

- （注） 1 他都道府県で火薬類取扱保安責任者免状を取得した者が選任される場合には、その免状の写しを添付すること。
- 2 選任される者が他社からの出向者の場合は、出向者の所属会社責任者の出向に係る書面を添付すること。ただし、下請業者の従業員を選任している場合にあっては、下請業者との工事に関する契約書の写しを添付することができる。
- 3 申請の際は「保安手帳」を持参すること。

記載例

出 向 通 知 書

〇〇建設株式会社△△作業所
所長 〇〇〇〇 殿

下記3名に対し、令和〇年〇月〇日から〇〇建設株式会社△△作業所に出向し貴事業所の指揮監督のもとに火薬類取扱作業に従事することを命じましたので御確認願います。

- | | | |
|----|---|---|
| 1) | 氏 | 名 |
| 2) | 氏 | 名 |
| 3) | 氏 | 名 |

令和〇年〇月〇日

××土木株式会社
代表取締役社長 〇〇〇〇 印

火薬類取扱従事者受入確認通知書

××土木株式会社
代表取締役社長 〇〇〇〇殿

貴社から出向通知のあった下記3名を県道××～△△線工事の本工事事務所火薬類取扱従事者として受け入れたことを確認します。

- | | | |
|----|---|---|
| 1) | 氏 | 名 |
| 2) | 氏 | 名 |
| 3) | 氏 | 名 |

令和〇年〇月〇日

〇〇建設株式会社△△作業所
所長 〇〇〇〇 印

火薬類取扱従事者名簿

氏 名	現 住 所	年齢 (才)	経験 年数 (年)	資 格	手 帳 制 度		従事者の 区 分 (役割の すべて)	所属 (出向 下請)
				免許等 の種類	交付番号	受講年月日		
				甲 乙 発	保 従 第 号	. .		
				甲 乙 発	保 従 第 号	. .		
				甲 乙 発	保 従 第 号	. .		
				甲 乙 発	保 従 第 号	. .		
				甲 乙 発	保 従 第 号	. .		
				甲 乙 発	保 従 第 号	. .		
				甲 乙 発	保 従 第 号	. .		
				甲 乙 発	保 従 第 号	. .		
				甲 乙 発	保 従 第 号	. .		
				甲 乙 発	保 従 第 号	. .		

- (注) 1 「免許等の種類」欄の「甲」、「乙」は取扱保安責任者免状、「発」は発破技士免状の区分を示すので、該当するものに○印を付すこと。
- 2 手帳制度の「交付番号」欄の「保」は保安手帳、「従」は従事者手帳の区分を示すので、該当するものに○印を付すこと。
- 3 「従事者の区分」は、保安責任者、取扱所責任者、火工所責任者、発破記録責任者、発破指揮者、運搬責任者、発破技士、見張員、運搬員等の区分について記載すること。
- 4 他社からの出向、下請の場合は、「所属」欄に所属会社名を明記すること。

火薬類保安管理組織図

(1 か月の火薬又は爆薬の消費見込量が25kg未満
の場合又はコンクリート破砕器を使用する場合)

事 業 主			
消 費 場 所			
消 費 場 所 責 任 者			
火 薬 庫			
取扱保安責任者			
同 代 理 者			
出 納 責 任 者			
		庫 外 貯 蔵 庫	
		出納責任者	
火 工 所			
出 納 責 任 者			
火 工 責 任 者			
火 工 作 業 者			
見 張 員			
発 破 場 所			
発破作業指揮者		発 破 技 士	
発 破 記 録 者		運 搬 員	
発 破 技 士		見 張 員	
発 破 技 士		見 張 員	

火薬類保安管理組織図

(1日の火薬又は爆薬の消費見込量が25kg以下の場合)

事業主			
消費場所			
取扱保安責任者			
同 代 理 者			
取扱副保安責任者			
火 薬 庫			
取扱保安責任者		庫 外 貯 蔵 庫	
同 代 理 者		出納責任者	
出 納 責 任 者			
火 工 所			
出 納 責 任 者			
火 工 責 任 者			
火 工 作 業 者			
見 張 員			
発 破 場 所			
発破作業指揮者		発 破 技 士	
発 破 記 録 者		発 破 技 士	
発 破 技 士		運 搬 員	
発 破 技 士		見 張 員	
発 破 技 士		見 張 員	

火薬類保安管理組織図

(1日の火薬又は爆薬の消費見込量が25kgを超える場合)

作 業 所 長			
消 費 場 所		火 薬 庫	
取扱保安責任者		取扱保安責任者	
同 代 理 者		同 代 理 者	
取扱副保安責任者		出 納 責 任 者	
火 薬 類 取 扱 所			
出 納 責 任 者			
取 扱 作 業 員			
運 搬 員			
火 工 所			
出 納 責 任 者			
火 工 責 任 者			
火 工 作 業 者			
見 張 員			
発 破 場 所			
発破作業指揮者		発 破 技 士	
発 破 記 録 者		発 破 技 士	
発 破 技 士		発 破 技 士	
発 破 技 士		運 搬 員	
発 破 技 士		運 搬 員	
発 破 技 士		見 張 員	
発 破 技 士		見 張 員	

火薬類消費場所付近の見取図 (・ 付近に保安物件があればそれとの距離を記入し、消費場所、火薬庫、庫外貯蔵庫、火薬類取扱所及び火工所は朱記すること。 ・ 警戒標示、交通制限箇所及び見張員の配置場所を明記すること。		
保 安 物 件	300m以内のもの(○印をつけること)	保安物件に対する最短距離 (m)
第 1 種 保 安 物 件	国宝建造物、市街地の家屋、学校、保育所、病院、劇場、社寺、教会、競技場	
第 2 種 保 安 物 件	村落の家屋、公園	
第 3 種 保 安 物 件	家屋(上記保安物件に属するものを除く)、鉄道、軌道、石油タンク、ガスタンク、発電所、変電所、工場	
第 4 種 保 安 物 件	国道、都道府県道、高压電線、火薬類取扱所、火気の取扱所	

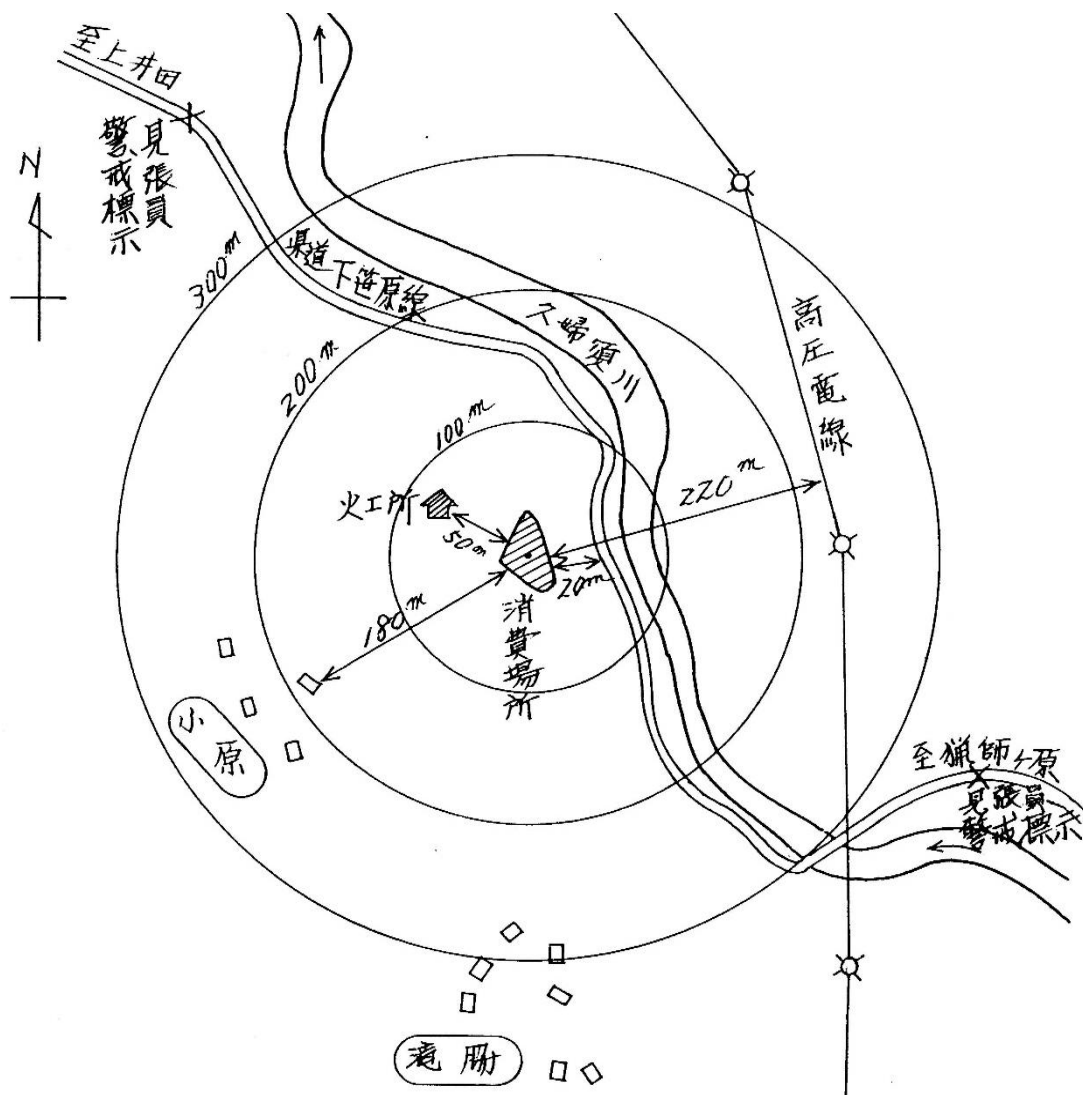
(注)火薬類消費場所付近の案内図(縮尺1/25,000程度)を別に添付すること。

記載例

様式 8

火薬類消費場所付近の見取図

- ・付近に保安物件があればそれとの距離を記入し、消費場所、火薬庫、庫外貯蔵庫、火薬類取扱所及び火工所は朱記すること。
- ・警戒標示、交通制限箇所及び見張員の配置場所を明記すること。



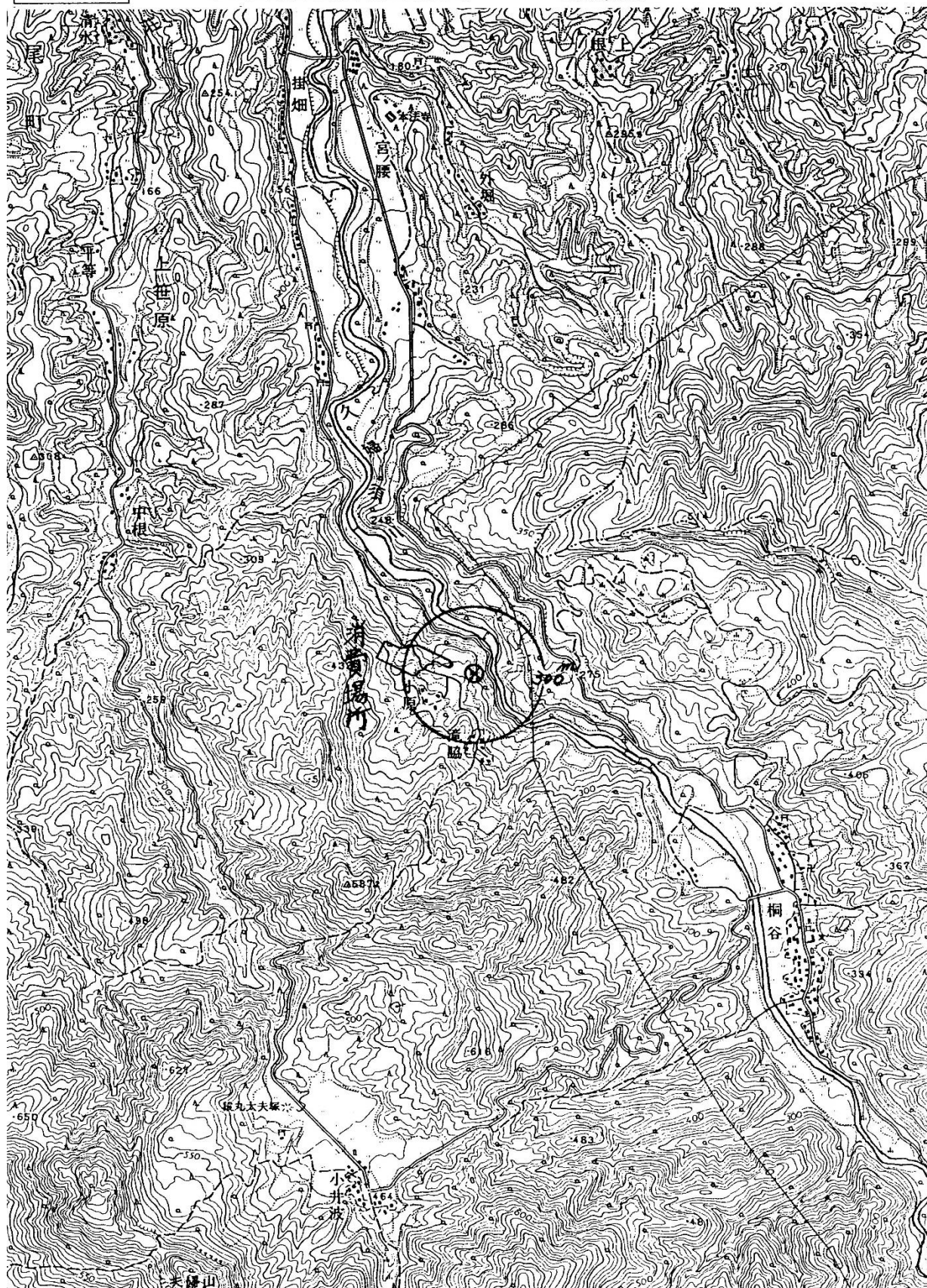
保安物件	300m以内のもの(○印をつけること)	保安物件に対する最短距離(m)
第 1 種 保安物件	国宝建造物、市街地の家屋、学校、保育所、病院、劇場、社寺、教会、競技場	
第 2 種 保安物件	村落の家屋、公園	
第 3 種 保安物件	家屋(上記保安物件に属するものを除く)、鉄道、軌道、石油タンク、ガスタンク、発電所、変電所、工場	
第 4 種 保安物件	国道、都道府県道、高圧電線、火薬類取扱所、火気の取扱所	

(注)火薬類消費場所付近の案内図(縮尺1/25,000程度)を別に添付すること。

記載例

(火薬類消費場所付近案内図)

<1/25,000>



保 管 承 諾 書

（目的） のため、（場所）
で貴殿が消費される下記火薬類を 年 月 日から
年 月 日まで私儀所有の に
保管することを承諾いたします。

ただし、保管場所内における一切の責任についてはその責を負いますが、
保管場所外におけるものについてはその責に応じません。

記

爆 薬	kg
火 薬	kg
電気雷管	個
工業雷管	個
導 火 線	m
コンクリート破砕器	個
煙 火	個

年 月 日

住 所
氏 名
(代表者)

(申請人)

殿

(注) 申請者が火薬庫又は庫外貯蔵庫を所有(占有)している場合は、不要。

委任状

私は、〇〇建設株式会社△△△所長〇〇〇〇を代理人と定め、
下記の権限を委任する。

記

△△△△工事において使用する火薬類の譲渡、譲受、消費及び貯蔵並びに
火薬類取扱保安責任者の選任解任等火薬類取締法に基づく手続き一切の件

令和〇年〇月〇日

住 所 〇〇市〇〇町△番△号

会 社 名 〇〇建設株式会社

代 表 者 代表取締役□□□□

× 整 理 番 号	第 号
× 受 理 年 月 日	年 月 日
× 審 査 結 果	
× 書換交付年月日	年 月 日

火薬類消費許可申請書（火薬類消費計画書）

記 載 事 項 変 更 届

年 月 日

富 山 県 知 事 殿

住 所

氏 名
(代表者)

名 称	
事務所所在地（電話）	
代 表 者 住 所 氏 名	
職 業	
変更しようとする事項	
変 更 の 理 由	
許 可 年 月 日	
許 可 番 号	

- 備考 1 火薬類取扱従事者に変更があった場合は、火薬類取扱従事者名簿及び保安全管理組織図を添付すること。
- 2 ×印の欄は記載しないこと。

様式11 規則様式第12（第38条の2関係）

×整理番号	
×受理日	年 月 日

火薬類（

譲渡
譲受

）許可証書換申請書

年 月 日

富山県知事 殿

（代表者）氏 名

許可証	番 号		
	交 付 年 月 日	年 月 日	
変更事項	区 分	旧	新
	住 所		
	氏名(年齢) 又は名称		
	職 業		
変 更 年 月 日		年 月 日	

別紙添付書類 譲渡許可証又は譲受許可証

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 ×印の欄は、記載しないこと。

様式12 規則様式第13（第39条関係）

×整理番号	
×受理日	年 月 日

火薬類（

譲渡
譲受

）許可証再交付申請書

年 月 日

富山県知事 殿

（代表者）氏 名

名 称		
事務所所在地（電話）		
職 業		
（代表者）住所氏名（年齢）		
許可証	種 別	譲渡許可証・譲受許可証
	番 号	
	交付年月日	年 月 日
申 請 の 理 由		

別紙添付書類 申請の理由が譲渡許可証又は譲受許可証の汚損であるときは、
汚損した当該許可証

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ×印の欄は、記載しないこと。

様式13 県規則様式第14号（第8条関係）

× 整 理 番 号	第 号
× 受 理 年 月 日	年 月 日
× 審 査 結 果	
× 再 交 付 年 月 日	年 月 日

火薬類輸入（消費・廃棄）許可証再交付申請書

年 月 日

富 山 県 知 事 殿

住 所

氏 名
(代表者)

名 称	
事 務 所 所 在 地 (電 話)	()
職 業	
代 表 者 住 所 氏 名	
再 交 付 を 受 け る 理 由	
許 可 年 月 日	
許 可 番 号	
備 考	

備考 ×印の欄は記載しないこと。

× 整 理 番 号	第 号
× 受 理 年 月 日	年 月 日

火薬類の消費に関する報告書

年 月 日

富 山 県 知 事 殿

住 所

氏 名
(代表者)

(年度分)

火 薬 類 の 種 類	数 量 (単位)	消 費 場 所	工 事 名	備 考 (許可番号)

備考 ×印の欄は記載しないこと。

様式14-1 県規則様式第30号（第17条関係）

火 藥 類 消 費 日 報

(月 分)

消費現場名

保安責任者名

[illegible]

記載例

様式14－1 県規則様式第30号（第17条関係）

火薬類消費日報

（ 4 月 分 ） 消費現場名 △△△ 保安責任者名 ○○ ○○

年月日	種類 ダイナ マイト (本)	火 薬 (kg)	コンクリート 破砕器 (個)	導火線 (m)	電気雷管 (個)	電気雷管内訳(段階別)											
						1	2	3	4	5	6	7	1	9	10	11	12
4 月 1 日	47				16	3	3	4	3	3							
4 月 2 日	30				11	2	2	3	2	2							
合 計	77				27	5	5	7	5	5							

× 整 理 番 号	第 号
× 受 理 年 月 日	年 月 日

火薬類の安定度試験に関する報告書

年 月 日

富 山 県 知 事 殿

住 所

氏 名
(代表者)

(月分)

安定度試験 を行った火 薬類の種類	安定度試験 を行った火 薬類の数量	安定度試験 を行 っ た 火 薬 類 の 製 造 年 月 日	安定度試験 を行 っ た 年 月 日	安定度試験 の 方 法	安定度試験 の 成 績	備 考

備考 ×印の欄は記載しないこと。

様式16 県規則様式第2号（第3条関係）

× 整 理 番 号	第 号
× 審 査 結 果	
× 認 可 番 号	第 号
× 認 可 年 月 日	年 月 日

保 安 教 育 計 画 （ 認 可 変 更 ） 申 請 書

年 月 日

富 山 県 知 事 殿

住 所

氏 名
(代表者)

名 称	
事 務 所 所 在 地 (電 話)	
職 業	
代 表 者 住 所 氏 名	
保安教育の必要な事業名 (製造・販売・消費の別)	
事 業 所 所 在 地 (電 話)	
制 定 ・ 変 更 の 別	
保 安 教 育 計 画	別紙のとおり
備 考	

備考 ×印の欄は記載しないこと。

§ 2 建設用びょう打ち銃用空包を消費する場合

1 火薬類譲受・消費許可申請

(1) 火薬類譲受・消費許可申請に必要な書類

火薬類譲受・消費許可申請に必要な書類を次表に示す。

なお、1日の消費見込量が同一場所において200個（その原料をなす火薬又は爆薬が0.4g以下のものにあつては400個）以下の場合は

火薬類譲受許可申請書（様式17：39ページ）を2部提出すればよい。

※は必要に応じて提出する書類

提出書類等	様式	提出部数	ページ
火薬類譲受・消費許可申請書	1	2	12
火薬類消費計画書（建設用びょう打ち銃用空包消費）	18	2	41
火薬類取扱従事者名簿（建設用びょう打ち銃用空包用）	4-1	2	43
火薬類消費場所付近の見取図又は申請者事務所付近の見取図		2	
建設用びょう打ち銃用空包の保管場所見取図		2	
銃砲所持許可証（写）		2	44～47
※保管承諾書（保管場所を所有していない場合）	9	2	26
建設用びょう打ち銃、同空包講習受講証明書の写		2	
※委任状（法人の代表者以外の者が申請する場合）		2	

◎申請手数料

申請には、157 ページに示すとおり申請手数料(富山県収入証紙の貼付)が、必要である。

(2) 建設用びょう打ち銃用空包の許可基準

建設用びょう打ち銃用空包の許可基準は表-2のとおりとする。

2 各種届出

§ 1-3（9 ページ）に準じて各種届出を行うこと。

3 許可証の再交付申請

§ 1-4（10 ページ）に準じて申請を行うこと。

表－２ 建設用びょう打ち銃用空包の許可基準

区 分 項 目	建設用びょう打ち銃、 同空包講習会受講者 (注１)		同講習会未受講者
	譲 受 数 量 (注２)(注３)	2, 000個以内	2, 000個を超える
消 費 期 間	6か月以内	6か月以内	3か月以内
許 可 申 請 書 提 出 先	消防課		
申 請 書 中「消 費 に 関 する 事 項」の 欄	県内一円		同一消費地（場所）に限定 する

(注) 1 受講証明書は次回の講習まで有効とすること。

- 2 空包数量が2,000個までは、知事の指示する安全な場所以外の安全な場所（施錠可能な金属製ロッカー等）で、2,000個を超え4,000個までは、知事の指示する安全な場所（庫外貯蔵庫）で、4,000個を超える場合は、一級、二級、三級又は実包火薬庫において貯蔵すること。
- 3 建設用びょう打ち銃用空包に係る数量は、その原料をなす火薬又は爆薬が0.4gを超えるものにあつてはその空包の数量とし、その原料をなす火薬又は爆薬が0.4g以下のものにあつてはその空包の数量2個を1個として換算する。

× 整 理 番 号	第 号
× 審 査 結 果	
× 受 理 日	年 月 日
× 許 可 番 号	第 号

火 薬 類 譲 受 許 可 申 請 書

年 月 日

富山県知事 殿

住 所
氏 名
(代表者)

名 称		
事 務 所 所 在 地 (電 話)	(電話 :)	
職 業		
(代 表 者) 住 所 氏 名 (年 齢)		
火 薬 類 の 種 類 及 び 数 量		
譲 受 目 的		
譲 受 期 間 (1 年 を 超 え な い こ と 。)	年 月 日から 年 月 日まで	
貯 蔵 又 は 保 管 場 所		
消費に関する事項	目 的	
	日時 (期間)	年 月 日から 年 月 日まで
	場 所	(別紙火薬類消費場所付近の見取図のとおり)

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
2 ×印の欄は、記載しないこと。

記載例

様式 17 規則様式第 10（第 36 条関係）

× 整 理 番 号	第 号
× 審 査 結 果	
× 受 理 日	年 月 日
× 許 可 番 号	第 号

火 薬 類 譲 受 許 可 申 請 書

年 月 日

富山県知事 殿

住 所 ○ ○ 市 ○ ○ 町 ○ 番 ○ 号
氏 名 ○ ○ ○ 株式会社
(代表者) ○ ○ ○ ○

名 称	○ ○ ○ ○ 株式会社		
事 務 所 所 在 地 (電 話)	〒○ ○ ○ ○ - ○ ○ ○ ○ ○ ○ 市 ○ ○ 町 ○ 番 ○ 号 (電話: ○ ○ ○ ○ - ○ ○ ○ ○ - ○ ○ ○ ○)		
職 業	○ ○ 業		
(代 表 者) 住 所 氏 名 (年 齢)	○ ○ 市 ○ ○ 町 ○ 番 ○ 号 ○ ○ ○ ○ (○ ○ 才)		
火 薬 類 の 種 類 及 び 数 量	建設用びょう打ち銃用空包 (その原料をなす火薬類又は爆薬が0.4グラム以下のものに限る。) ○ ○ ○ 個		
譲 受 目 的	○ ○ ○ 用		
譲 受 期 間 (1 年 を 超 え な い こ と 。)	令和○ ○ 年 ○ ○ 月 ○ ○ 日から 令和○ ○ 年 ○ ○ 月 ○ ○ 日まで		
貯 蔵 又 は 保 管 場 所	○ ○ 市 ○ ○ 町 ○ 番 ○ 号 ○ ○ ○ ○ 株式会社事務所内 金属製鍵付ロッカー		
消費に関する事項	目 的	○ ○ ○ 用	
	日時 (期間)	令和○ ○ 年 ○ ○ 月 ○ ○ 日から 令和○ ○ 年 ○ ○ 月 ○ ○ 日まで	
	場 所	○ ○ 市 ○ ○ 町 ○ 番 ○ 号 ○ ○ ○ (他県内一円 (別紙火薬類消費場所付近の見取図のとおり)	

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

2 ×印の欄は、記載しないこと。

様式 18 県規則様式第 16 号（第 10 条関係）

火薬類消費計画書

（建設用びょう打ち銃用空包消費）

1. 工 事	工 事 種 類			
	契 約 先			
2. 工事計画	消 費 場 所 の 住 所 及 び 現 場 名	消 費 数 量	備 考	
		個		
		個		
		個		
		個		
		個		
		個		
	合 計	個		
3. 1 日 の 最 大 消 費 量		個		
4. 運 搬	運搬に用いる 器具又は容器	運 搬 の 方 法		
5. 保 管 方 法	警戒等の 方法			
6. 危険予防の方法	火薬類の 管理方法			
7. 購 入	購入先名			
8. 作業従事者の氏名	別紙火薬類取扱従事者名簿のとおり。			
9. 建設用びょう打ち銃用空包の取扱及び消費方法	建設用びょう打ち銃用空包の取扱及び消費方法は、規則第51条及び第56条の3を遵守します。			

注 1 消費期間又は譲受期間満了の際未使用の空包が残った場合は、すみやかに譲渡許可を受けて火薬類販売業者に返品する。

2 「消費者備付帳簿」を準備し、空包の購入、消費の都度これに年月日、譲受数量、消費数量、残数量、消費場所及び取扱者名を記帳する。

火薬類消費計画書

(建設用びょう打ち銃用空包消費)

1. 工 事	工 事 種 類	電気配線パイプ取付				
	契 約 先	〇〇建設(株) 他				
2. 工事計画	消 費 場 所 の 住 所 及 び 現 場 名	消 費 数 量	備 考			
	〇〇市△△町〇番地 △△ビル建築	1,200個	電気配線パイプ取付			
	〇〇市△△町〇番地 〇〇工場建築	300個	〃			
	〇〇市△△町〇番地 ××学校建築	300個	〃			
	〇〇市△△町〇番地 □□病院建築	800個	〃			
	その他	400個	デッキプレート取付			
		個				
	合 計	3,000個	(0.4g 以下)			
3. 1 日 の 最 大 消 費 量		個				
4. 運 搬	運搬に用いる器具又は容器		運 搬 の 方 法			
	携帯箱		普通自動車			
5. 保 管 方 法		保管量は 2,000個以下とする。 金属製ロッカーに収納し、施錠して保管する。				
6. 危険予防の方法	警戒等の方法	消費場所付近に多数の人が集合又は通行している場合は消費を見合わせる。また、特に必要がある者以外は近寄らない。				
	火薬類の管理方法	事業所内の施錠できる金属製ロッカーに収納し、責任者を定め記帳し盗難防止に留意する。				
7. 購 入		購入先名：〇〇市△△町×番×号 □□火薬店				
8. 作業従事者の氏名		別紙火薬類取扱従事者名簿のとおり。				
9. 建設用びょう打ち銃用空包の取扱及び消費方法		建設用びょう打ち銃用空包の取扱及び消費方法は、規則第51条及び第56条の3を遵守します。				

注 1 消費期間又は譲受期間満了の際未使用の空包が残った場合は、すみやかに譲渡許可を受けて火薬類販売業者に返品する。

2 「消費者備付帳簿」を準備し、空包の購入、消費の都度これに年月日、譲受数量、消費数量、残数量、消費場所及び取扱者名を記帳する。

火薬類取扱従事者名簿（建設用びょう打ち銃用空包用）

氏 名	住 所	年 齢 (才)	経験 年数 (年)	鉄砲所持 許 可 証	保安講習会受講証		従 事 者 の 区 分
					年・月・日	番 号	
				有 無	・ ・		
				有 無	・ ・		
				有 無	・ ・		
				有 無	・ ・		
				有 無	・ ・		
				有 無	・ ・		
				有 無	・ ・		
				有 無	・ ・		
				有 無	・ ・		
				有 無	・		
				有 無	・ ・		
				有 無	・ ・		
				有 無	・ ・		
				有 無	・ ・		
				有 無	・ ・		
				有 無	・ ・		
				有 無	・ ・		

注 1 保安講習会受講証とは「建設用びょう打ち銃、同空包講習会受講証明書」のことを言い、これに記載の受講年月日、受講番号を記すこと。

注 2 「従事者の区分」は、総責任者、作業責任者、出納責任者、作業従事者等の区分を記載すること。

銃 砲 所 持 許 可 証 (写)

(1面)

第 号 交付 年 月 日 (原交付 年 月 日) 公安委員会 印												
確 認 年 月 日 印 許可の有効期間 年 月 日まで <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="5" style="width: 30px; text-align: center; vertical-align: middle;">所 持 者</td> <td style="width: 100px; padding: 5px;">本 籍</td> <td style="width: 600px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">住 所</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">職 業</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">氏 名</td> <td style="text-align: right;">(男・女)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">生 年 月 日</td> <td style="text-align: right;">年 月 日</td> </tr> </table>		所 持 者	本 籍		住 所		職 業		氏 名	(男・女)	生 年 月 日	年 月 日
所 持 者	本 籍											
	住 所											
	職 業											
	氏 名		(男・女)									
	生 年 月 日	年 月 日										

(2面)

(3面)

種 類		銃 番 号	
型 式		銃 の 全 長	センチメートル
商 品 名 等		銃 身 長	センチメートル
口 (番) 径	ミリメートル インチ 番	弾 倉 型 式 及 び 充 て ん 可 能 弾 数	
		適 合 実 (空) 包	
特 徴		替 え 銃 身	

法第4条第1項に 規定する用途			
記 載 事 項 変 更 欄	届 出 年 月 日	変 更 事 項	公 安 委 員 会 印
備 考			

(4面)

(5面)

検 査 欄	検 査 年 月 日	検 査 者 印	検 査 年 月 日	検 査 者 印

許 可 の 条 件	年 月 日

(6面)

(7面)

注 意 事 項 1 銃砲を携帯し、又は運搬する場合には、必ずこの許可証を携帯しなければならない。 2 銃砲は、この許可証に記載されている用途に供する場合その他正当な理由がある場合でなければ携帯し、又は運搬してはならない。また、この許可証に記載されている用途に供する場合でなければ発射してはならない。 3 許可証の記載事項に変更を生じた場合には、速やかに書換えの申請をしなければならない。 4 許可が失効し、又は取り消された場合には、速やかに許可証を返納しなければならない。

- 備考 1 表紙は、黒色の皮、レザー又はビニール製とし、金文字又は黄文字入りとすること。
- 2 用紙は、洋紙とすること。
- 3 表紙の裏面に1面の用紙の裏面をはり付け、2面の用紙の裏面が3面に、4面の用紙の裏面が5面に、6面の用紙の裏面が7面になるようにすること。
- 4 1面の交付年月日には再交付により許可証を交付した年月日を、原交付年月日には当該銃砲につき当該所持者に最初に許可証が交付された年月日を記載すること。
- 5 許可の有効期間欄は、法第4条第1項第4号、第8号及び第9号の許可に係る銃砲について記載すること。
- 6 所持者の本籍欄、住所欄及び職業欄には、その者が法第4条第5項の法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者であるときは、それぞれ、その者の勤務する法人の事業場の名称、その所在地及びその者の当該事業場における職務上の地位を記載すること。
- 7 許可の条件の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを当該面の用紙に貼付すること。

人命救助等に従事する者届出済証明書

(表)

注 意 事 項 1 銃砲の所持の許可を受けた者の指示に基づいて許可に係る銃砲を業務上使用するため所持する場合には、この証明書を許可を受けた者より交付を受けて携帯すること。 2 この証明書を持っけていても、許可を受けた者の指示に基づいて業務上使用するためでなければ、許可に係る銃砲を所持することはできない。
折 ————— り ————— 目 —————
折 ————— り ————— 目 —————
第 号 交付 年 月 日 人命救助等に従事する者届出済証明書 公安委員会 ㊟

(裏)

所持の許可を受けた者	住 所			
	氏 名			
	所持の許可に係る銃砲	許可証の番号		
		種 類		
		型		
	番 号			
人 命	氏 名			
	生 年 月 日			
	届出人との関係			
折 ー り ー 目 ー				
救助等に従事する者	氏 名			
	生 年 月 日			
	届出人との関係			
	氏 名			
	生 年 月 日			
	届出人との関係			
	氏 名			
	生 年 月 日			
	届出人との関係			
	氏 名			
	生 年 月 日			
	届出人との関係			
折 ー り ー 目 ー				
記載事項の変更欄	届 出 年 月 日	変 更 事 項	公 安 委 員 会 印	

備考 所持の許可を受けた者の住所欄には、その者が法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者で、その法人の業務のための所持について法第4条第1項第2号の規定による所持の許可を受けた者であるときは、その者の勤務する法人の事業場の名称及びその所在地を記載すること。

§ 3 コンクリート破砕器を消費する場合

1 火薬類譲受・消費許可申請

火薬類譲受・消費許可申請に必要な書類を次表に示す。

なお、1日の消費見込量が同一場所において150個以下の場合は

火薬類譲受許可申請書（様式17：39ページ）を2部提出すればよい。

提出書類等	様式	提出部数	ページ
火薬類譲受・消費許可申請書	1	2	12
火薬類消費計画書（コンクリート破砕器消費）	19	2	49
火薬類取扱従事者名簿（コンクリート破砕器用）	4-2	2	50
火薬類保安全管理組織図	5	2	20
火薬類消費場所付近の見取図	8	2	23
コンクリート破砕器作業主任者技能講習終了証の写		2	
工事発注証明書又は請負契約書の写		2	
※火工所の写真		2	
※委任状（法人の代表者以外の者が申請する場合）		2	

※は必要に応じて提出する書類

(注) 1 1日のコンクリート破砕器消費見込量が150個を超える場合は、火工所を設けなければならない。

2 コンクリート破砕器の貯蔵量が1,000個を超える場合は、知事が指示する安全な場所に貯蔵しなければならない。（1,000個以下の場合は、ロッカー、金庫等、施錠できる堅固な設備に貯蔵することができる。）

◎ 申請手数料

申請には、157ページに示すとおり申請手数料(富山県収入証紙の貼付)が必要である。

2 各種届出

§ 1-3（9ページ）に準じて各種届出を行うこと。

3 許可証の再交付申請

§ 1-4（10ページ）に準じて申請を行うこと。

様式 19 県規則様式第 17 号（第 10 条関係）

火薬類消費計画書（コンクリート破砕器消費）

1. 工 事	工 事 種 類				
	契 約 先				
2. 破砕の種類					
3. 破砕の方法	破砕実施時刻	第 1 回	時 分	第 4 回	時 分
		第 2 回	時 分	第 5 回	時 分
		第 3 回	時 分	第 6 回	時 分
	1 日のコンクリート破砕器消費見込量（最大）				個
	月間のコンクリート破砕器消費見込量（最大）				個
4. 申請所要数量 の基礎計算	破砕対象物 1m ³ あたり		破砕対象物 の量	申請所要量	
	コンクリート破砕器	g	個 × m ³ =	個	
	点火具		個 × m ³ =	個	
5. 火工所の構造					
6. 危害予防 の方法	警 戒 の 方 法				
	警 告 の 方 法				
	防 護 措 置				
	交 通 制 限				
7. 作業従事者及 び責任者氏名	別紙 火薬類取扱従事者名簿のとおり				
8. 消費場所付近 見 取 図	別紙 火薬類消費場所付近の見取図のとおり				
9. 運 搬	貯蔵所から消費場所までの距離	運搬に用いる器具又は容器	運 搬 の 方 法		
	k m				
10. 購 入 先 名			11. 製造者の氏名又は名称		
12. コンクリート 破砕器の取扱 及び消費方法 （該当条文を ○印で囲むこ と）	コンクリート破砕器の取扱及び消費方法は、規則（第51条、第52条の2、第53条、第56条、第56条の2）を遵守します。				

火薬類取扱従事者名簿（コンクリート破砕器用）

氏 名	住 所	年令 (才)	経験 年数 (年)	技能講習会修了証		従 事 者 の 区 分
				年・月・日	番 号	
				・ ・		
				・ ・		
				・ ・		
				・ ・		
				・ ・		
				・ ・		
				・ ・		
				・ ・		
				・ ・		
				・ ・		
				・ ・		
				・ ・		
				・ ・		
				・ ・		
				・ ・		
				・ ・		

(注) 1 技能講習会修了証とは「コンクリート破砕器作業主任者技能講習修了証」のことをいい、これに記載の受講年月日、受講番号を記すこと。

2 「従事者の区分」は、コンクリート破砕器作業主任者、点火者、発破記録者、見張員等の区分を記載すること。

§ 4 煙火を消費する場合

1 火薬類消費許可申請

(1) 火薬類消費許可申請に必要な書類

火薬類消費許可申請に必要な書類を次表に示す。

※は必要に応じて提出する書類

提出書類等	様式	提出部数	ページ
火薬類消費許可申請書	20	2	52
煙火消費計画書	21	2	53・54
煙火消費中止の判断基準		2	
火薬類取扱従事者名簿（煙火用）	4-3	2	55
火薬類消費場所付近の見取図		2	
※保管承諾書	9	2	26
消防長（署長）への届出書		2	
日本煙火協会の特別会費払込書の写		2	
※委任状（法人の代表者以外の者が申請する場合）		2	

◎ 申請手数料

申請には、157 ページに示すとおり申請手数料(富山県収入証紙の貼付)が必要である。

(2) 煙火を消費する際の保安距離

煙火を消費する際には、次表に示す保安距離をとること。

煙火の種類		打揚煙火（スターマインを含む。）												仕掛煙火 (左記のものを除く。)
煙火玉の寸法 (直径)	cm	6	7.5	9	12	15	18	21	24	30	45	60	90	
	号数	2	2.5	3	4	5	6	7	8	10	15	20	30	
保安距離 (m)		20	65	75	110	180	180	220	220	250	250	400	600	20/65※

※ 飛散するおそれのあるものについては、65m

2 各種届出

§ 1-3 (9 ページ) に準じて各種届出を行うこと。

3 許可証の再交付申請

§ 1-4 (10 ページ) に準じて申請を行うこと。

× 整 理 番 号	
× 審 査 結 果	
× 受 理 日	年 月 日
× 許 可 番 号	

火 薬 類 消 費 許 可 申 請 書

年 月 日

富山県知事 殿

住 所

氏 名
(代表者)

名 称						
事 務 所 所 在 地 (電 話)	(電話：)					
職 業						
(代表者)住所氏名 (年齢)						
火 薬 類 の 種 類 及 び 数 量	号	号	号	号	号	号
	個	個	個	個	個	個
	スターマイン	枠仕掛	綱仕掛	立火仕掛	水中仕掛	
	組	台	m	組	個	
目 的						
場 所	(別紙火薬類消費場所付近の見取図のとおり。)					
日 時 (期 間)	年 月 日から 年 月 日まで					
危 険 予 防 の 方 法	別紙「煙火消費計画書」中の「8危険予防の方法」のとおり。					

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ×印の欄は、記載しないこと。

煙火消費計画書（その1）

1 消費順序の概要												
日 時		打 揚 煙 火						仕 掛				
		号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号
日 時より												
日 時まで												
日 時より												
日 時まで												
日 時より												
日 時まで												
	号	号	号	号	号	号	計	スター マイン (最大 号)	水中ス ターマ イン 号	水中ス ターマ イン 号		計
日 時より												
日 時まで												
日 時より												
日 時まで												
日 時より												
日 時まで												
2 煙火製造業者												
氏名又は名称		住 所										
3 貯蔵又は保管場所												
4 消費場所付近の見取図												
別紙のとおり (消費場所から300m以内の保安物件までの距離、煙火置場、打揚煙火の筒場、仕掛煙火(杵物、乱玉等)、見張人、消火設備、火気取扱所、観覧者等の位置を記入すること。)												
5 消防署への届出 別紙のとおり							6 消費作業従事者 別紙のとおり					

煙 火 消 費 計 画 書 （その２）

7 保安物件の状況		
保 安 物 件	400メートル以内のものに○印をつけること	保安物件に対する最短距離
第 1 種保安物件	（ 国宝建造物、市街地の家屋、学校、保育所、病院、劇場、競技場、社寺、教会 ）	
第 2 種保安物件	（村落の家屋、公園）	
第 3 種保安物件	（ 家屋(上記保安物件に属するものを除く)、鉄道、軌道、石油タンク、ガスタンク、発電所、工場、汽船の常航路又はいり留所 ）	
第 4 種保安物件	（ 国道、県道、高圧電線、火薬類取扱所、火気の取扱所 ）	
道路及び観衆の集合する場所		
8 危険予防の方法(警戒、警告の方法、交通制限等)	9 消費の方法(煙火の消費方法は、規則第56条の4を遵守するほか、特に次の事項に留意します。)	
10 煙火置場の概要（設置数、構造、見張人、警戒札等）		
11 消火設備	12 運搬の方法	

火薬類取扱従事者名簿（煙火用）

氏 名	現 住 所	年令 (才)	経験 年数 (年)	煙火打揚従事者手帳制度			従 事 者 の 区 分
				種 類	交付番号	受講年月日	
				免・般・従		・ ・	
				免・般・従		・ ・	
				免・般・従		・ ・	
				免・般・従		・ ・	
				免・般・従		・ ・	
				免・般・従		・ ・	
				免・般・従		・ ・	
				免・般・従		・ ・	
				免・般・従		・ ・	
				免・般・従		・ ・	
				免・般・従		・ ・	
				免・般・従		・ ・	
				免・般・従		・ ・	
				免・般・従		・ ・	
				免・般・従		・ ・	

- (注) 1 従事者手帳の種類欄の「免」は火薬類保安責任者免状所有者用手帳、「般」はその他の一般用手帳(有効期限5年)、「従」は従事者証の区分を示し、該当するものに○を付すこと。
- 2 従事者手帳の「受講年月日」欄には、直近の受講年月日を記載すること。
- 3 「従事者の区分」は、総責任者、打揚指揮者、仕掛指揮者、打揚従事者、仕掛従事者、煙火置場見張員、消費場所見張員等の区分について記載すること。

§ 5 救命索発射銃用空砲等を消費する場合

1 火薬類譲受・消費許可申請

火薬類消費許可申請に必要な書類を次表に示す。

※は必要に応じて提出する書類

提出書類等	様式	提出部数	ページ
火薬類譲受・消費許可申請書	22	2	57
火薬類消費計画書（救命索発射銃用空包消費）	23	2	58
火薬類取扱従事者名簿（救命索発射銃用空包、その他の空包等用）	4－4	2	59
※火薬類訓練場所付近の見取図(注)		2	
救命索発射銃用空包等の保管場所見取図		2	
銃砲所持許可証の写（ロケットの場合は不要。）		2	
堅固な収納設備又は保管承諾書	9	2	26
※委任状		2	

(注) 1 消費場所の範囲を明確にすること。

2 訓練場所付近の見取図には、消費場所及び発射方向、保安物件までの距離等を朱記すること。

3 市町村の消防機関が譲り受け、消費する場合は、当該許可を受ける必要がない場合がある。

◎ 申請手数料

申請には、157 ページに示すとおり申請手数料(富山県収入証紙の貼付)が必要である。

2 各種届出

§ 1－3（9 ページ）に準じて各種届出を行うこと。

3 許可証の再交付申請

§ 1－4（10 ページ）に準じて申請を行うこと。

様式22 規則様式第50（第90条の2関係）

× 整 理 番 号	
× 審 査 結 果	
× 受 理 日	年 月 日
× 許 可 番 号	

火 薬 類 譲 受 ・ 消 費 許 可 申 請 書

年 月 日

富 山 県 知 事 殿

住 所

氏 名
(代表者)

名 称			
事 務 所 所 在 地 (電 話)		(電話：)	
職 業			
(代表者)住所氏名 (年齢)			
火 薬 類 の 種 類 及 び 数 量		救 命 索 発 射 銃 用 空 包 個	救 命 索 発 射 用 ロ ケ ッ ト 個
目 的			
譲 受 期 間 (1年を超えないこと。)		年 月 日から 年 月 日まで	
貯 蔵 又 は 保 管 場 所			
消費 に関 する 事項	場 所	(別紙火薬類訓練場所付近の見取図のとおり。)	
	日 時 (期 間)	年 月 日から 年 月 日まで	
	危 険 予 防 の 方 法	別紙「火薬類消費計画書」中の「2 危険予防の方法」のとおり	

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ×印の欄は、記載しないこと。

火薬類消費計画書（救命索発射銃用空包消費）

1 工 事	訓練場所の所在地及び現場名		消費数量	備 考
			個	
			個	
			個	
			個	
			個	
			個	
			個	
			個	
			個	
	合 計		個	
2 危険予防の方法	・警戒の方法			
	・警告の方法			
	・交通制限			
3 運 搬	運搬に用いる器具又は容器		運 搬 の 方 法	
4 購 入	購 入 先 名			
5 救命索発射銃用空包の取扱及び消費方法	救命索発射銃用空包の取扱及び消費方法は、規則第51条及び第56条の3を遵守します。			

- (注) 1 消費期間又は譲受期間満了の際未使用の空包が残った場合は、すみやかに譲渡許可を受けて火薬類販売業者に返品する。
- 2 「消費者備付帳簿」を準備し、空包の購入、消費の都度これに年月日、譲受数量、消費数量、残数量、消費場所及び取扱者名を記帳する。
- 3 空包の管理は、消防本部又は消防署内の施錠できる堅固な設備に収納し、盗難予防に注意する。

火薬類取扱従事者名簿

(救命索発射銃用空包、その他の空包等用)

氏 名	住 所	年令 (才)	経験 年数 (年)	銃砲所持 許 可 証	従事者の 区 分	備 考
				有 無		
				有 無		
				有 無		
				有 無		
				有 無		
				有 無		
				有 無		
				有 無		
				有 無		
				有 無		
				有 無		
				有 無		
				有 無		
				有 無		
				有 無		
				有 無		

(注) 「従事者の区分」は、総責任者、作業責任者、空包等の出納責任者、作業従事者等の区分について記載する。

§ 6 その他の空包等を消費する場合

(と殺銃用空包、薬液注入用薬包、麻酔銃用空包等を消費する場合)

1 火薬類譲受・消費許可申請

火薬類譲受・消費許可申請に必要な書類を次表に示す。

提出書類等	様式	提出部数	ページ
火薬類譲受・消費許可申請書	22-1	2	61
火薬類消費計画書（その他の空包等消費）	23-1	2	62
火薬類取扱従事者名簿（救命索発射銃用空包、その他の空包等用）	4-4	2	59
※火薬類消費場所付近の見取図(注)		2	
空包等の保管場所見取図		2	
銃砲所持許可証の写		2	
※保管承諾書	9	2	26
※委任状		2	

※は必要に応じて提出する書類

(注) 1 消費場所の範囲を明確にすること。

2 訓練場所付近の見取図には、消費場所及び発射方向、保安物件までの距離等を朱記すること。

◎ 申請手数料

申請には、157 ページに示すとおり申請手数料(富山県収入証紙の貼付)が必要である。

2 各種届出

§ 1-3 (9 ページ) に準じて各種届出を行うこと。

3 許可証の再交付申請

§ 1-4 (10 ページ) に準じて申請を行うこと。

様式22-1 規則様式第50（第90条の2関係）

× 整 理 番 号	
× 審 査 結 果	
× 受 理 日	年 月 日
× 許 可 番 号	

火 薬 類 譲 受 ・ 消 費 許 可 申 請 書

年 月 日

富 山 県 知 事 殿

住 所

氏 名
(代表者)

名 称		
事 務 所 所 在 地 (電 話)		(電話：)
職 業		
(代表者)住所氏名 (年齢)		
火 薬 類 の 種 類 及 び 数 量		と 殺 銃 用 空 包
		個
		薬 液 注 入 用 薬 包
		個
目 的		
譲 受 期 間 (1年を超えないこと。)		年 月 日から 年 月 日まで
貯蔵又は保管場所		
消費 に 関 する 事 項	場 所	(別紙火薬類消費場所付近の見取図のとおり。)
	日 時 (期 間)	年 月 日から 年 月 日まで
	危 険 予 防 の 方 法	別紙「火薬類消費計画書」中の「7 危険予防の方法」のとおり

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ×印の欄は、記載しないこと。

火薬類消費計画書

(その他の空包等消費)

1 消費計画	消費場所の所在地及び現場名		消費数量	備考
			個	
			個	
			個	
			個	
			個	
			個	
			個	
	合 計		個	
	1 日 の 最 大 消 費 量		個	
2 保管方法				
3 危険予防の方法	警戒等の方法			
	火薬類の管理方法			
4 運 搬	運搬に用いる器具又は容器		運 搬 の 方 法	
5 購 入	購 入 先 名			
6 空包等の取扱及び消費方法	空包等の取扱及び消費方法は、規則第51条及び第56条の3を遵守します。			

- (注) 1 消費期間又は譲受期間満了の際未使用の空包等が残った場合は、すみやかに譲渡許可を受けて火薬類販売業者に返品する。
- 2 「消費者備付帳簿」を準備し、空包等の購入、消費の都度これに年月日、譲受数量、消費数量、残数量、消費場所及び取扱者名を記帳する。
- 3 空包等の管理は、施錠できる堅固な設備に収納し、盗難予防に注意する。

§ 7 火薬類の消費が終了した場合

許可証の有効期間が満了した時や工事完了時等には、以下の手続きを行うこと。

1 残火薬類がないとき

(1) 火薬類譲受・消費許可証の返納

消費者記載欄等が正確に記載されていることを再確認し、残数量がないことを確認しておくこと。

(2) 火薬類取扱保安責任者等の解任届 → 様式3 2部 17ページ

(3) 保安手帳(保安責任者、保安責任者代理者、副保安責任者のみ。)の確認

消防課において、解任の確認(押印)を受ける。

2 残火薬類があるとき

(1) 火薬類譲渡許可申請

火薬類譲渡許可申請に必要な書類は次のとおりである。

火薬類譲渡許可申請書 → 様式24 2部 64ページ

◎手数料

申請には、157ページに示すとおり申請手数料(富山県収入証紙の貼付)が必要である。

(2) 火薬類譲受・消費許可証の返納

消費者記載欄等が正確に記載されていることを再確認し、譲渡数量を確認しておくこと。

(3) 火薬類取扱保安責任者等の解任届 → 様式3 2部 17ページ

(4) 保安手帳(保安責任者、保安責任者代理者、副保安責任者のみ。)の確認

消防課において、解任の確認(押印)を受ける。

(5) その他

消費途中で使用の予定がなくなった火薬類については、火薬類譲受・消費許可証の写し(両面)を添付し、譲渡許可を受けて火薬類販売業者に返品すること。

なお、必要に応じ譲渡の理由等が分かる書面の提出を求められる場合がある。

3 火薬類譲渡許可証の再交付申請

§ 1-4(10ページ)に準じて申請を行うこと。

×整理番号	
×審査結果	
×受理日	年 月 日
×許可番号	

火薬類譲渡許可申請書

年 月 日

富 山 県 知 事 殿

住 所

氏 名
(代表者)

名 称			
事務所所在地 (電 話)	〒 ()		
職 業			
(代表者)住所 氏 名 (年 齢)	(才)		
火 薬 類 の 種 類 及 び 数 量			
譲 渡 目 的			
譲 渡 期 間 (1年を超えないこと。)	自 至	年 年	月 月 日 日
譲渡火薬類の所在場所			
譲渡の相手方	住 所		
	氏 名		

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ×印の欄は、記載しないこと。

§ 8 火薬庫外に火薬類を貯蔵する場合

(1) 火薬庫外貯蔵場所指示申請

火薬庫外貯蔵場所指示申請に必要な書類を次表に示す。

提出書類等	様式	提出 部数	ページ
火薬庫外貯蔵場所指示申請書	25	2	66
火薬庫外貯蔵場所工事設計明細書	26	2	67
※火薬庫外貯蔵場所構造図（鹿熊式の場合は省略することができる。）		2	
火薬庫外貯蔵場所付近の見取図（注１）	27	2	68
火薬庫外貯蔵場所の写真（注２）		2	
※敷地使用承諾書（設置場所が他人の所有地である場合）	28	2	69
火薬類保安管理組織図	5、6	2	20・21

※は必要に応じて提出する書類

（注）１：自動警報装置を取り付けたものにあつては、見取図に管理場所（常駐者宅）までの距離及び配線等を記入すること。

２：前面、側面、裏面、外扉の裏面（ロッド棒のわかるもの）、境界さくを含む全景及び自動警報装置が写されているもの。

(2) 火薬庫外貯蔵庫の設置（土木事業その他の事業を営むもの）

ア 設置場所

家屋、県道、人の集合する場所から離れた保安上安全な場所とすること。

（原則として保安物件から 10m 以上離れて設置すること。）

イ 自動警報装置

当該火薬庫外貯蔵庫と管理場所（常駐者宅）の距離が 40m 以内であつて、装置が作動した場合に管理場所で警報を感知することが可能な場合は警報装置を設置し、それ以外の場合は警鳴装置とすること。

× 整 理 番 号	第 号
× 審 査 結 果	
× 指 示 番 号	第 号
× 指 示 年 月 日	年 月 日

火薬庫外貯蔵場所指示申請書

年 月 日

富山県知事 殿

住 所
氏 名
(代表者)

名 称					
事 務 所 所 在 地(電話)					
職 業					
代表者 住 氏 所 名					
貯 蔵 火 薬 類 の 種 類					
設 置 期 間	自 至	年	月	日	
設 置 場 所					
備 考					

備考

- 1 申請書には、次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 火薬庫外貯蔵場所工事設計明細書
 - (2) 火薬庫外貯蔵場所構造図
 - (3) 火薬庫外貯蔵場所付近の見取図
 - (4) 火薬庫外貯蔵場所の写真
- 2 記名押印に代えて、申請者（法人にあつては、その代表者）が自署することができる。
- 3 ×印の欄は、記載しないこと。

火薬庫外貯蔵場所工事設計明細書

1 設置位置

2 構造

(1) 屋根

(2) 内部及び床面

(3) 扉

外 扉 鉄製（ mm 鉄板）

内 扉

(4) 施錠

外 扉 個（錠種類 ）

内 扉 個（錠種類 ）

(5) 換気孔及び通気孔

(6) 面積（内法）

（間口） cm × （奥行） cm × （高さ） cm

（壁の厚さ） cm

(7) 境界さく及び警戒札

（高さ） cm （支柱間隔） cm （有刺鉄線の幅） cm

(8) 盗難防止措置

扉の蝶番（長さ） cm × （幅） cm、 個

扉のロッド棒（長さ） cm × （径） cm の炭素鋼

警報（鳴）装置（型式 ）

（カタログ等を添付すること）

火薬庫外貯蔵場所付近の見取図

(100m以内について記入し、かつ保安物件及び管理場所（常駐者宅）との距離を記入すること。)



火薬庫外貯蔵場所

敷 地 使 用 承 諾 書

年 月 日

(申請代表者氏名)

殿

土地所有者住所

代 表 者 氏 名

今般、下記所有地内に貴作業所使用の火薬庫（火薬庫外貯蔵場所）棟を設置
することを承諾する。

記

設 置 場 所

§ 9 火薬庫の設置、移転等をする場合

1 火薬庫の設置、移転又は構造、設備の変更許可申請

(1) 火薬庫設置等許可申請に必要な書類

火薬庫設置等許可申請に必要な書類を次表に示す。

※は必要に応じて提出する書類

提出書類等	様式	提出部数	ページ
火薬庫設置等許可申請書	29	2	73
火薬庫工事設計明細書	30	2	74・75
火薬庫の位置及び付近の状況図 (保安物件との距離を同心円で記載すること。)		2	
火薬庫の構造図面		2	
火薬庫の設計図面(平面図、断面図)		2	
火薬庫内火薬類配置図(貯蔵方法等)		2	
警鳴装置設置明細書	30-1	2	76～78
火薬類取扱保安責任者選任届	3	2	17
火薬庫設置同意書 (設置場所を管轄する消防長・署長の当該火薬庫の設置に関するもの。)	31	2	79
※敷地使用承諾書(設置場所が他人の所有地である場合)	28	2	69
委任状(法人の代表者以外の者が申請する場合)		2	

(注) 変更許可申請をする場合は、変更しようとする設置等に係る書類を新旧併せて提出すること。

◎ 手数料

申請には、157 ページに示すとおり申請手数料(富山県収入証紙の貼付)が必要である。

(2) 火薬類取扱保安責任者選任基準(火薬庫)

火薬類取扱保安責任者等の選任は、次の表のとおりとする。

1年間の貯蔵合計量 (爆薬換算)	取扱保安責任者の 資格及び選任数	取扱保安責任者代理 者の資格及び選任数	取扱副保安責任者 の資格及び選任数
20t以上	甲種 1人	甲種 1人	火薬庫の棟数が10を超える毎に 甲種又は乙種 1人以上
20t未満	甲種又は乙種 1人	甲種又は乙種 1人	同上

2 火薬庫完成検査申請

火薬庫の設置等許可を受けた者は、完成検査を受け、これに合格しなければ火薬庫を使用することができない。また、完成検査を受ける場合は、次の書類を提出すること。

完成検査申請書

→ 様式32 2部 80ページ

申請書には、天井裏の金網、壁の鉄筋、基礎内部、アンカーボルト等、完成後見えなくなる部分の工事中の記録写真を添付すること。

◎手数料

申請には、157ページに示すとおり申請手数料(富山県収入証紙の貼付)が必要である。

3 火薬庫保安検査申請

火薬庫の所有者又は占有者は、定期に知事又は指定保安検査機関が行う保安検査を受けなければならない。また、保安検査を受けようとする場合は、次の書類を完成検査証又は前回の保安検査証の交付を受けた日から11か月を超えない日までに提出すること。なお、火薬庫を1年以上休止していた場合は、再び使用しようとする日の30日前までに提出すること。

保安検査申請書

→ 様式 33 1部 81 ページ

◎手数料

申請には、157ページに示すとおり申請手数料(富山県収入証紙の貼付)が必要である。

4 各種届出

(1) 火薬庫の休止(廃止)届

ア 冬期間中など火薬庫を使用しないとき

火薬庫の休止届

→ 様式 34 1部 82 ページ

イ 休止していた火薬庫の使用を再開したとき

提出書類等	様式	提出部数	ページ
火薬庫の用途廃止届	36	2	84
火薬類取扱保安責任者解任届	3	2	17

火薬庫使用再開届

→ 様式35 1部 83ページ

再開前の検査結果(様式 40の定期自主検査報告書(88ページ)に準じる。)を添付すること。

ウ 火薬庫を廃止したとき

(2) 貯蔵火薬類等の変更届

火薬庫の設置の許可を受けた者は、次の事項を変更したときは、遅滞なく貯蔵火薬類(爆薬庫工事設計明細書)変更届を提出すること。

- ・ 火薬庫設置等許可申請書の記載事項(火薬庫所在地並びに火薬庫の種類及び棟数を除く。)
- ・ 火薬庫工事設計明細書の記載事項のうち、付近の状況、保安物件との距離

貯蔵火薬類(火薬庫工事設計明細書)変更届

→ 様式37 2部 85ページ

(注)「火薬庫の位置及び付近の見取図」2部を添付する。

(3) 火薬類軽微変更届

火薬庫について、次に示す軽微な変更の工事をしたときは、完成後遅滞なく火薬庫軽微変更届を提出すること。

(軽微な変更の工事)

- ・ 火薬庫内の暖房設備又は照明設備の取替えの工事
- ・ 火薬庫の屋根の外表面、通気孔若しくは換気孔の金網及び鉄棒、土堤の堤面又は簡易土堤の頂部の取替えの工事
- ・ 火薬庫外の設備のうち、警戒設備、照明設備又は警鳴装置の変更の工事

火薬庫軽微変更届

→ 様式38 2部 86ページ

5 定期自主検査

(1) 定期自主検査計画(変更)届

火薬庫については、保安のための自主検査の実施が義務づけられており、自主検査の計画を定めて届け出なければならない。

定期自主検査計画(変更)

→ 様式39 1部 87ページ

- ・ 定期自主検査は、年2回以上(うち繁忙期前に1回)毎年定期に行うこと。

(2) 定期自主検査報告書

自主検査を終了したときは、遅滞なく次の書類を提出しなければならない。

定期自主検査報告書

→ 様式40 1部 88ページ

6 各種報告

(1) 火薬類の出納に関する報告

火薬類の出納に関する報告書

→ 様式41 1部 89ページ

年度終了後 30日以内に、火薬庫毎の出納を集計したものを報告すること。

(2) 火薬類の安定度試験に関する報告

§ 1-5(2) (11ページ)に準じて報告すること。

7 帳簿の備付等

(1) 火薬類出納明細簿

火薬庫の所有者又は占有者は、火薬庫毎の火薬類の受払、貯蔵状況等を記載した出納帳簿を備えるとともに、この帳簿を記載の日から2年間保存しなければならない。

火薬類出納明細簿

→ 様式41-1 1部 90ページ

(2) 貯蔵施設・自動警報(警鳴)装置点検簿

- ・ 火薬庫、火薬庫外貯蔵庫の警戒さくの内側に点検簿(様式42、91ページ)の収納箱を設け(点検簿を庫内に置いたときは、収納箱を省略できる。)、火薬庫、火薬庫外貯蔵庫の異常の有無を常に点検すると同時に警鳴(報)装置の作動テストを実施し、その状況を点検簿に記録しておくこと。
- ・ 点検簿の記録にあたっては、単に「異常なし」と記載するのではなく、例えば電池の交換、故障個所の修理等の場合、その経過措置を記録する等実質的な運用に配慮すること。

様式29 規則様式第7（第13条関係）

×整理番号	
×審査番号	
×受 理 日	年 月 日
×許可番号	

火薬庫設置等許可申請書

年 月 日

富 山 県 知 事 殿

(住 所)

(代表者) 氏名

名 称	
事 務 所 所 在 地 (電 話)	() - () - ()
職 業	
(代表者) 住 所 氏 名	
火 薬 庫 所 在 地 (電 話)	
火薬庫の種類及び棟数	
貯蔵火薬類の種類 及びその最大貯蔵量	
設置、移転、変更の別 (移転又は変更の 場) 合にはその理由	
備 考	

別紙添付書類 火薬庫工事設計明細書

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 ×印の欄は、記載しないこと。

3 移転又は変更の場合には、新旧を併記すること。

4 二級火薬庫にあつては、備考の欄にその使用期間を記載すること。

火薬庫工事設計明細書（その 1）

1 位 置

2 付近の状況

3 保安距離

保 安 物 件 の 種 類		実 測 距 離 (m)	法 定 距 離 (m)
第 1 種保安物件			
第 2 種保安物件			
第 3 種保安物件			
第 4 種保安物件			

4 火薬庫の種類及び最大貯蔵量

爆 薬 庫	爆 薬	kg	火 薬	kg
火工品庫	工業雷管	個	電気雷管	個
	導 火 線	m	導 爆 線	m

5 火薬庫の大きさ（内法）

種 類	間 口 (m)	奥 行 (m)	天 井 高 (m)	床 高 (m)
爆 薬 庫				
火 工 品 庫				

6 火薬庫の構造

(1) 基 礎

(2) 壁 体

(3) 床

(4) 天 井

(5) 小屋組及び屋根

火薬庫工事設計明細書（その２）

(6) 扉

外 扉

内 扉

(7) 施 錠

外 扉 個（錠種類 ）

内 扉 個（錠種類 ）

(8) 窓

(9) 通気孔及び換気孔

7 火薬庫の設備

(1) 土 堤

(2) 避雷装置

(3) 照明設備

(4) 防火設備

(5) 排水設備

(6) 盗難防止設備

(7) その他

8 その他

(1) 火薬庫を必要とする事業名称

(2) 事業期間

自 年 月 日

至 年 月 日

(3) 火薬類取扱保安責任者及び代理者氏名、資格

警 鳴 装 置 設 置 明 細 書 (そ の 1)

火 薬 庫 名 称		
住 所		
警 鳴 装 置	メーカー及び住所	
	機種及び型式	
	構 造	○本体 ○警鳴部 ○回路
	性 能	(電流・電源・音量等)
	警 鳴 作 動 条 件	(1) (2) (3) (4) (5)

警 鳴 装 置 設 置 明 細 書 (そ の 2)

警鳴装置設置方法

(1) 警鳴部及び本体の設置場所

常駐者名

住所及び電話

(2) 本体・警鳴部等の配線

(3) そ の 他

火薬庫から警鳴装置本体までの距離

警 鳴 装 置 設 置 明 細 書 (そ の 3)

警鳴装置作動状況の検査方法及び記録方法

火薬類出入時の警鳴装置作動について

保安装置の種類

(1) メーカー名

(2) 名 称

(3) 機種及び型式

(4) 構 造

火薬類の保安管理について

火薬庫設置同意書

年 月 日

消防署長 殿

申請人 住 所

氏 名
(代表者)

今般下記に（目的） に使用する火薬類を貯蔵する
式 級火薬庫（ 棟）を設置したいので、何卒ご同意下さい
ますようお願い申し上げます。

記

設置場所 郡 町 番地
市

火薬庫の種類及び最大貯蔵量

爆 薬 庫	爆 薬	kg	火 薬	kg
火工品庫	工 業 雷 管	個	電 気 雷 管	個
	導 火 線	m	導 爆 線	m

上記については同意する。

年 月 日

消防署長

氏 名 ,

様式32 規則様式第14（第41条関係）

×整理番号	
×受 理 日	年 月 日

完 成 検 査 申 請 書

年 月 日

富 山 県 知 事 殿

（代表者）氏名

名 称	
事 務 所 所 在 地 （電 話）	〒 ()－()－()
火 薬 庫 所 在 地 （電 話）	 ()－()－()
許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日 富山県指令消第 号
完 成 年 月 日	年 月 日

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ×印の欄は、記載しないこと。

様式33 規則様式第20（第44条の3関係）

×整理番号	
×受 理 日	年 月 日

保 安 検 査 申 請 書

年 月 日

富 山 県 知 事 殿

（代表者）氏名

名 称	
事 務 所 所 在 地 （電 話）	〒 ()－()－()
火 薬 庫 所 在 地 （電 話）	 ()－()－()
完 成 検 査 証 の 交 付 年 月 日	年 月 日
前回の保安検査に 係る保安検査証の 交 付 年 月 日	年 月 日

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ×印の欄は、記載しないこと。

火 薬 庫 の 休 止 届

年 月 日

富 山 県 知 事 殿

住 所

氏 名
(代表者)

名 称	
事 務 所 所 在 地 (電 話)	() - () - ()
職 業	
(代表者) 住 所 氏 名	
火 薬 庫 の 許 可 番 号 及 び 許 可 年 月 日	
火 薬 庫 所 在 地 名 称	
棟 数	
休 止 の 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
休 止 の 理 由	
休止期間中の管理方法	
残 火 薬 の 有 無	
参 考 事 項	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

火 薬 庫 使 用 再 開 届

年 月 日

富 山 県 知 事 殿

住 所

氏 名
(代表者)

名 称	
事 務 所 所 在 地 (電 話)	() - () - ()
職 業	
(代表者) 住 所 氏 名	
火 薬 庫 の 許 可 番 号 及 び 許 可 年 月 日	
火 薬 庫 所 在 地 名 称	
棟 数	
再 開 年 月 日	年 月 日
検査結果の異常の有無	
参 考 事 項	

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 自主検査結果を添付すること。

×整 理 番 号	第 号
×受 理 年 月 日	年 月 日

営業（火薬庫の用途）廃止届

年 月 日

富山県知事 殿

住 所
氏 名
(代表者)

名 称	
事 務 所 所 在 地 (電 話)	
職 業	
代 表 者 住 所 氏 名	
廃 止 設 備 等 の 許 可 番 号 ・ 年 月 日	
廃止設備等 所 在 地 名 称	
棟 数	
廃 止 年 月 日	
廃 止 の 理 由	
備 考	

備考 ×印の欄は、記載しないこと。

× 整 理 番 号	第 号
× 受 理 年 月 日	年 月 日

貯蔵火薬類(火薬庫工事設計明細書)変更届

年 月 日

富山県知事 殿

住 所
氏 名
(代表者)

名 称	
事 務 所 所 在 地(電話)	
職 業	
代 表 者 住 所 氏 名	
許 可 ・ 種 別 ・ 年 月 日 番 号	
変 更 の 種 別	
変 更 の 事 項	
変 更 前 の 事 項	
変 更 の 理 由	
備 考	

備考

- 1 火薬庫工事設計明細書の記載事項のうち、付近の状況についての変更の場合は、
付近の見取図を添付すること。
- 2 ×印の欄は、記載しないこと。

様式38 規則様式第5（第14条関係）

×整理番号	
×受 理 日	年 月 日

火 薬 庫 軽 微 変 更 届

年 月 日

富 山 県 知 事 殿

（代表者）氏名

名 称	
事 務 所 所 在 地 （電 話）	() - () - ()
火 薬 庫 所 在 地 （電 話）	() - () - ()
変 更 の 内 容	

別紙添付書類 当該変更の概要を記載した書面

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ×印の欄は、記載しないこと。

×整理番号	第 号
×受理年月日	年 月 日

定期自主検査計画（変更）届

年 月 日

富 山 県 知 事 殿

住 所

氏 名
(代表者)

名 称	
事 務 所 所 在 地 (電 話)	()－()－()
職 業	
(代表者) 住所 氏名	
火 薬 庫 の 所 在 地	
火薬庫の種類及び棟数	
検 査 予 定 年 月 日	第1次： 年 月 日 第2次： 年 月 日
検 査 指 揮 監 督 保安責任者氏名	

備考 ×印の欄は、記載しないこと。

×整 理 番 号	第 号
×受理年月日	年 月 日

定 期 自 主 検 査 報 告 書

年 月 日

富 山 県 知 事 殿

住 所

氏 名
(代表者)

火 薬 庫 の 所 在 地						
火薬庫の種類及び棟数						
検 査 結 果	検 査 年 月 日					
	検査監督者氏名		，			
	構造 位置 設備	避 雷 装 置	使 用 銅 線		警鳴装置	
			銅線電気抵抗	オーム	内 面 壁	
			地盤接地抵抗	オーム	警 戒 札	
		排 水			通 気 孔	
		扉（鍵）			換 気 孔	
		窓			保安距離	
		消火設備			清 掃 等	
		土 堤				
	補 修 事 項					
当日在庫高						
備 考						

備考 ×印の欄は、記載しないこと。

×整理番号	第 号
×受理年月日	年 月 日

火薬類の出納に関する報告書

年 月 日

富 山 県 知 事 殿

住 所

氏 名
(代表者)

年度分 (年4月1日～ 年3月31日)

火 薬 類 の 種 類	前 年 度 繰 越 高	庫 入 量	庫 出 量	現 在 高	備 考

備考 ×印の欄は 記載しないこと。

火薬庫の名称

火薬庫の所在地

様式42											
		貯蔵施設・自動警報（警鳴）装置点検簿									
月	日	時	刻	貯蔵施設の 異常の有無	警報装置の 異常の有無	異常内容及び措置状況				点検者印 又は署名	備考
	1			有 ・ 無	有 ・ 無						
	2			有 ・ 無	有 ・ 無						
	3			有 ・ 無	有 ・ 無						
	4			有 ・ 無	有 ・ 無						
	5			有 ・ 無	有 ・ 無						
	6			有 ・ 無	有 ・ 無						
	7			有 ・ 無	有 ・ 無						
	8			有 ・ 無	有 ・ 無						
	9			有 ・ 無	有 ・ 無						
	10			有 ・ 無	有 ・ 無						
	11			有 ・ 無	有 ・ 無						
	12			有 ・ 無	有 ・ 無						
	13			有 ・ 無	有 ・ 無						
	14			有 ・ 無	有 ・ 無						
	15			有 ・ 無	有 ・ 無						
	16			有 ・ 無	有 ・ 無						
	17			有 ・ 無	有 ・ 無						
	18			有 ・ 無	有 ・ 無						
	19			有 ・ 無	有 ・ 無						
	20			有 ・ 無	有 ・ 無						
	21			有 ・ 無	有 ・ 無						
	22			有 ・ 無	有 ・ 無						
	23			有 ・ 無	有 ・ 無						
	24			有 ・ 無	有 ・ 無						
	25			有 ・ 無	有 ・ 無						
	26			有 ・ 無	有 ・ 無						
	27			有 ・ 無	有 ・ 無						
	28			有 ・ 無	有 ・ 無						
	29			有 ・ 無	有 ・ 無						
	30			有 ・ 無	有 ・ 無						
	31			有 ・ 無	有 ・ 無						
		月間庫内温度		最高温度 ℃		最低温度 ℃		(リセット日： 月 日)			
(注)	1.	貯蔵施設（火薬庫・火薬庫外貯蔵庫）に異常がないか、警報装置（警鳴部・警報部）が正常に作動するか、常に点検し、確認すること。									
	2.	点検簿は、火薬庫・火薬庫外貯蔵庫の外柵支柱内側の収納箱に保管し、点検の都度記録すること。									

§ 10 火薬類の販売の業を営む場合

1 火薬類販売営業許可申請

火薬類販売営業許可申請に必要な書類を次表に示す。

提出書類等	様式	提出部数	ページ
火薬類販売営業許可申請書	43	2	94
事業計画書	44	2	95
申請者の戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）		2	
会社の定款の写及び役職員名簿		2	
欠格事由非該当誓約書	45	2	96
販売所の平面図		2	

併せて火薬庫等設置許可申請書（様式 29：73ページ）及び火薬庫外貯蔵場所指示申請書（様式25：66ページ）を提出すること。

なお、事業の継承により新たに許可を申請する場合には、提出書類等のうち事業計画書を省略することができる。

◎手数料

申請には、157ページに示すとおり申請手数料（富山県収入証紙の貼付）が必要である。

2 保安教育計画の認可（変更）申請

販売業者は、その従業者に対する保安教育計画を定め、都道府県知事の認可を受けること。これを変更しようとするときも同様である。



3 販売営業の廃止届



4 各種報告

(1) 火薬類販売営業許可申請書等の変更報告

火薬類販売営業許可申請書の記載事項、事業計画書の記載事項又は定款の写しに変更があったとき、次の書類を提出すること。

火薬類販売変更報告書

→ 様式46 2部 97ページ

変更事項理由書、定款等の写各2部を添付すること。

(2) 火薬類の販売に関する報告

火薬類の販売に関する報告書

→ 様式 47 1部 98 ページ

毎年度終了後 30 日以内に、販売数量等を集計したものを報告すること。

5 帳簿の備付等

火薬類の販売業者は、帳簿を備え、販売状況及び火薬庫における出納状況を記載するとともに、これらの帳簿を記載の日から2年間保存しなければならない。

なお、火薬庫の帳簿は火薬庫ごとに、また販売の帳簿は販売所ごとに整理すること。

火薬類販売明細簿

→ 様式47-1 99ページ

火薬類出納明細簿

→ 様式41-1 90ページ

様式43 規則様式第6（第10条関係）

×整理番号	
×審査結果	
×受理日	年 月 日
×許可番号	

火 薬 類 販 売 営 業 許 可 申 請 書

年 月 日

富山県知事 殿

（代表者）氏名

名	称	
販売所所在地（電話）		〒 ()-()-()
(代表者)住所氏名		
販売する火薬類の種類		
欠格事由に関する事項	1 法第44条の規定により許可を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者	
	2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることのなくなった後3年を経過していない者	
	3 成年被後見人	
	4 法人又は団体であって、その業務を行う役員のうち前三号のいずれかに該当する者があるもの	

別紙添付書類 1 事業計画書

2 会社にあっては、定款の写し

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 ×印の欄は、記載しないこと。

事業計画書

住 所

氏 名

(代表者)

火 薬 庫 の 位 置	
火薬庫の種類・棟数	
火薬庫の付近の状況	
火 薬 庫 の 構 造 設 備	
保 安 距 離(保 安 物 件)	
貯 蔵 火 薬 類 の 種 類 及 び 最 大 貯 蔵 量	
従 業 員 数	
備 考	

欠 格 事 由 非 該 当 誓 約 書

氏 名	役 職 名	生 年 月 日	現 住 所

上記の代表者を含む役員は、火薬類取締法第 6 条各号に規定する許可の欠格事由のいずれにも該当しないことを誓約します。

年 月 日

住 所

名 称

代表者氏名

火薬類販売変更報告書

年 月 日

富 山 県 知 事 殿

住 所

氏 名
(代表者)

名 称	
事 務 所 所 在 地 (電 話)	
(代表者) 住 所 氏 名 (年 令)	
許可年月日及び許可番号	
変 更 事 項	
変 更 の 内 容	
変 更 理 由	
変 更 年 月 日	
備 考	

× 整 理 番 号	第 号
× 受 理 年 月 日	年 月 日

火薬類の販売に関する報告書

年 月 日

富山県知事 殿

住 所

氏 名
(代表者)

(年度分)

火薬類 の種類	前年度 繰越高	譲受量	譲 受 先 住 所 ・ 氏 名	譲渡量	譲 渡 先 住 所 ・ 氏 名	現在高	備考

備考 ×印の欄は、記載しないこと。

様式 47-1 県規則様式第 28 号 (第 17 条関係)

火薬類販売明細簿

(火薬類の種類)

の部)

[illegible]

備考欄に許可証の番号等を記載すること。

§ 11 火薬類を廃棄する場合

1 火薬類廃棄許可申請

火薬類廃棄許可申請に必要な書類を次表に示す。

提出書類等	様式	提出部数	ページ
火薬類廃棄許可申請書	48	2	101
廃棄場所を示す図面		2	
廃棄従事者名簿	49	2	102

2 各種届出

(1) 廃棄許可申請書記載事項変更届

火薬類廃棄許可申請書の記載事項（火薬類の種類及び数量、方法、場所、日時、指揮者並びに危険予防の方法を除く。）に変更があったときは、次の書類を都道府県知事に提出すること。

火薬類廃棄許可申請書記載事項変更届	→	様式50	2部	103ページ
-------------------	---	------	----	--------

3 許可証の再交付申請

§ 1-4(10ページ)に準じて申請を行うこと。

様式48 規則様式第30（第65条関係）

×整理番号	
×審査結果	
×受 理 日	年 月 日
×許可番号	

火 薬 類 廃 棄 許 可 申 請 書

年 月 日

富山県知事 殿

住 所

氏 名
(代表者)

名 称	
事務所所在地 (電 話)	(電話 :)
職 業	
(代表者)住所氏名 (年齢)	
火薬類の種類 及 び 数 量	
廃棄する理由	
方 法	
場 所	
日 時	年 月 日から 年 月 日まで
廃棄を指揮する 者 の 氏 名	
危険予防の方法	

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 ×印の欄は、記載しないこと。

× 整 理 番 号	第 号
× 受 理 年 月 日	年 月 日

廃 棄 従 事 者 名 簿

名 称						
事 務 所 所 在 地 (電 話)						
代 表 者 住 所 名 氏						
廃 棄 場 所						
氏 名	現 住 所	年 齢	経 験 数 年	職 場 に お け る 地 位	備 考	
					責 任 者	

備考 ×印の欄は、記載しないこと。

× 整 理 番 号	第 号
× 受 理 年 月 日	年 月 日

火薬類廃棄許可申請書記載事項変更届

年 月 日

富山県知事 殿

住 所

氏 名
(代表者)

名 称	
事 務 所 所 在 地 (電 話)	
職 業	
代 表 者 住 所 氏 名	
変 更 し よ う と す る 事 項	
変 更 の 理 由	
許 可 年 月 日 番 号	

備考

- 1 記名押印に代えて、届出者(法人にあつては、その代表者)が自署することができる。
- 2 ×印の欄は、記載しないこと。

§ 12 火薬類を運搬する場合

1 火薬類の運搬届出

(1) 火薬類の運搬届出に必要な書類

火薬類の運搬の届出に必要な書類は、次のとおりであり、火薬類の出発地を管轄する都道府県公安委員会に提出すること。（窓口：出発地を管轄する警察署）

・ 火薬類運搬届	→	様式51	2部	109ページ
・ 運搬計画表	→	様式52	2部	112ページ

◎ 手数料

届出には、157ページに示すとおり、手数料（富山県収入証紙の貼付）が必要である。

(2) 火薬類の運搬の届出を要する数量

次表の数量を超えて火薬類を運搬する場合（消費場所内の運搬を除く。）は、運搬の届出をしなければならない。

区 分			数 量
火 薬			薬量 200kg
爆 薬	硝安油剤爆薬・含水爆薬		薬量 120kg
	上記以外の爆薬		薬量 100kg
火 工 品	工業雷管・電気雷管・信号雷管		4万個
	導火管付き雷管		1万個
	銃用雷管		40万個
	捕鯨用信管・捕鯨用火管		12万個
	実包	1個当たりの装薬量0.5g以下のもの	40万個
	空包	1個当たりの装薬量0.5gを超えるもの	20万個
	導爆線		6km
	制御発破用コード		1.2km
	爆発せん孔器		2000個
	コンクリート破碎器		2万個
	煙 火	がん具煙火（クラッカーボールを除く。）	薬量 2トン
		クラッカーボール・引き玉	薬量 200kg
		上記以外の煙火	薬量 600kg
	上記以外の火工品		薬量 100kg

なお、本表で定める区分の異なる火薬類を同時に運搬する場合は、各区分ごとの火薬類の運搬しようとする数量をそれぞれ当該区分に定める数量で除し、それらの商を加えた和が1を超えるときは、届出が必要である。

（例 示）

運搬する数量			上表の数量	
火 薬	80kg	÷	200kg	= 0.4
爆薬(含水爆薬)	72kg	÷	120kg	= 0.6
電気雷管	4,000個	÷	40,000個	= 0.1
			計	1.1

運搬する火薬類の区分ごとの商の合計が1を超えるため、運搬届が必要となる。

(3) 火薬類の運搬に関する規定

火薬類の運搬については「火薬類の運搬に関する内閣府令（昭和 35 年 12 月 28 日 総理府令第 65 号）」で規定している。運搬の届出及び積載方法等の技術上の基準の主なものを次に示す。

ア 運搬の届出等

・運搬の届出等の経由

火薬類の運搬の届出、運搬証明書の記載事項の変更の届出及び運搬証明書の再交付の申請並びに運搬証明書の返納（運搬を終了した場合におけるものを除く。）は、火薬類の出発地を管轄する警察署長を経由して行うものとする。

また、運搬を終了した場合（運搬が 2 以上の都道府県にわたるときを除く。）における運搬証明書の返納は、火薬類の到達地を管轄する警察署長を経由して行うものとする。

イ 積載方法等の技術上の基準（表-3 参照）

・包装等の基準

「火薬類を運搬する場合の包装等の基準（平成 10 年総理府告示第 10 号）」によること。

・運搬方法

自動車（二輪の自動車を除く。）により火薬類を運搬する場合において、当該運搬する距離について次の式により計算して得られた D の値が 1 を超えるときは、運送人は、2 人以上の運転要員を確保しなければならない。この場合において、1 の運転者が連続して運転する距離について D の値が 1 を超えるものであってはならない。

$$D = \frac{d_1}{340} + \frac{d_2}{200}$$

この式において、 d_1 及び d_2 は、それぞれ次の数値を表すものとする。

d_1 : 高速自動車国道による運搬距離（単位 km）

d_2 : 高速自動車国道以外の道路による運搬距離（単位 km）

2 火薬類等危険物積載車両の通行の禁止又は制限

道路法第 46 条（通行の禁止又は制限）第 3 項の規定に基づき、水底トンネル及びこれに類するトンネル（延長 5,000m 以上の長大トンネル、水際にあつて路面の高さが水面以下のトンネル）における危険物積載車両の通行規制が実施されており、県内では、次のトンネルが該当するので、注意すること。

袴腰トンネル（高速自動車国道 東海北陸自動車道）

表-3

積載・運搬方法等の技術上の基準適用一覧表

(○印は、技術上の基準が適用されることを示す)

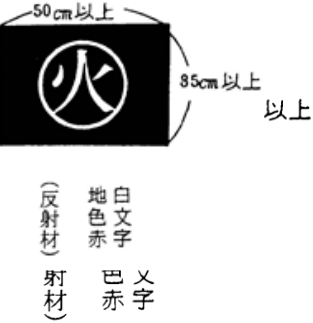
運搬数量区分

数 量 別	区分 表示
運搬届を必要と する 数 量	A 量
無届けで運搬 できる 数 量	B 量
少 量 運 搬 数 量	C 量
火 薬 10kg	
爆 薬 5kg	
工業雷管又は 電気雷管 } 100 個	
導火管付き雷管 25 個	
銃用雷管 10,000 個	
実包、空包又は コンクリート破砕器 } 1,000 個	
導 爆 線 100m	
制御発破用コトゝ 20m	
薬液注入用薬包	
以下	

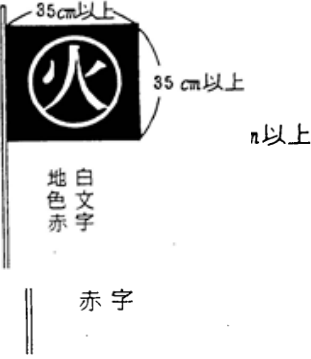
適用基準 数量別	摩 擦 動 揺 転 落 の 防 止	防 火 ・ 防 水 の 被 覆	見 張 人	夜間・ 視界不良駐車時の 赤色灯	積 載 車 両 間 の 距 離		標 識				
					進 行 中	駐 車 中	昼 間		夜 間		
							標 示 板	標 旗	反 射 材 付 標 示 板 1 5 0 m	以 上 の 赤 色 灯	赤 色 灯
3 輪以上 の自動車	A 量	○	○	○	○	80m 以上	50m 以上	○		○	
	B 量	○	○					○ 又は ○	○ 又は ○	○ 又は ○	
	C 量	○	○								

標識の規格

1. 標示板



2. 標旗



3 運搬に係る届出書等提出先

火薬類を運搬する場合は、表-4に示す区分に従い、運搬届出書等を出発地を管轄する警察署生活安全課に提出すること。(図-2参照)

なお、県内のみにおける運搬の場合は1日前までに、県外への運搬の場合は2日前までに行うこと。

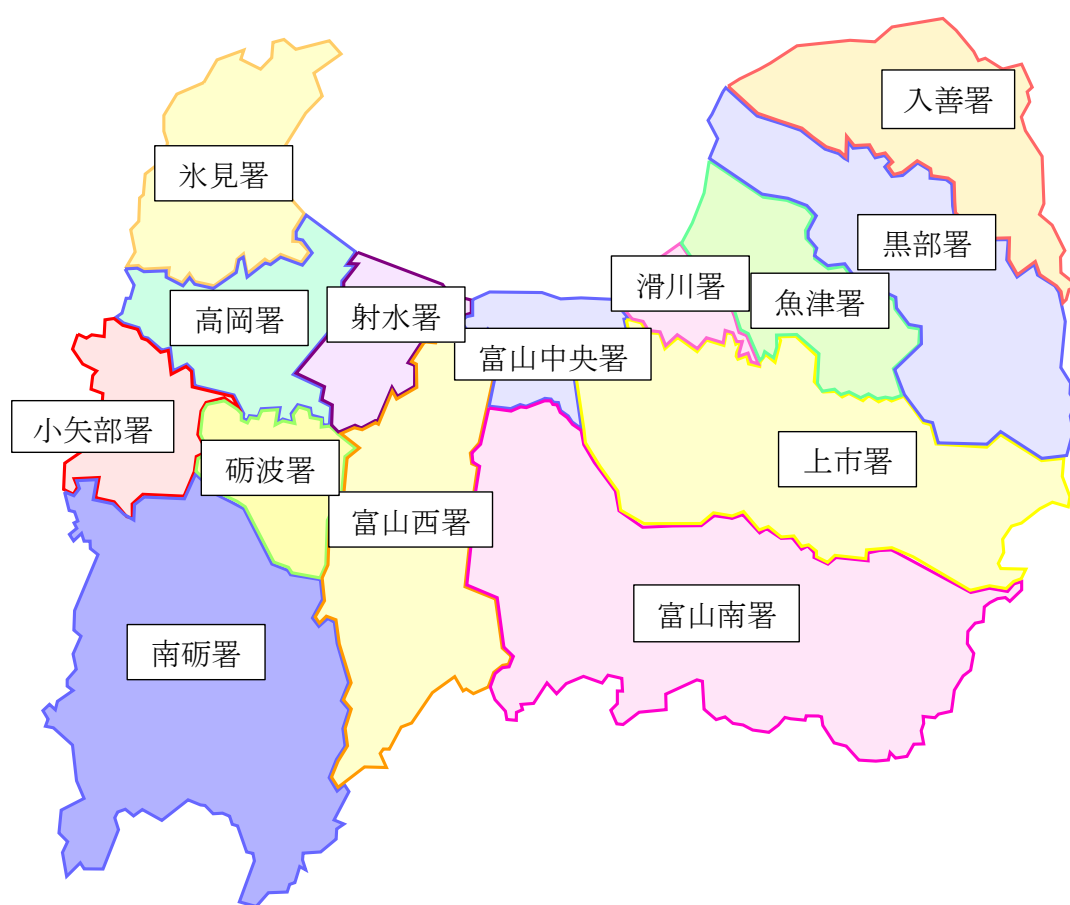
表-4 運搬に係る届出書類提出先

警察署所在地及び管轄区域等

令和6.3.31現在

名称	所在地	電話番号	管轄区域
入善警察署	下新川郡入善町櫛山1385番地	0765-72-0110	入善町、朝日町
黒部警察署	黒部市三日市1524番地1	0765-54-0110	黒部市
魚津警察署	魚津市本江1000番地	0765-24-0110	魚津市
滑川警察署	滑川市加島町8番地	076-475-0110	滑川市
上市警察署	中新川郡上市町大坪5番地1	076-472-0110	上市町、立山町、舟橋村
富山中央警察署	富山市赤江町5番1号	076-444-0110	富山南、富山西署の管轄区域を除く富山市
富山南警察署	富山市蜷川123番地1	076-420-0110	富山市南部地区
富山西警察署	富山市婦中町宮ヶ島229番地1	076-466-0110	富山市西部地区
射水警察署	射水市今井170番地1	0766-83-0110	射水市、高岡市牧野地区
高岡警察署	高岡市あわら町1番5号	0766-23-0110	高岡市牧野地区を除く高岡市
氷見警察署	氷見市窪300番地	0766-91-0110	氷見市
砺波警察署	砺波市春日町1番21号	0763-32-0110	砺波市
南砺警察署	南砺市荒木1008番地	0763-52-0110	南砺市
小矢部警察署	小矢部市小矢部町6番5号	0766-67-0110	小矢部市

図-2 警察署管内図



様式51 運搬府令別記様式第一（第2条関係）

火 薬 類 運 搬 届				※整 理 番 号		
				※受 理 年 月 日		
				届出日 年 月 日		
富 山 県 公 安 委 員 会 殿						
届出者氏名						
荷 送 人		住 所				
		氏 名				
火 薬 類 の 種 類 及 び 数 量		種 類			数 量	
運 搬 方 法	区 間					
	運 搬 具	種 類				
		台 数				
運 搬 期 間		年 月 日 か ら				
		年 月 日 ま で				
出 発 地						
到 達 地						
荷 受 人		住 所				
		氏 名				
摘 要						

備 考

- 1 ※印の欄は、記入しないこと。
- 2 火薬類の数量欄には、種類ごとの数量を記入すること。
- 3 運搬方法欄中、区間欄には車両、船舶、鉄道等の区分による出発地、到達地を各別に記入し、運搬具の種類欄には区間ごとに使用する運搬具を記入すること。また、台数欄には、往復運搬する場合は延べ台数を記入し、2台以上連行して運搬する場合は、その旨かっこ書すること。
- 4 荷送人又は荷受人の住所及び氏名欄には、荷送人又は荷受人が法人又は団体であるときは、運搬する火薬類の発送又は到達に係る事務所の所在地及び名称を記入すること。

様式51 運搬府令別記様式第一（第2条関係）

火 薬 類 運 搬 届			※整 理 番 号		
			※受 理 年 月 日		
届出日 令和〇〇年〇〇月〇〇日					
富 山 県 公 安 委 員 会 殿					
届出者氏名					
荷 送 人		住 所	〇〇 市 △△ 町 ××番 ××号		
		氏 名	やくし火薬株式会社（電話番号×××-××××）		
火 薬 類 の 種 類 及 び 数 量		種 類	数 量		
		1 爆薬 2 電気雷管 3 導爆線	2 0 0 kg 1 , 0 0 0 個 5 0 0 m		
運 搬 方 法	区 間		魚津市～小矢部市		
	運 搬 具	種 類	普通貨物自動車		
		台 数	1 台		
運 搬 期 間		令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日 から 令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日 まで			
出 発 地		魚津市××町□□□ やくし火薬株式会社所有 〇〇火薬庫			
到 達 地		小矢部市〇〇町××× つるぎ建設株式会社所有 〇〇火薬庫			
荷 受 人		住 所	△△ 市 〇〇 町 ××番 □□号		
		氏 名	つるぎ建設株式会社 □□ 四郎		
摘 要					

様式52 運搬府令別記様式第二（第2条関係）

運搬計画表			
運搬区間			
から			
まで			
運搬具の種類 (最大積載量)	火薬類の種類及び数量	運送人の氏名 又は名称	運転者の氏名及び 見張人の員数
運搬の 通路及び 通過日時			
摘要			

備 考

- 1 運搬計画表は、運搬区間の区分ごとに運搬具 1 台につき 2 枚とすること。(運搬具の台数の計算については、往復して運搬する場合又は 2 台以上連行して運搬する場合には、運搬具の延べ台数にかかわらず、1 台とみなす。)
- 2 火薬類の種類及び数量欄には、運搬具 1 台が 1 回に運搬する数量を記入すること。(往復して運搬する場合には各回ごとの数量を、2 台以上連行して運搬する場合には 1 台ずつの数量を記入し、往復回数の多いもの又は連行台数の多いものについては、摘要欄又は別紙に記入すること。)
- 3 運搬の通路及び通過日時の欄には、主要な地点及びその通過日時を明示した略図を記入すること。

様式52 運搬府令別記様式第二（第2条関係）

運 搬 計 画 表		運搬区間	
		魚津	から
		小矢部	まで
運 搬 具 の 種 類 (最大積載量)	火薬類の種類及び数量	運送人の氏名 又 は 名 称	運転者の氏名及び 見 張 人 の 員 数
普通貨物自動車 (4トン車1台) 富山□□う〇〇〇〇	1 爆薬 200kg 2 電気雷管 1,000個 3 導爆線 500m 包装等を含む総重量300kg	雷鳥運送 株式会社	〇〇 次郎 △△ 三郎 見張人 1名
運搬の 通路 及び 通過 日時	○ やくし火薬(株) 所有火薬庫 13:00 ○ 滑川市 13:30 ○ 滑川IC 13:45 ○ 富山市 14:00 ○ 小杉町 14:20 ○ 福岡IC 14:40 ○ 小矢部市 14:45 ○ つるぎ建設(株) 所有火薬庫 15:00		
摘要			

§ 13 火薬類保安責任者免状の交付等

1 免状の交付申請

火薬類保安責任者免状の交付を受けようとするときは、次に示す書類に試験に合格した者であることを証明する書類を添付して提出すること。

丙種火薬類製造、甲、乙種取扱
保安責任者免状交付申請書

→ 様式53 1部 116ページ

◎手数料

申請には、157ページに示すとおり申請手数料(富山県収入証紙の貼付)が必要である。

◎申請先

(公社)全国火薬類保安協会富山県試験事務所((一社)富山県火薬類保安協会内)

2 免状の再交付申請

火薬類保安責任者免状の再交付を受けようとするときは、次に示す書類を提出すること。

丙種火薬類製造、甲、乙種取扱
保安責任者免状再交付申請書

→ 様式54 1部 117ページ

◎手数料

申請には、157ページに示すとおり申請手数料(富山県収入証紙の貼付)が必要である。

◎申請先

(公社)全国火薬類保安協会富山県試験事務所((一社)富山県火薬類保安協会内)

3 免状の書換申請

火薬類保安責任者免状の書換を受けようとするときは、次に示す書類に、書換の理由を証明する書類及び当該免状を添付して提出すること。

丙種火薬類製造、甲、乙種取扱
保安責任者免状書換申請書

→ 様式55 1部 118ページ

◎申請先

(公社)全国火薬類保安協会富山県試験事務所((一社)富山県火薬類保安協会内)

様式53 規則様式第32（第78条の2関係）

×整理番号	
×受理日	年 月 日

甲種 製造
乙種 火薬類 保安責任者免状交付申請書
丙種 取扱

年 月 日

手数料に相当する額の富山県収入証紙

富山県知事 殿

氏 名

住 所	〒 電話：
氏 名 生 年 月 日	年 月 日
合格した試験の 受験年月日	年 月 日

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 ×印の欄は、記載しないこと。
 - 3 収入証紙は、消印しないこと。

様式54 規則様式第35（第78条の5関係）

×整理番号	
×受理日	年 月 日

甲種 製造
乙種 火薬類 保安責任者免状再交付申請書
丙種 取扱

手数料に相当する額の富山県収入証紙

年 月

日

富山県知事 殿

氏名

住 所	〒 電話：
氏 名 生 年 月 日	年 月 日
再交付を受けようとする理由	

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 ×印の欄は、記載しないこと。
 - 3 収入証紙は、消印しないこと。

様式55 規則様式第34（第78条の4関係）

×整理番号	
×受理日	年 月 日

甲種 製造
乙種 火薬類 保安責任者免状書換申請書
丙種 取扱

年 月 日

富山県知事 殿

氏 名

免状	番 号	第 号	
	交付年月日	年 月 日	
変更事項	区 分	旧	新
	氏 名		
変更年月日		年 月 日	

別紙添付書類 火薬類製造保安責任者免状又は火薬類取扱保安責任者免状

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 ×印の欄は、記載しないこと。

§ 14 災害・事故があった場合

火薬類について災害が発生したときは、遅滞なく警察官に届け出るとともに、次の書類により都道府県知事に報告すること。

また、災害の状況を詳しく記した書類を添付すること。

火 薬 類 災 害 等 報 告 書	→	様式 56 2部 120ページ
-------------------	---	-----------------------

§ 15 相続・遺贈・合併・分割により火薬類の所有権を取得した場合

相続・遺贈又は法人の合併・分割により火薬類の所有権を取得したときは、次の書類に所有権を取得したことを証明する書面を添付して、都道府県知事に提出すること。

火 薬 類 所 有 権 取 得 届	→	様式 57 2部 121ページ
-------------------	---	-----------------------

§ 16 火薬庫の譲渡・引渡があった場合

火薬庫の譲渡又は引渡により、火薬庫の設置許可を受けた者の地位を承継した者は、次に示す書類を都道府県知事に提出すること。

提 出 書 類 等	様 式	提出 部数	ページ
火薬庫承継届	58	2	122
火薬類取扱保安責任者選任(解任)届 (保安責任者の代理者、副保安責任者)	3	2	17
相続・引渡の事実を証する書面の写し		2	

(注) 保安手帳を持参すること。

×整 理 番 号	第	号
×受 理 年 月 日	年	月 日

火 薬 類 災 害 等 報 告 書

年 月 日

富 山 県 知 事 殿

住 所

氏 名

(代表者)

名 称、事務所所在地		
代 表 者 住 所 氏 名		
事 故 の 種 別		
原 因		
日 時		
場 所		
火薬類の種類及び数量		
被 害 の 程 度	物 件	
	人 員	
発生後とった処置		

記載上の注意 1 原因については、詳細に記載すること。
 2 場所については、付近の図面を添付すること。
 3 被害の程度については、詳細に状況を記載すること。

備考 ×印の欄は、記載しないこと。

×整 理 番 号	第 号
×整理年月日	年 月 日

火薬類所有権取得届

年 月 日

富山県知事 殿

住 所

氏 名
(代表者)

名 称				
事 務 所 所 在 地 (電 話)	〒			
職 業				
代 表 者 住 所 氏 名				
火 薬 類 の 種 類 及 び 数 量				
前所有者の住所氏名				
相 続 遺 贈 法 人 合 併 法 人 分 割 年 月 日				
備 考				

備考 ×印の欄は、記載しないこと。

×整理番号	
×受理日	年 月 日

火 薬 庫 承 継 届

年 月 日

富山県知事 殿

（代表者）氏名

名 称	
事 務 所 所 在 地 (電話)	
職 業	
(代表者)住所氏名 (年齢)	
火 薬 庫 所 在 地 (電話)	
火 薬 庫 の 種 類 及 び 棟 数	
貯 蔵 火 薬 類 の 種 類 及びその最大貯蔵量	
前所有者又は前占有者 の 住 所 氏 名	
承 継 の 理 由	
承 継 の 期 日	
備 考	

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 ×印の欄は、記載しないこと。

3 二級火薬庫にあつては、備考の欄にその使用期間を記載すること。

参 考 資 料

〔 参 考 資 料 〕

1 火薬庫等の構造

(1) 一級・二級火薬庫

(◎法令事項、○指導事項)

項 目	構 造 等 の 基 準	
	一 級 火 薬 庫 (地 上)	二 級 火 薬 庫 (地 上)
位 置	◎湿地を避けて選定する。	
構 造	◎平屋建 ◎鉄筋コンクリート造、煉瓦造、コンクリートブロック造又は石造とする。	◎平屋建 ◎鉄筋コンクリート造、コンクリートブロック造又はこれらと同等程度に盗難及び火災を防ぎ得る構造とする。
基 礎	◎堅ろう高位とし、かつ、排水に留意する。	○左同
壁	◎鉄筋コンクリート造の部分にあっては厚さ15cm以上、煉瓦造、コンクリートブロック造又は石造の部分にあっては20cm以上とする。	○鉄筋コンクリート造の部分にあっては厚さ10cm以上、コンクリートブロック造の部分にあっては12cm以上、壁体として鉄板を張る場合には、鉄板の厚2mm以上で、鉄板を接ぐときは溶接又は内面ボルト締めとする。
扉	◎入口の扉は、2重扉とし、外扉は耐火扉で厚さ3mm以上の鉄板とし、かつ、適当に補強し、内扉と外扉にはそれぞれ錠(外扉にあっては、南京錠及びえび錠を除く。)を使用する等の盗難防止の措置を講ずる。	◎入口の扉は、2重扉とし、外扉は耐火扉で厚さ2mm以上の鉄板とし、内扉と外扉にはそれぞれ錠(外扉にあっては、南京錠及びえび錠を除く。)を使用する等の盗難防止の措置を講ずる。
窓	◎窓を設ける場合は、地盤面から1.7m以上の高さとし、その数は火薬庫の大きさに応じ採光を考慮して定め、かつ10cm以下の間隔で直径1cm以上の鉄棒をはめこみ、内方には不透明ガラスを使用した引戸を、外方には外から容易に開くことのできないような防火扉を備える。	
床 と 通 気 孔	◎床は地盤面から30cm以上の高さとする。 ◎床下には火薬庫の大きさに応じ3個以上の通気孔を設け、金網張りとし、かつ、幅20cm以上の通気孔には約5cm間隔で直径1cm以上の鉄棒をはめこむ。	○床の下面には、床下からの盗難を防止するため厚さ2mm以上の鉄板を張る。 ただし、側面の壁が地盤面下まであり、かつ、基礎と一体となっている場合は床の裏板に鉄板を張らなくてよい。
内 面 及 び 床 面	◎搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の内面は板張りとし、火薬庫の床面には鉄類を表さない。	
換 気 孔	◎換気孔は、金網張りとし、火薬庫の大きさに応じ天井に1個以上設け、かつ、天井裏から外部に通ずるように両つまに各1個以上を設ける。	○同 左

項 目	構 造 等 の 基 準	
	一 級 火 薬 庫 (地 上)	二 級 火 薬 庫 (地 上)
暖 房	◎暖房の設備を設けるときは、温水以外のものを使用しない。	
照 明	◎火薬庫内に照明設備を設ける場合には、防爆式の電燈を用い、配線は、金属線ぴ工事、金属管工事、がい装ケーブルを使用するケーブル工事等によるものとし、自動遮断器又は開閉器は、火薬庫外に設ける。	
小 屋 組、屋 根	◎小屋組は木造とする。 ◎屋根の外面は、金属板、スレート板、瓦等の不燃性物質を使用し、盗難及び火災を防ぎ得る構造とする。	◎小屋組は木造又は爆発の際軽量の飛散物となるような建築材料を使用する。 ◎屋根の外面は、一級火薬庫と同じ。
避 雷 装 置	◎避雷装置を設ける。	◎できるだけ避雷装置を設ける。
土 堤	◎火薬庫の周囲は土堤で囲む。	◎火薬庫の周囲はできるだけ土堤で囲む。 ◎公道に隣接している場合は、公道側に土堤を設ける。
防 火 設 備 等	◎火薬庫には、その境界に沿い幅 2 m 以上の防火のための空地を設ける。 ◎貯水槽を備える。 ◎貯水槽は180ℓ以上とし、バケツを備える。	
警 戒 さ く	○高さ1.8m以上、支柱間隔 1 m 以下、有刺鉄線の幅20cm以下とし、容易に倒れない構造とする。 ○土堤のない場合は、壁体から 1 m 以上はなす。(二級のみ) ○入口扉の取付は、蝶番の取付ビス頭が閉鎖時に外部から見えないように取付ける。 ○入口扉には、錠（特に限定しない）を取付ける。	
警 戒 札	○警戒さくに「立入禁止」「火気厳禁」を各々 4 枚（1 面に各 1 枚）以上を設ける。	
盗 難 防 止	◎火薬庫は、その外部にできるだけ夜間点燈し、かつ、盗難防止のため警鳴装置を設置し、天井裏又は屋根に金網を張る。	
警鳴装置の点検 記 録	◎常に機能を点検し、作動するよう維持する。 ◎点検状況を記録する。	
排 水 溝	◎火薬庫周囲に排水溝を設ける。	

項 目	構 造 等 の 基 準	
	一 級 火 薬 庫 (地 上)	二 級 火 薬 庫 (地 上)
標 示 掲 示	○火薬庫心得、保安管理組織表及び最大貯蔵量の標示は、火薬庫内の見易い箇所とする。	
境 界 内	◎爆発し、発火し、又は燃焼し易い物をたい積しない。	
火 薬 庫 内	◎火薬類以外のものを貯蔵しない。 ◎貯蔵以外の目的のために使用しない。 ◎鉄類又はこれを使用した器具及び携帯電燈以外の燈火を持ち込まない。 ◎出入する場合は、あらかじめ定められた安全な履物を使用し、土足で出入しない。 ◎荷造り、荷解き又は開函をしないこと。ただし、ファイバ板箱等安全に荷造り、荷解き又は開函することができるものについては、この限りでない。 ◎最高最低寒暖計を備え、温度の影響を少なくするような措置を講ずる。(無煙火薬、ダイナマイトを貯蔵する場合。)	
収 納 方 法	◎内壁から30cm以上を隔て、枕木を置いて平積みとし、高さ1.8m以下とする。	
記 帳	◎帳簿を備え、責任者を定め、出納した火薬類の種類、数量、出納の年月日及び相手方の住所氏名を明確に記録する。 ◎帳簿の保存期間は、記載の日から2年とする。	
そ の 他	—	◎他の二級火薬庫との間に土堤を設けない場合には、その相互間の距離は、下表の規則第26条第1項第4号に掲げる表による。

(参考)

火薬類取締法施行規則第26条第1項第4号に掲げる表

区 分	単 位	貯 蔵 量 に 応 ず る 火 薬 庫 相 互 の 距 離									
火 薬 庫 相 互 の 距 離	(以上) メートル	33	32	30	29	28	26	24	22	19	15
貯 蔵 す る 爆 薬	(以下) トン	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
貯蔵する爆薬の量は、火薬庫の貯蔵量のうち、いずれか大なるものとする。											

(2) 三級・煙火火薬庫

(◎法令事項、○指導事項)

項 目	構 造 等 の 基 準	
	三 級 火 薬 庫 (地 上)	煙 火 火 薬 庫
位 置	—	◎湿地を避けて選定する。
構 造	—	◎平屋建 ◎鉄筋コンクリート造又は補強コンクリートブロック造とする。
基 礎	—	◎堅ろう、高位とし、かつ、排水に留意する。
壁	◎壁（前面の壁を除く）は、厚さ20cm以上の鉄筋コンクリート造又は厚さ30cm以上の補強コンクリートブロック造とし、前面の壁は厚さ10cm以下の無筋コンクリート造とする。	◎鉄筋コンクリート造の部分にあっては、厚さ10cm以上、補強コンクリートブロック造の部分にあっては20cm以上とする。
扉	◎入口の扉は、2重扉とし、外扉は耐火扉で厚さ3mm以上の鉄板とし、かつ、適当に補強し、内扉と外扉には、それぞれ錠（外扉にあっては南京錠及びえび錠を除く。）を使用する等盗難防止の措置を講ずる。	◎入口の扉は、2重扉とし、外扉は耐火扉で厚さ3mm以上の鉄板とし、かつ、適当に補強し、内扉と外扉にはそれぞれ錠を使用する等盗難防止の措置を講ずる。
窓	◎窓を設ける場合は、地盤面から1.7m以上の高さとし、その数は火薬庫の大きさに応じ採光を考慮して定め、かつ、10cm以下の間隔で直径1cm以上の鉄棒をはめこみ、内方には不透明ガラスを使用した引戸を、外方には外から容易に開くことのできないような防火扉を備える。	—
床 と 通 気 孔	◎床は地盤面から30cm以上の高さとし、かつ、床下には火薬庫の大きさに応じ3個以上の通気孔を設け、金網張りとし、かつ、幅20cm以上の通気孔には約5cm間隔で直径1cm以上の鉄棒をはめこむ。	◎床下には火薬庫の大きさに応じ2個以上の通気孔を設け、金網張りとし、かつ、幅20cm以上の通気孔には約5cm間隔で直径1cm以上の鉄棒をはめこむ。
内 面 及 び 床 面	◎搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の内面は板張りとし、火薬庫の床面には鉄類を表わさない。	

項 目	構 造 等 の 基 準	
	三 級 火 薬 庫 (地 上)	煙 火 火 薬 庫
換 気 孔	◎換気孔は、金網張りとし、火薬庫の大きさに応じ、天井に 1 個以上設け、かつ、天井裏から外部に通ずるように両つまに各 1 個以上を設ける。	
暖 房	◎暖房の設備を設けるときは、温水以外のものを使用しない。	
照 明	◎火薬庫内に照明設備を設ける場合には、防爆式の電燈を用い、配線は金属線ぴ工事、金属管工事、がい装ケーブルを使用するケーブル工事等によるものとし、自動遮断器又は開閉器は火薬庫外に設ける。	
小屋組、屋根	◎小屋組は木造とする。 ◎屋根は、鉄鋼セメントモルタル仕上げ等耐火性であって爆発の際軽量の飛散物となるような建築材料を使用し、かつ、盗難を防ぎ得る構造とする。	◎小屋組は木造とする。 ◎屋根の外面は、金属板、スレート板、瓦等の不燃性物質を使用し、盗難及び火災を防ぎ得る構造とする。
避 雷 装 置	—	◎避雷装置を設ける。
土 堤	◎火薬庫の周囲は土堤又は簡易土堤で囲む。	◎火薬庫の周囲は最大貯蔵量が 2 t を超える場合は土堤又は簡易土堤で、2 t 以下の場合は土堤、簡易土堤又は防爆壁で囲む。
防 火 設 備 等	◎入口は、付近の保安物件に対し危険のおそれのない側に設ける。 ◎貯水槽を供える。 ◎貯水槽は180ℓ以上とし、バケツを備える。	◎火薬庫には、その境界に沿い幅 2 m 以上の防火のための空地を設ける。 ◎貯水槽を供える ◎貯水槽は180ℓ以上とし、バケツを備える。
警 戒 札	○簡易土堤等に「立入禁止」「火気厳禁」を各々 4 枚（1 面に各 1 枚）以上を設ける。	
盗 難 防 止	◎火薬庫は、その外部にできるだけ夜間点燈し、かつ、盗難防止のため警鳴装置を設置し、天井裏又は屋根に金網を張る。	—
警 鳴 装 置 の 点 検 記 録	◎常に機能を点検し、作動するよう維持する。 ○点検の状況を記録する。	—
排 水 溝	○火薬庫周囲に排水溝を設ける。	
標 示 掲 示	○火薬庫心得、保安管理組織表及び最大貯蔵量の標示は、火薬庫内の見易い箇所とする。	
境 界 内	◎爆発し、発火し、又は燃焼し易い物を堆積しない。	

項 目	構 造 等 の 基 準	
	三 級 火 薬 庫 (地 上)	煙 火 火 薬 庫
火 薬 庫 内	◎火薬類以外のものを貯蔵しない。 ◎貯蔵以外の目的のために使用しない。 ◎鉄類又はこれを使用した器具及び携帯電燈以外の燈火を持ち込まない。 ◎出入する場合は、あらかじめ定められた安全な履物を使用し、土足で出入しない。 ◎荷造り、荷解き又は開函をしないこと。ただし、ファイバ板箱等安全に荷造り、荷解き又は開函することができるものについてはこの限りでない。 ◎最高最低寒暖計を備え、温度の影響を少なくするような措置を講ずる。(無煙火薬、ダイナマイトを貯蔵する場合)	
記 帳	◎帳簿を備え、責任者を定め、出納した火薬類の種類、数量、出納の年月日及び相手方の住所氏名を明確に記録する。 ◎帳簿の保存は、記載の日から2年とする。	
そ の 他	◎火薬又は爆薬と火工品（実包、空包、コンクリート破砕器、導爆線、電気導火線及び導火線を除く。）を同時に貯蔵する場合には、床の下を基礎と一体をなす厚さ10cm以上のコンクリート打ちとし、かつ、厚さ30cm以上の鉄筋コンクリート造又は厚さ40cm以上の補強コンクリートブロック造の隔壁を床の下のコンクリート及び基礎と一体となるように設ける。	—

(3) 火薬庫外貯蔵場所（土木事業等に係るもの）

火薬庫外貯蔵場所（土木事業等で6か月以内に完了する事業の場合）の最大貯蔵量は、火薬 25 kg、爆薬 15 kg、電気(工業)雷管 300 個、導爆線 500m及び導火線 1,000mとする。

（◎法令事項、○指導事項）

項 目	構 造 等 の 基 準
設 置 場 所	○湿地を避け、家屋、県道、人の集合する場所等から離れた保安上安全な場所とする。（原則として保安物件より10m以上離れて設置すること。）
外 壁	◎鉄筋コンクリート造（厚さ10cm以上）又は、コンクリートブロック造（厚さ12cm以上）等とする。
屋 根	◎屋根の外表面は金属板、スレート板、かわら等の不燃性材料とする。
扉	◎外扉は厚さ2mm以上の鉄板を使用した防火扉とし、内扉は板戸とする。
錠	◎外扉には佐賀錠、ピンシリンドー面付け本締め錠等とし、内扉には南京錠等を取り付ける。
外 扉 の 蝶 番	◎長さ150mm以上の角蝶番2か所以上とし、電気溶接を用いて取り付ける。
ロ ッ ド 棒	◎外扉の蝶番側の扉側面に1か所当たり2～3本のロッド棒（直径13mm以上の炭素鋼、長さ15mm以上）を上下2か所電気溶接を用いて取り付ける。
自 動 警 報 装 置	◎当該火薬庫外貯蔵庫と管理場所（常駐者宅）の距離が40m以内であって、装置が作動した場合に管理場所で警報を感知することが可能な場合は、警報装置、それ以外の場合は警鳴装置を設置する。
自 動 警 報 装 置 の 点 検 記 録	◎常に機能を点検し、作動するよう維持するとともにその状況を記録する。
内 面	◎板張りとし、床面には鉄類を表わさないこと。 ○内部には間仕切りを設け、火薬、爆薬と火工品は別区画に収納できるものとし、それぞれ錠を取り付ける。
防 火 設 備	○貯水槽（180ℓ以上）1槽及びバケツを備える。
警 戒 さ く	○高さ1.8m以上、支柱間隔1m以下、有刺鉄線の幅20cm以下とし、容易に倒れない構造とする。 ○壁体から1m以上離す。 ○入口扉の取付は、蝶番の取付ビス頭が閉鎖時に外部から見えないように取付ける。 ○入口扉には、錠（特に限定しない）を取付ける。
警 戒 札	○警戒さくの周囲に「立入禁止」「火気厳禁」を各々4枚（1面に各1枚）以上を設ける。
標 示 掲 示	○火薬庫外貯蔵庫心得及び保安管理組織表は、間仕切り所の前面に掲示する。
境 界 内	◎爆発し、発火し、又は燃焼し易いものをたい積しない。
排 水 溝	○火薬庫外貯蔵場所周囲に排水溝を設ける。
記 帳	◎帳簿を備え、責任者を定め、出納した火薬類の種類、数量、出納の年月日及び相手方の住所氏名をそのつど明確に記録する。

(4) 火薬類取扱所

火薬類を消費する場所では、火薬類の管理及び発破の準備（電気雷管の導通等の試験及び薬包に雷管を取り付け又はこれらを取り付けた薬包を取り扱う作業を除く。）をするために火薬類取扱所を設けなければならない。

ただし、1日の火薬類の消費見込量が火薬又は爆薬にあっては25kg以下、工業雷管又は、電気雷管又は導火管付き雷管にあっては250個以下、導爆線にあっては500m以下、制御発破用コードにあっては100m以下の消費場所についてはこの限りでない。

なお、この火薬類取扱所は1つの消費場所について1か所とする。

火薬類取扱所設置等の基準

(◎法令事項、○指導事項)

項 目	設 置 基 準
設置の場所	◎ 通路、通路となる坑道、動力線、火薬庫、火気を取り扱う場所、人の出入する建物等に対し安全で、かつ、湿気の少ない場所に設ける。 ※ 安全に作業ができ、かつ、爆発しても他の物件に対して被害を及ぼさない場所とすること。 また、付近に火薬庫がある場合は、当該火薬類取扱所が保安物件となる。 なお、湿気に問題のある場所は、できるだけ周囲に排水溝を設けること。
構 造	◎ 平屋建とする。 ◎ 厚さ10cm以上の鉄筋コンクリート造り、厚さ12cm以上（ブロック穴は埋める）のコンクリートブロック造り又はこれと同等程度に盗難及び火災を防ぎ得る構造（下記に示す鉄板造り平屋建）とする。 ① 厚さ2mm以上の鉄板造りとし、鉄板を接ぐ場合は、溶接又は内面ボルト締めとする。 ② 床の下面には、厚さ2mm以上の鉄板を張る。ただし、側面の壁が地盤面下まであり、かつ、基礎と一体になっているときはこの措置は不要。 ③ 扉の取り付け方法は、外側から取り外しが出来ないように確実に取り付ける。 ◎ 基礎 ① 地耐力等を考慮し、建物等の荷重に耐えるものとする。 ② 建屋は、ボルトなどを用いて基礎に強固に固定する。 ◎ 屋根 ① 外部は、#28(厚さ0.36mm)以上の平鉄板張り又はスレート葺きとし、雨水の浸入を完全に防止する。 ② 天井裏又は屋根裏には線径4mm以上、網目5cm以下の金網を張り、かつ、金網は側面の壁に確実に緊結させる。野地板は木製とし、たる木又はもやに釘止にする。軒先やひさし等が木製の場合は、防火塗料を塗る等の防火措置を講ずる。 ◎ 骨組 ① 耐力パネルを組み合わせるか、軽量型鋼等（盗難及び火災を防ぎ得るもの）とし、外部にボルトナット類を表さない。 ② 「たる木」は、木製とし、「もや」に鉄線か止め金具で緊結する。 ○ 高さは、床面から天井まで1.8m以上とすること。 ◎ 内面は、板張りとし、床面には鉄類を表わさないこと。（床は厚さ12mm以上、壁面は厚さ5.5mm以上、天井未指定） ◎ 出入り口の枠は、枠に取り付けられた足を壁パネルの骨組み等に周囲とも溶接等により固定する。 ◎ 扉（片開き） ① 厚さ2mm以上の鉄板張りのアングルドアとし、バール等でこじあけられないようにする。 ② 蝶番は、角蝶番（心棒が抜けないもの）を3個以上取り付け、扉が自重により下がらないようにする。 ③ 蝶番の取付けビス頭が、閉鎖時に外部から見えないように取り付けるか、又は溶接を用いて取り付ける。 ◎ 錠 ① シリンダー本締錠等とし、2個以上取り付ける。 ② デッドボルトは、受座に10mm以上入れる。

換気孔を設ける場合	◎換気孔は、金網張り又はパンチメタル方式とし、天井裏から外部に通ずるように天井及び「つま」に設ける。
暖房設備を設ける場合	◎温水、蒸気又は熱気のものを使用する。 ※裸火による暖房、ストーブ等は使用しない。
照明を設ける場合	◎建物内と完全に隔離した電燈とし、かつ、当該取扱所の建物内において電導線を表わさないこと。ただし、安全な装置を施した定着電燈を使用し、配線は金属管工事又はキャブタイヤーケーブル若しくはがい装ケーブルを使用するケーブル工事により、かつ、自動遮断器又は開閉器を取扱所の建物外に設ける場合を除く。
境界さく	○構造は、高さ 1.8m以上、支柱間隔 1 m以下に、木柱又は鉄アングルを地中に埋め込み、容易に倒れない構造とし、有刺鉄線を幅 20cm以下に張る。 ○位置は、取扱所壁体から 1 m以上離れた周囲に設ける。 ○出入口扉の取り付けは、蝶板の取付ビス頭が閉鎖時に外部から見えないように取り付ける。 ○錠（特に限定しない。）を取り付ける。
たい積禁止	◎境界内には、爆発し、発火し、又は燃焼し易い物をたい積しないこと。
警戒札	◎「立入禁止」、「火気厳禁」等と書いた警戒札を境界さくの周囲に各々 4 枚以上明示する。 ※さくに直接取り付けてもよい。「火薬」は火薬の存置を示唆するので除く。
定員	◎定員（同時に立ち入ることのできる作業員の最大員数）を定め、定員内の作業員又は特に必要がある者のほかは、立ち入らないこと。 ※ 作業の危険と人員の危害を防ぐため、必要最小限度に定め、概ね 1.7㎡当り 1 名とする。
法規等の掲示	◎所内の見易いところに、取扱いに必要な法規及び心得を掲示する。 ○保安管理組織表を掲示する。 ○1 日及び月間の爆薬最大消費量を表示する。 ○定員表示は、建物全面の見易い箇所とする。
防火設備	◎貯水槽（180ℓ以上）及びバケツ等の消火用具を常備すること。
所内に存置できる量	◎1 日の消費見込量以下とする。 ○存置可能数量を超えない。 ※ 火薬類の異常の有無の検査又は帳簿に記録するために存置している火薬類を除く。
帳簿の備付及び記録	◎帳簿を備え、責任者を含めて、火薬類の受払い及び消費残数量をそのつど明確に記録させる。 ◎帳簿の保存期間は、1 年とする。
整理整頓器具の制限	◎内部は整理整頓し、所内における作業に必要な器具以外の物を置かない。
収納棚を設ける場合	○火薬類の種類ごとに収納できる木製の棚（箱）とし、落下防止に留意した構造とする。
取扱所内	○出入する場合は、安全な履物を使用し土足で出入しない。 ○掃除用具は、静電気を帯びない安全な物を備える。
静電気を除去する設備	○除電棒等静電気を除去するための設備を設ける。 ※除電棒は、手で容易に抜けないよう地中に深く打ち込む。
火工所との相互距離	○10m以上とする。ただし、地形等支障がないと思われる場合はこの限りでない。

(5) 火 工 所

消費場所においては、薬包に工業雷管、電気雷管若しくは導火管付き雷管を取り付け（親ダイの作製）又はこれらを取り付けた薬包（親ダイ）を取り扱う作業をするために、火工所を設けなければならない。

従って、火工所以外の場所においては親ダイを作製することはできない。

なお、火薬類取扱所を設けないことができる場合（火薬類取扱所の項のただし書き参照）には、火工所において火薬類の管理及び発破の準備を行うことができる。この場合において、当該火工所は、1つの消費場所について1か所とする。また、火工所には、火薬類取扱所を設けないことができる場合を除いて、親ダイ作製に必要な火薬類以外の火薬類を持ち込むことはできない。

火 工 所 設 置 等 の 基 準

（◎法令事項、○指導事項）

項 目		設 置 基 準
設 置 の 場 所		◎ 通路、通路となる坑道、動力線、火薬取扱所、他の火工所、火薬庫、火気を取り扱う場所、人の出入する建物等に対し安全で、かつ、湿気の少ない場所に設けること。 ※ 安全に作業ができ、かつ、爆発しても他の物件に対して被害を及ぼさない場所とすること。 なお、湿気に問題のある場所は、周囲に排水溝を設けること。 ○ できるだけ事務所等の複数の人員がいる場所から監視可能な場所に設けること。
構 造	建物を設ける場合	○ 平屋建とし、原則として木造トタン張り、又は鉄板張りとする。こと。 ○ 床面積は 3.0 m ² 以上とすること。 ○ 扉の外面は、亜鉛引鉄板張りとし、扉が自重により下がらないように取付けること。 ○ 蝶番の取付けビス頭は、閉鎖時に外部から見えないように取り付けること。 ○ 錠は、種類は限定しないが1個以上取り付けること。 ○ 屋根は、金属板、スレート板、瓦、その他の不燃性物質とすること。 ○ 内面は、板張りとする。こと。 ◎ 床面には鉄類を表わさないこと。 ◎ 通気の措置を講ずること。（換気孔を設ける）
	建物を設けない場合	◎ 日光の直射及び雨露を防ぎ、安全な措置を講ずること。 ○ 火工所として設計されたテントを使用すること。 ○ 床面積は、おおむね 1.7 m ² 以上とすること。 ○ 作業が安全に行えるように、作業机等を使用すること。 ○ テント内部の床には、スノコの上に合板・ゴムマットを敷設する等地表面を表さないこと。 ○ 床面には鉄類を表わさないこと。 ○ 換気の措置を講ずること。（換気窓を設ける、定期的に換気を行う等） ○ テントをロープやワイヤーを使用し、根石、杭等で固定すること。
さ く		○ 構造は、高さ 1.8m以上、支柱間隔 1 m以下に木柱又は鉄アングルを地中に埋め込み、容易に倒れない構造とし、有刺鉄線を幅 20 cm以下に張ること。 ○ 出入口扉の蝶板の取付けは、蝶板の取付ビス頭が閉鎖時に外部から見えないように取り付けること。 ○ 出入口扉には錠を取り付けること。 ※ 山地における人工地震による物理探査(特異なものは除く。)又は消費量が少量(概ね 3 kg以下)で、なおかつ短期間(概ね 1 週間以下)の場合は下記のとおりとする。 ○ 高さは、1 m以上とすること。 ○ 架線は、有刺鉄線又はロープで 3 段張以上とすること。 ○ 範囲は、火工所壁体から 1 m以上離れた周囲に設けること。
火 薬 類 を 存 置 し て い る 場 合		◎ 火薬類を存置している間は、見張人を常時配置すること。 ○ 見張り場所を明示すること。
暖 房 設 備 を 設 け る 場 合		◎ 温水、蒸気又は熱気のものを使用すること。 ※ 裸火による暖房、ストーブ等は使用しないこと。
火 工 所 内 を 照 明 す る 設 備 を 設 け る 場 合		◎ 火工所内と完全に隔離した電灯とし、かつ、当該火工所内において電導線を表わさないこと。ただし、安全な装置を施した定着電灯を使用し、配線は金属管工事又はキャブタイヤケーブル若しくはがい装ケーブルを使用するケーブル工事により、かつ、自動しゃ断器又は開閉器を火工所外に設ける場合を除く。

警 戒 札	◎ 「立入禁止」、「火気厳禁」等と書いた警戒札を境界さくの周囲に各々4枚以上明示する。 ※ さくに直接取り付けてもよい。「火薬」は火薬の存置を示唆するので除くこと。
定 員	◎ 定員（同時に立ち入ることのできる作業員の最大員数）を定め、定員内の作業員又は特に必要がある者のほかは、立ち入らないこと。 ※ 作業の危険と人員の危害を防ぐため、必要最小限度に定め、概ね 1.7㎡当り1名とする。
法 規 等 の 掲 示	◎ 所内の見易いところに、取扱いに必要な法規及び心得を掲示すること。（文案等は、資料参照） ○ 安全管理組織表を掲示すること。 ○ 1日及び月間の爆薬最大消費量を表示すること。 ○ 定員表示は、施設全面の見易い箇所とすること。 ○ 緊急連絡網（表）を掲示すること。
た い 積 禁 止	◎ さく内には、爆発し、発火し、又は燃焼し易い物をたい積しないこと。
防 火 設 備	◎ 貯水槽を備えること。 ○ 貯水槽は 180ℓ以上とし、バケツを備えること。
帳簿の備付及び記録	◎ 帳簿を備え、責任者を含めて、火薬類の受払い及び消費残数量をその都度明確に記録させること。 ◎ 帳簿の保存期間は、1年とする。 ○ テントを使用する場合は、1日の消費作業終了後は、帳簿は火工所に保管せず、事務所等で保管すること。
整 理 整 頓 器 具 の 制 限	◎ 内部は整理整頓し、所内における作業に必要な器具以外の物を置かないこと。
収 納 棚 を 設 け る 場 合	○ 火薬類の種類ごとに収納できる木製の棚（箱）とし、落下防止に留意した構造とすること。
明 り 窓 を 設 け る 場 合	○ 窓ははめ殺しとすること。 ○ 外部に 50mm以下の間隔で直径 5mm以上の鉄棒をはめこむこと。
火 工 所 内	◎ 薬包に工業雷管又は電気雷管を取り付けるために必要な火薬類以外の火薬類を持ち込まないこと。（火薬類取扱所を設けない場合を除く。） ○ 出入する場合は、安全な履物を使用し、土足で出入しないこと。
静 電 気 を 除 去 す る 設 備	○ 掃除用具は、静電気を帯びない安全な物を備えること。 ○ 静電気を除去するための設備（除電棒及びセーフティマット等）を設けること。 ※ 除電棒は、手で容易に抜けないよう地中に深く打ち込むこと。
取 扱 所 と の 相 互 距 離	○ 10m以上とすること。ただし、地形等支障がないと思われる場合はこの限りでない。

2 保安教育

火薬類取扱上の少しの不注意が事故の原因となることが多いので、事故を未然に防止するためには火薬類を取り扱うすべての人は、法を理解し保安管理上必要な知識を修得することが必要である。

災害予防の精神に徹し、遵法精神を身につけ、得た知識を実践することによって、事故防止が図られることから、従事者に対する保安教育は極めて重要である。

(1) 保安教育を施す義務のある者

保安教育計画の認可を受けなければならない者 ((2)に掲げる者)

消費者（指定消費者を除く。）

火薬類の運搬の業を営む者

(2) 保安教育計画の認可を受ける義務のある者

製造業者

販売業者

指定消費者：1 か月に火薬又は爆薬 25 kg 以上を消費する消費者であって、知事が災害発生を防止するため特に必要があると認めて指定した者

(3) 保安教育計画を定めるべき消費者の指定

ア 指定対象

規則第 67 条の 7 第 1 項に基づく保安教育計画を定めるべき消費者の指定は、次の各号の一に該当するものとし、指定の要件を失った場合は、指定の取消しを行うものとする。

(ア) 同一消費場所において、火薬又は爆薬をおおむね 10 t 以上消費しようとする者

(イ) 当該事業所において、過去 3 年以内に火薬類による災害事故又は消費許可の取消し処分を受けた者

(ウ) 当該事業所において、過去 1 年以内に火薬類の消費の一時禁止等の処分を受けた者

イ 指定の有効期間

規則第 67 条の 7 第 2 項に基づく指定期間は、1 年以内で知事が必要と認めて定めた期間とする。

(4) 保安教育の実施

保安教育は、保安教育を受ける従業者の区分に従い、内容、方法及び時期を定め、保安教育計画に基づいて実施することになっている。

ア 保安教育を受ける従業者の区分

(ア) 取扱保安責任者、取扱副保安責任者及び取扱保安責任者代理者

(イ) 幹部従業者及び保安関係従業者

(ウ) 一般従業者及び未熟練従業者

イ 保安教育の内容

従業者別の教育内容等は資料表 1 に示すとおりである。

資料表 1

教 育 項 目	教 育 内 容 (例 示)	従 事 者 区 分		
		ア	イ	ウ
1 保安意識の高揚に関する こと。	(1) 保安管理の目的、火薬類取締法の概要 (2) 工事内容、火薬類の消費計画等 (3) 保安責任者、火工責任者、発破指揮者等の役割 (4) 保安管理組織表と業務分担	○	○	○
2 盗難予防その他火薬 類の管理に関するこ と。	(1) 各施設の点検方法と盗難予防の具体策 (2) 警鳴装置等の作動テスト方法 (3) 火工所の見張方法 (4) 不正流出防止と切羽での火薬類存置方法	○	○	○
3 危険時における応急 措置及び避難方法の全 般に関すること。	(1) 警戒標識の内容と設置場所 (2) 発破合図の統一 (3) 避難場所の確認 (4) 危険区域内の見張方法 (5) 緊急連絡表と連絡方法 (6) 飛石防止、雷及び火災発生時の措置	○	○	○
4 火薬類の消費又は火 薬庫における火薬類の 出納の記載に関するこ と。	(1) 火薬庫、取扱所、火工所等の受払台帳及び発破記録 の記載方法 (2) 各種帳簿類の保存期間と保存方法	○	○	○
5 火薬類一般の性質の 大要に関すること。	(1) 火薬類の一般的な性質、爆発威力等	○	○	○
6 消費しようとしてお り、又は現に消費して いる火薬類の性質の詳 細に関すること。	(1) 消費する火薬類の詳細な性能及び性質 (2) 火薬を消費する場合の基本的留意事項	○	○	-
7 火薬類の貯蔵上の取 扱いの技術上の基準に 関すること。	(1) 貯蔵上の取扱い方法 (2) 取扱所、火工所の構造、設備 (3) 存置量の制限	○	○	○
8 火薬庫の構造、位置 及び設備の技術上の基 準に関すること。	(1) 火薬庫の構造、位置、及び設備の説明 (2) 最大貯蔵量の説明	○	○	○
9 消費しようとしてお り、又は現に消費して いる火薬類に関する消 費の技術上の基準に関 すること。	(1) 親ダイの作成、親ダイの取扱い方法 (2) 削孔、運搬、装薬方法 (3) 電気（導火線）発破の方法 (4) 不発、残留薬の点検方法及び回収方法 (5) こそく、ずり出し方法	○	○	○
10 火薬類取締に関する法令に関すること。		○	—	—
11 火薬類の取扱いに関する保安管理技術に関すること。		○	—	—

注 1 ○印は、必要項目

- 2 従事者区分 ア：取扱保安責任者、取扱副保安責任者及び取扱保安責任者代理者
イ：幹部従業者及び保安関係従業者
ウ：一般従業者及び未熟練従業者

(5) 保安教育の実施記録

保安教育を実施したときは、実施記録を作成し保存することが重要である。

記録例を資料様式 1 に示す。

資料様式 1

保安教育実施記録

所 長	消 費 取扱保安 責 任 者	火 薬 庫 取扱保安 責 任 者	記 録 者

実 施 日 時	年 月 日 時 ～ 時		
実 施 場 所			
講 師 職 氏 名			
教 育 項 目 （番号に○印 を付すこと）	1 保安意識の高揚に関すること。 2 盗難予防その他火薬類の管理に関すること。 3 危険時における応急措置及び避難方法の全般に関すること。 4 火薬類の消費又は火薬庫における火薬類の出納の記載に関すること。 5 火薬類の一般的な性質の概要に関すること。 6 消費しようとしており、又は現に消費している火薬類の性質の技術上の基準に関すること。 7 火薬類の貯蔵上の取扱いの技術上の基準に関すること。 8 火薬庫の構造、位置及び設備の技術上の基準に関すること。 9 消費しようとしており、又は現に消費している火薬類に関する消費の技術上の基準に関する こと。 10 火薬類取締に関する法令に関すること。 11 火薬類の取扱いに関する保安管理技術に関すること。 12 その他（上記以外の火薬類取締法令中の必要な部分に関すること。）		
教育内容及び効果、問題 点、参考資料、テキスト			
教 育 対 象 者 （番号に○印 を付すこと）	1 幹部従業者及び保安関係従業者 2 一般従業者及び未熟練従業者 3 取扱保安責任者（正、副、代理）	受 講 者	（受講者名簿は別紙） 名

別紙

保 安 教 育 受 講 者 名 簿

氏 名	所 属	氏 名	所 属

3 取扱保安責任者の職務

(1) 火薬類の貯蔵に係る保安に関する職務（規則第 70 条の 4）

- ① 火薬庫の構造、位置又は設備が許可を受けないで変更されることがないように監督すること。
- ② 火薬類の貯蔵上の取扱い又は火薬庫の構造、位置及び設備が技術上の基準に適合し、又は適合して維持されるよう監督すること。この場合において、貯蔵及び火薬庫の構造等に関する技術上の基準のうち盗難防止に関することについては、特に注意すること。
- ③ 定期自主検査を指揮し、監督すること。
- ④ 火薬庫が危険な状況となり、又は火薬類が異常を呈したときの応急措置を指揮すること。
- ⑤ 帳簿の記載及び報告の内容について監督すること。
- ⑥ 安定度試験の実施・報告、不良火薬類の措置及び禁煙・火気の取扱の制限に適合するよう監督すること。
- ⑦ 取扱副保安責任者の補佐区分、定期自主検査計画及び火薬庫の保安計画等の作成を指導すること。
- ⑧ 火薬庫の所有者又は占有者が販売業者であるときは、保安教育の実施状況を監督すること。

(2) 火薬類の消費に係る保安に関する職務（規則第 70 条の 5）

- ① 火薬類の消費が技術上の基準に適合するよう監督すること。この場合において、この技術上の基準のうち盗難防止に関することについては、特に注意すること。
- ② 保安教育の実施状況を監督すること。
- ③ 帳簿の記載及び報告の内容について監督すること。
- ④ 取扱副保安責任者の補佐区分及び火薬類の消費に関する保安計画等の作成を指導すること。

(3) 取扱副保安責任者の職務（規則第 70 条の 6）

定められた補佐区分に従い、(1)又は(2)の職務を行うこと。この場合において、取扱保安責任者を補佐するにあたり、盗難防止に特に注意すること。

4 取扱従事者の区分と作業内容

取扱従事者は発破技士免許を持っている者と補助従事者に分けられる。

補助従事者が従事することができる作業及び従事できない作業は次のとおりである。

① 従事することができる作業

- ア 消費場所内における増ダイの運搬
- イ 火薬類取扱所又は火工所の記録責任者
- ウ 有資格者の指示又は指揮のもとに行う補助作業

② 従事することができない作業

親ダイの作成（解体を含む。）、親ダイの運搬、せん孔作業、装てん作業、結線作業、点火作業、不発残留薬の点検及び処理作業

具体的な作業としては、資料表2のとおりである。

資料表 2

取扱補助従事者の作業内容
(黄色カバー付従事者手帳所持者)

○は可能、×は不可

(1) 消費場所内の火薬類の運搬

作 業 の 内 容	可 否
1. 火薬類の運搬 (1) 火薬類取扱所から火工所への運搬	○

(2) 消費場所内の火薬類の検査

1. 火薬類の検査 (1) 火薬類の検査	×
-------------------------	---

(3) せん孔作業

準 備	(1) せん孔機の点検、給油 (2) せん孔用器具ビット、ロッドの準備 (3) せん孔機の発破場所への搬入 (4) 発破場所の作業環境、岩盤等の点検 (5) 発破場所の作業環境、岩盤等の点検の手伝い (6) (1)～(3)及び(5)の作業と安全上同等と見なされる作業	○ ○ ○ × ○ ○
せ ん 孔	(1) 浮石外し、踏まえのズリ出し (2) ロッドの保持 (3) のみの受け渡し又は取り替え作業 (4) せん孔 (5) せん孔の孔荒れ復旧作業手伝い (6) エアーブロー手伝い (7) ロッド抜き手伝い (8) せん孔機移動 (9) (1)～(3)及び(5)～(8)の作業と安全上同等と見なすことのできる作業	○ ○ ○ × ○ ○ ○ ○ ○
片 付	(1) せん孔用器具ビット、ロッド等の片付け (2) せん孔機片付け等	○ ○

(4) 装てん作業

作 業 の 内 容		可 否
準 備	(1) 火工所における親ダイ作成	×
	(2) 親ダイの火工所から発破場所への運搬	×
	(3) 増ダイの火薬類取扱所又は火工所から発破場所への運搬	○
	(4) 装てん工具類及び込物の運搬	○
	(5) 移動式製造設備又は装てん機の発破場所への搬入	○
	(6) 装てんホースの発破孔口への運搬	○
	(7) 発破場所の迷走電流測定	×
	(8) (3)～(6)の作業と安全上同等と見なすことのできる作業	○
装 て ん	(1) 装薬孔掃除(エアブロー等)	×
	(2) 装薬孔掃除の付帯作業手伝い	○
	(3) 増ダイの装薬場所付近への運搬	○
	(4) 親ダイの装薬場所付近への運搬	×
	(5) 装てん	×
	(6) 込物装てん	×
	(7) 込物装てんの付帯作業手伝い	○
後 片 付	(1) 込物の片付け	○
	(2) 装てん工具類及び装てんホースの片付け	○
	(3) 残火薬類返送のための運搬(増ダイ)	○
	(4) 残火薬類返送のための運搬(親ダイ)	×
	(5) 移動式製造設備又は装てん機(残火薬類の取り出しを含む。)の片付け	○
	(6) (1)～(3)及び(5)の作業と安全上同等と見なすことのできる作業	○

(5) 結線作業

準 備	(1) 発破場所から点火位置間の発破補助母線及び母線の敷設	○
結 線	(1) 各脚線、補助母線及び母線の結線	×
	(2) 結線の点検、修正及び確認	×
片 付	(1) 片付け	○

(6) 防 護

作 業 の 内 容	可 否
(1) 防護材等の運搬	○
(2) 防護材の敷設	×

(7) 点火作業

作 業 の 内 容	可 否
準 備 (1) 導通試験 (2) 発破回路の再点検（導通試験不良時） (3) 警 戒 (4) 予備点火具の保持 (5) (3) 及び(4) の作業と安全上同等と見なすことのできる作業	× × ○ ○ ○
点 火 (1) 発破器接続 (2) サイレン吹鳴 (3) 発破点火合図 (4) 点 火	× ○ × ×
点 火 終 了 後 (1) 発破器からの発破母線の取り外し (2) 発破場所の安全点検 (3) 不発の確認及び不発残留薬のある場合の回収作業 (4) 発破修了合図 (5) サイレン吹鳴 (6) 発破母線、補助母線、発破器及び防護材等の片付け (7) 点火作業後のズリ取り出し作業	× × × × ○ ○ ○

5 火薬類手帳制度

火薬類の手帳制度は、次のとおり火薬類保安手帳制度と火薬類取扱従事者手帳制度からなり、その概要は資料表３のとおりである。また、都道府県においては、手帳制度を活用して、取扱保安責任者等の保安教育の実施や選任状況の確認等、法の厳正な運用を図っている。

① 火薬類保安手帳制度

本制度の実施を通じ、火薬類取扱保安責任者、火薬類取扱副保安責任者及び火薬類取扱保安責任者の代理者（以下保安責任者等という。）に対し、火薬類取締に関する法令及びその改正条項の周知徹底並びに新しい火薬類技術の進展に対応した消費技術等の保安管理技術を修得することによって、保安責任者等の職務能力を強化し、もって、火薬類の盗難防止及び災害防止対策の充実を期する。

② 火薬類取扱従事者手帳制度

本制度の実施を通じ、火薬類の取扱作業に従事する者に対し、火薬類取締に関する法令及びその改正条項の周知徹底並びに火薬類の消費及びこれらに付随する取扱に関する保安管理技術を修得することによって、保安意識の高揚を図り、もって、火薬類の盗難防止及び災害防止対策の充実を期する。

資料表３ 手 帳 制 度 の 概 要

手 帳 の 種 類	保 安 手 帳	従 事 者 手 帳
交 付 資 格	(1) 火薬類取扱保安責任者（甲種又は乙種） (2) 火薬類取扱保安責任者免状を新たに取得した者	(1) 発破技士免許の所持者 (2) 無資格者 (3) 発破技士免許等を新たに取得した者
交 付 条 件	(1) 再教育講習を受講した場合 （免状交付日から６箇月を経過した者及び手帳が失効し、あらためて交付を求める者） (2) 免状交付日から６箇月以内に交付申請した場合 （再教育講習免除）	(1) 保安教育講習を受講した場合 （発破技士免許等所持者で免許等交付日から６箇月を経過した者及び手帳が失効し、あらためて交付を求める者） (2) 発破技士免許等を新たに取得した者が６箇月以内に交付申請をした場合 （保安教育講習免除）
手帳所持者の義務	(1) 保安教育講習の受講 （法令 1.5時間、保安管理 2.5時間） （再教育時のみ法令 3 時間） (2) 2 年に 1 回 (3) 作業時の手帳携帯	(1) 保安教育講習の受講 （法令 1 時間、保安管理 2 時間） (2) 原則として毎年 1 回 （15年以上継続受講者は 2 年に 1 回） (3) 作業時の手帳携帯
手 帳 の 失 効	(1) 保安教育講習を受講しなかった場合 (2) 免状の返納命令を受けた場合	(1) 保安教育講習を受講しなかった場合 (2) 法律に基づく命令に違反して、罰金以上の刑に処せられた場合 (3) 火薬類取扱に不適当と知事が認めた場合
共 通 事 項	(1) 手帳の再交付 手帳を喪失し、汚損し、又は盗難されたときは、再交付申請書を全火協又は交付を受けた地方協会へ提出すること。 (2) 手帳の更新交付 手帳の更新期限は原則 10 年とし、結婚、養子縁組等で姓名が変わったときや手帳の記載余白がなくなったときは、更新交付申請書を地方協会へ提出すること。	

6 火薬類の消費に係る帳簿等の記載

(1) 土木工事に係る火薬類取扱所、火工所、発破場所の帳簿類の管理

ア 帳簿類の記載方法

火薬類取扱所帳簿、火工所帳簿は受払の都度及び発破記録は、発破の都度、当該消費場所責任者（取扱保安責任者等）が指定した記録責任者が現品と照合して記入する。

なお、記載事項については、火薬類取扱所帳簿及び火工所帳簿は受払数量及び消費残数量を記録するよう法令上定められていることから、後で活用・確認できるようできる限り内容がよく分かるように記入する。

また、発破記録の記載事項は、譲渡数量、消費残数量及び発破孔又は薬室に対する装填方法を記録するよう火薬類取扱所帳簿及び火工所帳簿と同様にできる限り内容がよく分かるように記入する。

イ 帳簿類の様式

様式は規則では定められていないが、通達（昭和 49 年 3 月 2 日付け 49 立局第 158 号）で様式が示されている。

その帳簿等の様式を次にしめす。

資料様式 2 火薬類取扱所帳簿

資料様式 3 火工所帳簿

資料様式 4 発破記録

ウ 帳簿記入上の注意事項（資料表 4 を参照）

- ・ 受払いの都度、明確に記録する。
- ・ 鉛筆とせず、ボールペン等で記録する。
- ・ 帳簿の記録で誤りが生じた部分には、横線二本で消し、訂正印を押印する。
- ・ 帳簿は記録の日から 1 年間保存する。

(2) その他の消費に係る帳簿類の管理

ア 建設用びょう打ち銃用空包消費場所帳簿

消費の許可を受けて建設用びょう打ち銃用空包を消費する者は、消費場所内の一定の場所に帳簿を備え、責任者を定めて空包の受払い及び消費残数量をその都度記録させることになっている。

なお、帳簿の様式を資料様式 5 に示す。

イ コンクリート破砕器火工所帳簿

消費の許可を受けてコンクリート破砕器を消費する者は、火工所に帳簿を備え、コンクリート破砕器の受払い及び消費残数量をその都度記録させることになっている。なお、帳簿の様式を資料様式 6 に示す。

ウ コンクリート破砕器の消費記録

コンクリート破砕器を消費する者は、発破場所に帳簿を備え、責任者を定めてコンクリート破砕器の受渡し数量、消費残数量をその都度記録させることになっている。

なお、帳簿の様式を資料様式 7 に示す。

火 薬 類 取 扱 所 帳 簿

火薬類の種類：

日 時					品 種	単 位	前日の 存置量	受 入 数量	払出数量		返送数量		火 薬 庫 へ 返 納 した 数量	残 数 量	記 録 者 名	保 安 責 任 者 確 認	備 考
年	月	日	時	分					火 工 所	発 破 場 所	火 工 所	発 破 場 所					

記載注意

- 火薬類の種類に欄には、法第 2 条（定義）に掲げる火薬、爆薬及び火工品の種類まで記入するか又はこの種類の品種まで記入すること。
- 前日の存置量の欄には、規則第 51 条第 14 号の規定の「やむを得ない場合」に該当するもののみ記入すること。
- 受入数量の欄には、火薬庫若しくは火薬庫外貯蔵場所又は販売業者から火工所に持込んだ数量を記入し、少量消費場所以外の消費場所については、火薬類取扱所から受けた数量とすること。
- 払出数量の欄中火工所の部分には、薬包に工業雷管、電気雷管若しくは導火管付き雷管を取り付けるために必要な火薬類（以下「親ダイ用火薬類」という。）を火工所へ払い出した数量を記入し、発破場所の部分には親ダイ以外の火薬類を発破場所へ払い出した数量を記入すること。
- 返送数量の欄中火工所の部分には、親ダイ用火薬類が火薬類取扱所に返送された数量を記入し、発破場所の部分には、親ダイ用火薬類以外の火薬類が火薬類取扱所に返送された数量を記入すること。
- 火薬庫へ返納した数量の欄には、火薬庫若しくは火薬庫外貯蔵場所又は販売業者に返納した数量を記入すること。
- 残数量の欄には、現に火薬類取扱所に存置している数量を記入すること。
- 記録者名の欄には、この帳簿を記入した者の署名又は記名押印を行うこと。
- 取扱保安責任者確認の欄には、1 日の作業終了後において、火工所の帳簿、発破記録を照合して、この帳簿に記載された数量が正確であることを確認した後、署名又は記名捺印を行うこと。

火 工 所 帳 簿

火工所名

火薬類の種類：

日 時					品 種	単 位	受 入 数 量	払 出 数 量		発破場所から の返送数量		火 薬 類 取 扱 所 へ 返 送 又 は 火 薬 庫 等 へ 返 納 し た 数 量	残 数 量	記 録 者 名	取 扱 安 任 者 確 認	備 考
年	月	日	時	分				親 ダ イ	増 ダ イ	親 ダ イ	増 ダ イ					

記載注意

1. 火薬類の種類に欄には、法第2条（定義）に掲げる火薬、爆薬及び火工品の種類まで記入するか又はこの種類の品種まで記入すること。
2. 受入数量の欄には、1日の火薬類の消費見込量が火薬又は爆薬にあつては25キログラム以下、工業雷管、電気雷管又は導火管付き雷管にあつては250個以下、導爆線にあつては500メートル以下、制御発破用コードにあつては100メートル以下の消費場所（以下「少量消費場所」という。）については、火薬庫若しくは火薬庫外貯蔵場所又は販売業者から火工所に持ち込んだ数量を記入し、少量消費場所以外の消費場所については、火薬類取扱所から受けた数量とすること。
3. 払出数量の欄中親ダイの部分には、薬包に工業雷管、電気雷管若しくは導火管付き雷管を取り付けたもの（以下「親ダイ」という。）を発破場所へ払い出した数量を記入し、増ダイ部分には親ダイ以外の火薬類（以下「増ダイ」という。）を発破場所へ払い出した数量を記入すること。ただし、少量消費場所以外の消費場所については、増ダイの欄に記入する必要はない。
4. 発破場所からの返送数量の欄中増ダイの部分には、少量の消費場所のみが記入すること。
5. 火薬類取扱所へ返送又は火薬庫等へ返納した数量の欄には、少量消費場所については、火薬庫若しくは火薬庫外貯蔵場所又は販売業者に返納した数量を記入し、少量消費場所以外の消費場所については、火薬類取扱所に返送した数量を記入すること。
6. 残数量の欄には現に火工所に存置している数量を記入すること。
7. 記録者名の欄には、この帳簿を記入した者の署名又は記名押印を行うこと。
8. 取扱保安責任者確認欄には、記載された数量が正確であることを確認した後、署名又は記名捺印を行うこと。ただし、少量消費場所以外の消費場所については、この限りでない。

資料様式 4

発 破 記 録

発破日時		前 月 日 後 時 分						
記録者名		所 属						
発破場所名								
火 薬 類 の 受 払								
区 分	火薬類	種類	単位	受入数量	消費数量	残数量	備考	
火 薬 類 取 扱 所	火薬 爆 薬							
	火工 品							
火 工 所	親 ダイ	爆 薬						
		火工 品						
	親 ダイ 以外 の火 薬類	火薬 爆						
		薬						

発破孔又は薬室に対する装てん方法				
孔径	孔長	孔数	一孔当り装薬量	備考
記 事				

記載注意

1. 発破記録は 1 回の発破ごとに 1 葉とする。
2. 記録者の欄には、この記録を記入した者の署名又は記名押印を行うこと。
3. 種類の欄には、法第 2 条（定義）に掲げる火薬、爆薬及び火工品の種類を記入すること。
4. 火薬類取扱所の欄には、1 日の火薬類の消費見込数量が火薬又は爆薬にあつては 25 キログラム以下、工業雷管、電気雷管又は導火管付き雷管にあつては 250 個以下、導爆線にあつては 500 メートル以下の消費場所（以下「少量消費場所」という。）以下の消費場所のみが記入すること。
5. 火工所の欄中親ダイ部分には、薬包に工業雷管、電気雷管又は導火管付き雷管を取り付けたもの（以下「親ダイ」という。）について記入すること。
6. 火工所の欄中親ダイ以外の火薬類の部分には、少量消費場所のみが記入すること。
7. 孔数の欄には、孔径、孔長及び 1 孔当り装薬量が同一である場合を除き 1 孔ずつ記入すること。
8. 張付け発破その他特殊な発破については、孔径及び孔長の欄には、記入する必要がない。また孔数及び装薬量の欄には、その発破に合った記録方法により記入すること。
9. 同一の発破場所において、直前の発破と同一装てん方法により発破を行う場合には、発破孔又は薬室に対する装てん方法の欄への記入を省略することができる。この場合においては、装てん方法が直前の発破と同一である旨を記事の欄に記載すること。
10. 記事の欄に記載すべき事項は、前号によるもののほか、不発火薬類等の措置その他特記事項を記載することが望ましい。

資料表 4

帳簿類の記載にあたっての留意事項

○ 火薬類取扱所帳簿は、火薬類の種類（爆薬・電気雷管）ごとに作成する。

記 載 欄		記 載 上 の 注 意 事 項
日時（年月日・時分）		受払の都度、正確な時間を記入する。
品 種	品 位	爆薬は、「3号桐」、「2号榎」、電気雷管は、「瞬発」、「2段」等と記入する。
	単 位	爆薬は、原則として「本数」で記入する。
前日の存置量（保管）		昼夜体制で発破作業を行っている場合に記入する。 （当日の消費が18時に終了して、翌日の7時までは発破の準備などの作業が行われない場合は含まれない。）
払出数量	火 工 所	親ダイ用火薬類を火工所に払い出したときに記入する。
	発破場所	増ダイを発破場所に払い出したときに記入する。
返送数量	火 工 所	親ダイ用火薬類が火工所から返送されたときに記入する。
	発破場所	増ダイが発破場所から返送されたときに記入する。
残 数 量		現に取扱所に保管している数量を記入する。
記 録 者 名		この帳簿に記載した者の署名、記名又は押印を行う。
取扱保安責任者確認		1日の作業終了後、火工所帳簿・発破記録を照合して、この帳簿に記載された数量が正確であることを確認した後、署名、記名又は押印を行う。

○ 火工所帳簿は、火薬類の種類（爆薬・電気雷管）ごとに作成する。

記 載 欄		記 載 上 の 注 意 事 項
日時（年月日・時分）		受払の都度、正確な時間を記入する。
品 種	品 位	爆薬は、「3号桐」、「2号榎」、電気雷管は、「瞬発」、「2段」等と記入する。
	単 位	爆薬は、原則として「本数」で記入する。
受 入 数 量		・ 火薬類取扱所より受け入れた数量とする。 ・ 火薬類取扱所を設置していない場合（少量消費場所）は、火薬庫（火薬庫外貯蔵場所）又は販売業者から、受け入れた数量を記入する。
払出数量	親ダイ	親ダイを発破場所に払い出した数量を記入する。
	増ダイ	少量消費場所で、増ダイを発破場所に払い出した数量を記入する。
発破場所からの返送数量	親ダイ	親ダイが発破場所から返送されてきた数量を記入する。
	増ダイ	増ダイが発破場所から返送されてきた数量を記入する。
火薬類取扱所へ返送又は火薬庫等へ返納した数量		・ 火薬類取扱所に返送した数量を記入する。 ・ 少量消費場所は、火薬庫（庫外貯蔵庫）又は販売業者に返納した数量を記入する。
残 数 量		現に火工所に保管している数量を記入すること。
記 録 者 名		この帳簿に記載した者の署名、記名又は押印を行う。
取扱保安責任者確認		1日の作業終了後、火工所帳簿・発破記録を照合して、この帳簿に記載された数量が正確であることを確認した後、署名、記名又は押印を行う。

○ 発破記録作成は、1回の発破ごとに1葉とする。

記 載 欄		記 載 上 の 注 意 事 項
発 破 日 時		発破の都度、正確な時間を記入する。
種類	爆薬・火工品	爆薬は、「3号桐」、「2号榎」、電気雷管は、「瞬発」、「2段」等と記入する。
	単 位	爆薬は、原則として「本数」で記入する。
火 薬 類 取 扱 所		増ダイを記入する
火工所	親 ダイ	親ダイとして受け入れた数量を記入する。
	親 ダイ 以 外 の 火 薬 類	火薬類取扱所を設置していない場合（少量消費場所）のみ記入する。
孔 径 ・ 孔 長		張り付け発破その他特殊な発破については、記入する必要がない。
孔 数		孔径、孔長、1孔あたり装薬量が同一であるときを除き、1孔ずつ記入する。
発破孔又は薬室に対する装てん方法		同一の発破場所において、直前の発破と同一の装てん方法により発破を行うときは、記入を省略する。 その場合、「装てん方法が直前の発破と同一である」旨を記事の欄に記載する。
記 事		上記のほか、発破場所における装てん状況の図示や不発火薬類の措置等を記入する。

建設用びょう打ち銃用空砲消費場所帳簿

[illegible]

記載注意

- 1 受入数量の欄には、火薬庫若しくは火薬庫外貯蔵場所又は販売業者等から消費場所に持ち込んだ数量を記入すること。
- 2 払出数量の欄には、消費するために払出した数量を記入すること。
- 3 返納数量の欄には、消費するために払出した空包が返納された数量を記入すること。
- 4 残数量の欄には、建設用びょう打ち銃用空包消費場所に現に存置している数量を記入すること。
- 5 記録者名の欄には、この帳簿に記入した責任者の署名又は記名押印を行うこと。
- 6 備考の欄には、1日の作業終了後、残った建設用びょう打ち銃用空包の返納場所その他必要な事項を記入すること。

コンクリート破砕器火工所帳簿

火工所名	
------	--

[illegible]

1 受入数量の欄には、火薬庫若しくは火薬庫外貯蔵場所又は販売業者等から火工所に持ち込んだ数量を記入すること。

3 返送数量の欄には、破砕場所から返送された数量を記入すること。

数量を記入すること。

6 記録者の欄には、この帳簿を記入した者の署名又は記名押印を行うこと。

資料様式 7

コンクリート破砕器の消費記録

破砕日時	前 月 日 後 時 分		
記録者名		所属	
破砕場所			

コンクリート破砕器の受払

種類	受入数量	消費数量	残数量	備考

破砕孔に対する装てん方法

孔径	孔長	孔数	一孔当り装薬量	備考

記事	
----	--

記載注意

- 1 発破記録は、1回の破砕ごとに1葉とすること。
- 2 記録者の欄には、この記録を記入した者の署名又は記名押印を行うこと。
- 3 種類の欄には、品名を記入すること。
- 4 孔数の欄には、孔径、孔長及び1孔当り装薬量が同一である場合を除き、1孔ずつ記入すること。
- 5 記事欄に記載すべき事項は特に定めないが、不発火薬（コンクリート破砕器）の措置その他特記事項を記載することが望ましい。

付表 1

火薬庫等に掲示する「法規及び取扱心得」一覧

火薬庫・法規及び心得 1 爆薬と火工品とは、別々の火薬庫（爆薬庫、火工品庫）に貯蔵し、火薬類以外のものを貯蔵しないこと。 2 境界内では、喫煙及び火気の使用を禁止し、爆発、発火又は燃焼しやすい物をたい積しないこと。 3 庫内は、清潔を保ち、あらかじめ定められた安全な履物を使用し、土足で出入りしないこと。 4 庫内には、鉄類又はそれらを使用した器具及び携帯電灯以外の灯火を持ち込まないこと。 5 庫内に、換気に注意し、できるだけ温度の変化を少なくすること。 6 火薬庫には、最大貯蔵量を超えて貯蔵しないこと。 7 庫内に火薬類を収納するときは、内壁から 30 センチメートル以上を隔て、枕木を置いて平積みとし、その高さは 1.8 メートル以下とすること。 8 消費場所からの返納火薬類及び不良火薬類は、他の火薬類と明確に区別しておくこと。 9 出納責任者は、火薬類の受払いのつど現品と照合し、帳簿に記録すること。 10 火薬庫は、常に点検を行い、警鳴装置の機能点検と火薬庫内外の異常の有無を確認し、記録すること。 一般社団法人 富山県火薬類保安協会	火薬類取扱所・法規及び心得 1 火薬類取扱所では、火薬類の管理及び発破の準備以外の作業を行わないこと。 2 境界内では、禁煙及び火気の使用を禁止、爆発、発火又は燃焼しやすい物をたい積しないこと。 3 内部は、清潔を保ち土足で立入らないこと。また、整理整頓に心がけ、取扱作業に必要な器具以外の物を置かないこと。 4 火薬類取扱所では、除電棒又はセーフティー・マット等を設置し、静電気を除去してから取扱作業に従事すること。 5 火薬庫（販売店を含む。）に対する火薬類の請求は、1 日の消費見込量以下とすること。 6 爆薬と火工品（導爆線を除く。）は、別々の収納箱又は収納棚に入れ、施錠して保管（存置）すること。また、境界さく及び取扱所入口扉等のかぎは、出納責任者が所持すること。 7 火薬類取扱所に保管（存置）できる火薬類の数量は、1 日の消費見込量以下とし、かつ、次の数量を超えないこと。 爆薬（火薬） キログラム 雷 管 個 導爆線 メートル 8 爆薬と火工品は、別々の背負袋又は運搬箱に入れ、脚線が裸出しないように収納し、漏電のおそれのある物に接近しないこと。 9 1 日の発破作業が終了したときは、残火薬類を火薬庫（販売店を含む。）へ返納すること。 10 出納責任者は、火薬類の受払いのつど現品と照合し、帳簿に記載するとともに、毎日の消費状況を消費日報に取りまとめ、保安責任者に報告すること。 1 日の爆薬最大消費量 キログラム 月間の爆薬最大消費量 キログラム 一般社団法人 富山県火薬類保安協会	火工所・法規及び心得 （火薬類取扱所を設置した場合） 1 火工所では、親ダイの作製以外の作業を行わないこと。 2 火工所に火薬類を保管（存置）している間は、見張員を常時位置し、盗難防止を図ること。 3 さく内では、喫煙及び火気の使用を禁止、爆発、発火又は燃焼しやすいものをたい積しないこと。 4 内部は、清潔を保ち土足で立入らないこと。 5 火工所では、除電棒又はセーフティー・マット等を設置し、静電気を除去してから取扱作業に従事すること。 6 火薬類取扱所に対する火薬類の請求は、1 発破毎に行うこととし、その数量は、1 発破の親ダイの作成に必要な量とすること。 7 爆薬と火工品は、別の収納箱又は収納棚に入れ、施錠して保管（存置）し、親ダイは、段別に区分して収納すること。また、さく及び火工所入口扉等のかぎは、出納責任者が所持すること。 8 親ダイを運搬するときは、脚線が裸出しないように背負袋又は運搬箱に収納し、漏電のおそれのある物に接近しないこと。 9 1 日の発破作業が終了したときは、残火薬類を火薬類取扱所へ返納すること。 10 出納責任者は、火薬類の受払いのつど現品と照合し、帳簿に記録すること。 一般社団法人 富山県火薬類保安協会	火工所・法規及び心得 （火薬類取扱所を設置しない場合） 1 火工所では、火薬類の管理及び発破の準備及び親ダイの作製以外の作業を行わないこと。 2 火工所に火薬類を保管（存置）している間に、見張員を常時配置し、盗難防止を図ること。 3 さく内では、喫煙及び火気の使用を禁止し、爆発、発火又は燃焼しやすい物をたい積しないこと。 4 内部は、清潔を保ち土足で立入らないこと。また、整理整頓に心がけ、取扱作業に必要な器具のほか持込まないこと。 5 火工所では、除電棒又はセーフティー・マット等を設置し、静電気を除去してから取扱作業に従事すること。 6 火薬庫（販売店を含む。）、庫外貯蔵庫に対する火薬類の請求は、1 日の消費見込量以下とし、かつ、次の数量を超えないこと。 数量（火薬） 25 キログラム 雷 管 250 個 導爆線 500 メートル 7 爆薬と火工品（導爆線を除く。）は、別々の収納箱又は収納棚に入れ、施錠して保管（存置）すること。また、さく及び火工所入口扉等のかぎは、出納責任者が所持すること。 8 親ダイ及び増ダイを運搬するときは、背負袋又は運搬箱に入れ、脚線が裸出しないように収納し、漏電のおそれのある物に接近しないこと。 9 1 日の発破作業が終了したときは、残火薬類を火薬庫（販売店を含む。）又は庫外貯蔵庫へ返納すること。 10 出納責任者は、火薬類の受払いのつど現品と照合し、帳簿に記録するとともに、毎日の消費状況を消費日報に取りまとめ、保安責任者に報告すること。 1 日の爆薬最大消費量 キログラム 月間の爆薬最大消費量 キログラム 一般社団法人 富山県火薬類保安協会
--	---	---	---

用語の解説

保安責任者

火薬類取扱保安責任者（正）、火薬類取扱保安責任者の代理者（代）、火薬類取扱副保安責任者（副）に選任された者及びその総称をいう。

取扱従事者

火薬類取扱作業に従事する者、ただし、保安責任者（正、代、副）に選任されている者を除く。

火薬類取扱者

保安責任者及び取扱従事者をいう。（保安教育の項においては法令の用語に従い、両者を従業者といる。）

保安手帳（黒）

火薬類取扱保安責任者免状を有する者に与えられる火薬類保安手帳をいう。

従事者手帳（青）

発破技士免許を有する者に与えられる火薬類取扱従事者手帳をいう。

従事者手帳（黄）

発破技士免許を持たない者に与えられる火薬類取扱従事者手帳をいう。

火薬庫

火薬類を貯蔵する場所をいう。火薬庫は、貯蔵できる最大貯蔵量により一級火薬庫、二級火薬庫、三級火薬庫に区別される。また、貯蔵する火薬の種類により煙火火薬庫に区別される。

庫外貯蔵場所

火薬庫以外の火薬類貯蔵所をいう。（建築物及びロッカー等の設備）

（注）自主基準においては、構造基準を除き、火薬庫と同等に扱う。

火薬類取扱所

火薬類の消費場所において火薬類の管理及び発破の準備を行う場所である。

火工所

薬包に工業雷管若しくは電気雷管を取り付け（親ダイの作製）又は薬包に工業雷管若しくは電気雷管を取り付けたものを取り扱う作業をするための場所であり、火工所以外の場所においては親ダイを作製することはできない。

消費場所

火薬類取扱所、火工所、切羽及びずり捨場を含む区域をいう。

（注）不発残留薬の点検をする必要があるので、ずり捨場を消費場所に含めた。

外柵

火薬庫、火薬類取扱所、火工所及び庫外貯蔵場所の周囲に設ける警戒さくをいう。

境界さく

火薬類取扱所の周辺に設けられた増ダイ運搬車両が立寄る場所の周囲に設ける有刺鉄線又はトラロープを用いたさくをいう。

（注）用語の意味は火薬類管理自主基準（参考事項等を含む）などによる。

付表 2

関 係 機 関 等 一 覧

名称	郵便番号	所在地	電話番号	FAX 番号
経済産業省商務流通保安グループ鉱山火薬類監理官付	100-8901	東京都千代田区霞が関一丁目3番1号	03-3501-1870	03-3501-6565
中部近畿産業保安監督部保安課	460-8510	名古屋市三の丸二丁目5番2号	052-951-0291	052-951-2762
富山労働局労働基準部健康安全課	930-8509	富山市神通本町1-5-5	076-432-2731	076-432-6089
富山県危機管理局消防課	930-8501	富山市新総曲輪1番7号	076-444-4588	076-432-0657
富山県警察本部生活安全部生活安全企画課	930-8570	富山市新総曲輪1番7号	076-441-2211	076-444-1167
(公社)全国火薬類保安協会	104-0032	東京都中央区八丁堀四丁目13番5号 幸ビル8F	03-3553-8762	03-3553-8763
(一社)富山県火薬類保安協会	930-0082	富山市桜木町1-11 佐藤工業(株)北陸支店内	076-433-3135	076-433-3140
(公社)日本煙火協会	103-0016	東京都中央区日本橋人形町2-4-9 人形町双葉ビル7F	03-5652-7855	03-5652-7857
日本煙火協会富山地区会	930-0082	富山市桜木町1-11 佐藤工業(株)北陸支店内	076-433-3135	076-433-3140
(一社)日本火薬銃砲商組合組合連合会	106-0041	東京都港区麻布台2-3-22 一乗寺ビル3F	03-5549-9041	03-5549-9042
(一社)日本火薬銃砲商組合連合会富山県支部	930-0082	富山市桜木町1-11 佐藤工業(株)北陸支店内	076-433-3135	076-433-3140
(一社)日本建設業連合会安全環境対策本部安全委員会火薬類対策部会	104-0032	東京都中央区八丁堀二丁目5番1号 東京建設会館	03-3552-3201	03-3552-3206
日本火薬工業会	106-0041	東京都港区麻布台2-3-22 一乗寺ビル3F	03-5575-6605	03-5575-6607
(一社)富山県建設業協会	930-0094	富山市安住町3番14号(富山県建設会館内)	076-432-5576	076-432-5579
建設業労働災害防止協会富山県支部	939-3545	富山市水橋入部町字元禄4-62	076-478-4900	076-478-5090

付表 3

(市町村消防)

市町村名	本部・署	所在地	電話番号	その他
富山市	富山市消防局・消防署	富山市今泉191番地1	076-493-4141	
	富山北消防署	富山市高畠町一丁目10番30号	076-437-7141	
	呉羽消防署	富山市呉羽町2417番地5	076-436-5040	
	水橋消防署	富山市水橋館町420番地1	076-478-0061	
	大沢野消防署	富山市上二杉202番地	076-468-1212	
	大山消防署	富山市花崎737番地	076-483-1119	
	八尾消防署	富山市八尾町福島816番地1	076-454-2119	
	婦中消防署	富山市婦中町笹倉128番地	076-466-2280	
高岡市消防本部 (高岡市) (氷見市)	高岡市消防本部・消防署	高岡市広小路5-10	0766-22-3131	火災案内 0766-21-9999
	伏木消防署	高岡市伏木国分一丁目10-1	0766-44-1122	
	戸出消防署	高岡市戸出大清水281	0766-63-0045	
	福岡消防署	高岡市福岡町下老子748	0766-64-3305	
	氷見消防署	氷見市加納387番地1	0766-74-8300	火災等の問合せ 0766-22-9999
射水市	射水市消防本部・消防署	射水市橋下条1522番地	0766-56-0119	火災・救急問合せ 0766-56-9939
	新湊消防署	射水市本町二丁目13番1号	0766-82-8333	
富山県東部消防組合 (魚津市) (滑川市) (上市町) (舟橋村)	消防本部	魚津市本江3197番地1	0765-24-0119	火災の問合せ 0765-22-9999
	魚津消防署	魚津市本江3197番地1	0765-24-7980	
	滑川消防署	滑川市上小泉24番地	076-475-0180	
	上市消防署	中新川郡上市町稗田36番地	076-472-2244	
新川地域消防組合 (黒部市) (入善町) (朝日町)	消防本部	黒部市植木761番地1	0765-54-0119	火災等案内 0765-54-1999
	黒部消防署	黒部市植木761番地1	0765-54-0119	
	入善消防署	下新川郡入善町上野571番地	0765-72-0135	
	朝日消防署	下新川郡朝日町道下1062	0765-83-0009	
	宇奈月消防署	黒部市宇奈月温泉3353	0765-65-2940	
砺波地域消防組合 (砺波市) (小矢部市) (南砺市)	消防本部	砺波市大辻501番地	0763-32-4957	火災等案内 0763-32-9999
	砺波消防署	砺波市大辻501番地	0763-33-0119	
	小矢部消防署	小矢部市泉町2番37号	0766-67-0119	
	南砺消防署	南砺市天池99番地	0763-52-0119	
立山町	消防本部消防署	中新川郡立山町米沢36番地	076-463-0005	火災等案内 076-462-2119

付表 4

火薬類許可申請手数料一覧表

令和 6 年 4 月 1 日現在

内 容		金 額(円)
火薬類製造営業許可申請		2 2 0, 0 0 0
火薬類販売営業許可申請	(1) 競技用紙雷管のみ	2 5, 0 0 0
	(2) その他	1 1 0, 0 0 0
火薬庫設置又は移転の許可申請		7 3, 0 0 0
火薬庫の構造又は設備変更許可申請		8, 3 0 0
火薬類製造施設完成検査		4 1, 0 0 0
火薬庫完成検査	設置又は移転の工事に係るもの	4 1, 0 0 0
	構造又は設備変更の工事に係るもの	2 3, 0 0 0
火薬庫保安検査		4 1, 0 0 0
火薬類譲渡許可申請		1, 2 0 0
火薬類譲受許可申請	(1) 火工品のみ	2, 4 0 0
	(2) 火工品を除く火薬類 2 5 kg 以下	3, 5 0 0
	(3) その他	6, 9 0 0
火薬類運搬証明書交付		2, 1 0 0
輸入許可申請	(1) 火薬類 25kg 以下	1 2, 0 0 0
	(2) 火薬類 25kg を超える	2 5, 0 0 0
煙火消費許可申請		7, 9 0 0
丙種火薬類製造保安責任者、火薬類取扱保安責任者試験		1 8, 0 0 0
丙種火薬類製造保安責任者免状、火薬類取扱保安責任者免状交付		2, 4 0 0
丙種火薬類製造保安責任者免状、火薬類取扱保安責任者免状再交付		2, 4 0 0

火薬類取締法に基づく
許可申請等の手引
(令和6年改訂版)

発行日 令和6年4月1日

発行所 一般社団法人 富山県火薬類保安協会
〒930-0082
富山市桜木町1番 11号 佐藤工業㈱1F
TEL : 076-433-3135
FAX : 076-433-3140

監 修 富山県危機管理局消防課
TEL : 076-444-4588
URL : <http://www.pref.toyama.jp/>
